

【五八八】参議院内閣委員会（第九十九回閉会後）会議録第一号（昭和58年8月9日）

（発言者）

野田哲（委員）

茂串俊（説明員、内閣法制局長官）

後藤田正晴（国務大臣（内閣官房長官））

峯山昭範（委員）

大重重夫（説明員、文化庁文化部長）

化部宗務課長

〔発言順、敬称略〕

○野田哲君 官房長官の時間が限られておりますので、これまで全然別の問題で官房長官の見解を伺っておきたいと思っております。中曽根総理の発言であります、総理は閣僚の靖国神社参拝について公式参拝合憲論を根拠づけるように二十日までに自由民主党に指示した、こういう報道があります。さらに、七月三十日に群馬県に帰郷された際の記者会見で、閣僚の靖国神社への参拝問題について内閣と自由民主党で相当の権威者を集めて憲法との関係を研究したい、こういうふうにして述べられておられます。そして、従来の政府見解を見直すように非常に積極的な意向を示されたことが報道されております。これに関連して、政府首脳ということですから恐らく官房長官だろうと思うんですが、若干ニュアンスの違う報道をされているわけです。

そこで、二つの点で官房長官と法制局長官に伺いたいんですが、まず憲法二十条の判断であります、いままで総理大臣や閣僚の靖国神社参拝について、国会でこれは何回も議論をされている問題でありますし、何回もまた政府見解が示されているわけです。

代表的な政府見解として、福田内閣当時、安倍官房長官が本委員会でも出席をされて述べておられます。それは、

閣僚の地位にある者は、その地位の重さから、およそ公人と私人との立場の使い分けは困難であるとの主張があるが、神社、仏閣等の参拝は、宗教心の表れとして、すぐれた私的な性格を有するものであり、特に、政府の行事として参拝を実施することが決定されるとか、玉串料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り、それは、私人の立場での行動とみるべきものと考えられる。

こういう見解が福田内閣当時示されています。

さらに、鈴木内閣当時の政府見解として、内閣総理大臣その他国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは「違憲ではないかとの疑いをなお否定できない」ということである。「こういうふうには官房長官が述べておられます。こういうふうには、何回も国会で公式参拝と憲法との関係について議論をされている。そして、政府の統一見解が表明されているものを、与党であるといながら、国会を構成している一政党的見解でこういうままの政府見解が変更できると考えておられるのかどうか。まず、法制局長官からその点について伺いたいと思っております。

○説明員（茂串俊君） まず、政党が一般的に、必要に応じていろいろな問題について検討されるということは、至極当然のことであると思っております。それから、これもまたごく一般論でございますけれども、政党内部で必要に応じて、ある法令の解釈とかあるいはその他の問題につきまして検討が行われ、そして結論が出た場合、それが自動的に政府の見解になるというわけではないわけでございます。まして、党側と政府側との意見の調整という手続が必要であるというふうに考えております。したがって、この調整の結果によって物事は進んでいく、こういうことにならうかと思っております。

○野田哲君 重ねて伺いますが、法律とか政策について政党がそれぞれの立場で検討を行うこと、これは私はいま長官が答えられたとおり当然であると思っております。しかし、憲法判断にかかわる問題について、いままで政府が国会で見解を表明していることとは違う立場に立った考え方で見解を変えていく、こういうことが政党だけでできるものですか。これは政府でも私はできないと思っております。これは一般的な法律やあるいは政策とはちよつと次元が違う問題じゃないかと思っておりますが、どうですか。

○説明員（茂串俊君） 御指摘のとおり、憲法解釈を含めまして法令の解釈というものは、これは法理論として適正であるかどうかといういわば法理の追求の問題でございます。それだけに、一般の政策のように、内閣の意向とかそういうもので、いわば政策的な判断で決まってくるというものではもとよりないわけでございます。ただ、先ほどいろいろ野田委員からも政府の統一見解をお述べになりましたように、いろいろの意見がこのままの靖国公式参拝にはあり得るわけでございます、それに

いて党が党のお考えで自主的に御検討をされるということについては、私もがとやかく申し上げる問題ではなからうかと思っております。

○野田哲君 だから、政党の見解はあくまでも政党の見解であつて、いままで出した政府見解等について、それを覆すような閣僚としての靖国参拝合憲論というふうなものを政党が結前を出せるはずはない、こういうふうには思っております。そういうことでしょうか。

それから、官房長官に伺いたいんですが、群馬発言によりまして、内閣でも従来の政府見解を見直す、検討を行わせるということ総理が発言をされているようですが、いままで政府が統一見解として法制局長官や官房長官が国会の公式の場で表明してきたことが、内閣のどのような機関が決めればそれが変更できると考えておられるのか。私は、そんなことは憲法を変えない限りはできるはずはない、こういうふうに思っているんです。

きょうの新聞にも漫画が大きく出ております。中曽根さんによく似た顔をした人がモーニングを着て、「靖国参拝」と書いてたところのベースへ滑り込んでおられるが、これはやっぱり後ろの審判はアウトと、こう手を挙げておられます。解説には、「憲法も、そのけそのけ、政府が通る」と、こうなつておられます。しかし、それは審判はアウトと手を挙げておられます。私は、憲法二十条の憲法判断というものはそんなに簡単に変えられるはずはない、こう思っているんですが、一体総理がどういう指示をされているのか、どういう場で検討されようとなさっているのか、伺いたいと思っております。

○国務大臣（後藤田正晴君） 総理の前橋での御発言は私も新聞で拝見をしただけで、まだ総理から内閣としても勉強しろといったような御指示は受けておりません。御指示があればその段階で検討をいたしたい、こう考えておるわけでございます。従来の政府の見解も、いわゆる公式参拝については、合憲であるとか違憲であるとかということは断定をいたしておりません。ただ、違憲の疑いを今日なお否定し得ないから、事柄の性質上、非常に重要な問題だから、閣僚の公式参拝は差し控えてもらいたい、これが政府の見解で、憲法解釈としてはこれは甲論乙駁があることは御案内のとおり、政府としてもまだ決定をしていないのだということは、ひとつ野田さんに御理解をしておいていただきたい。

なお、私は党の話は聞きました。これは御案内のように、自

由民主党の中に靖国問題を長く勉強していらっしやる多くの議員の方がおられます。その方々は合憲の立場に立っていらっしやる。合憲ではないか、したがって閣僚は公式参拝をしてもいいかと、こういうお申し入れがあったわけでございます。それに対して総理が、ならば、これはいろんな議論がある問題だから、君らの方でも君らの方に合憲についての勉強をしてもらいたい、こういうことを言われたやに私は承知をいたしております。これまた、あたりまえのことでございます。

しかしながら、党が合憲であるという勉強の結果の結論が出たときに、一体、すぐにそれが合憲論としてまかり通るのかといえ、先ほど法制局長官が言いましたように、それはそうはまいらない。ただ、議院内閣制であるということだけでは御承知おき願いたいと思えますけれども、事が憲法解釈という重要な問題でございますから、そういった場合には政府としてはいろんな角度からさらに政府自身として検討して結論を出さなきゃならぬ、こう思います。

そこで、それがまた違憲であるといったようなことになれば——これはまだ公式参拝について、御案内のように最高裁判所としては最終判断はいたしておりません。今日まではいわゆる津の地方裁判所で争われた地鎮祭問題の政教分離についての一般的な判断が出ておるにすぎないので、公式参拝それ自身については出ていない。やはり争いが最後まで残るといふことになれば、これは私は最終は最高裁の判断ということにならざるを得ないのではないかと、かように考えておるわけでございます。したがって、ただいまの御質問の中に、政府の見解をそれで変えるのかと、こうおっしゃいますが、政府はまだ合憲とも違憲とも決めていないのだという事は申し上げておきたい、かように思います。

○野田哲君 この問題は、まだ私もいろいろいままでの政府見解を例に挙げてさらにたまたたいわけですが、官房長官、約束しておりました時間が参りましたので、その問題はきょうはこれでおきます。

(略)

(略)

○峯山昭範君 (略)  
官房長官、時間がございませんので、この問題はちよつとペンディングしておきまして、次に靖国の問題を官房長官にお伺いしておきたいと思えます。

この問題は非常に重要な問題であろうと思えます。それで、先般から中曽根総理大臣の発言を見ておきますと、やっぱりいろんな角度から考えてみてみましてこれは非常に危険な思想がずいぶんありますし、総理自身が靖国を公式参拝したい、そのためのいわゆる合理的な根拠づけをつくれと総理が指示したやに受け取れる記事が非常に多いわけです。

それで、この問題についてまず官房長官にお伺いしたいのは、現在の中曽根内閣としてはいわゆる靖国神社の公式参拝という問題についてどういふふうにか考えていらっしやるのか、現在のの中曽根内閣はこういうふうにか考えておられますというのを、ひとつ一遍教えていただきたいと思ふんです。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私どもは、かねがね国会等でも明らかにならしておられますとおり、いわゆる公式参拝ということについてはまだ合憲とも違憲とも判断をしておりません。しかしながら、違憲の疑いを否定し得ない現状にもある。そこで、事柄の性質上、きわめて重要なことでありますから、慎重に対処しなければならぬ。したがって、国務大臣が公の立場において参拝をするというふうなことでなくて、いわゆる私人としての参拝をする、かような従来から政府は決めておられますが、この考え方は現在も持つておるといふふうにお答えをいたしておきたいと思えます。

○峯山昭範君 さつき午前中にも、いま官房長官がおっしゃった御答弁と同じ御答弁をお伺いしました、閣僚の公式参拝は控えてもらいたい。それは公式参拝は違憲の疑いを否定し得ないところである、したがって公式参拝は差し控えてもらいたいというのが現在の政府の公式の見解ですと、こういうふうにいまでも伺いたしたわけでありますが、それにもかかわらず、参拝は私人で行くべきであるというのも明確に先ほどおっしゃいましたですね。

ところが、実際問題として、昨年、一昨年とずっと、最近はいわゆる中曽根総理大臣以下大多数の大臣がみんな参拝しておるわけです。公式の政府の見解とは裏腹に、実際問題としては靖国に参拝する人たちがどんどんふえておるといふふうな問題は、事実関係は大分政府の公式見解とは違う方向にいつている。そういうふうには私に思ふんですけれども、この点はどうなんでしょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 国務大臣がそういう身分を持つておるわけですけれども、参拝はあくまでも私人としての立場で参拝をしておるわけでございます。やはりこの問題は、憲法論

議ももちろん一方にありますが、遺族の心情というふうなことに思いをいたし、そしてまた英霊に対してその霊を慰め、そしてまたこういつた亡くなった方に敬意を表するということ、国民の立場においては私自身は当然のことではないか、私はさように考える。

ただ、これは憲法上確定はいたしておりませんが、いろんな議論があることも事実でございますし、したがって公人たる立場においてはやはりこの際慎重な行動をとらう、こういうことになつておるわけでございまして、そこで従来から、たとえば内閣総理大臣何のだから、国務大臣何のだからというふうなことでは記載することについてはいかがなものかといったような御議論もございましたけれども、これは御案内のように、例は悪いかもしれませんが、私どもしよつちゅう色紙を書かされる。そのときにも国務大臣後藤田正晴と書くことは幾らでもあるわけでございます。そういう地位を持つておる個人という立場、これを離れてやつておるわけではございません。

例はいささかおかしかつたかも知れませんが、やはりそこへ行つてお参りするときに個人の名前だけしか書かない方もいらつしやるのでございまして、あるいはまた自分が持つておる資格というのを書いましてお参りに行くこともある。こういうふうなことではございまして、いま閣僚がお参りしておるのも別段私は公の行事あるいは公人としてお参りをしておるというわけではない、個人としての立場でお参りをしておる。そのことは、国民としていろんな考え方が、人によつて違ふかもしれないけれども、私はあたりまえのことをあたりまえとしてやつておる、かように考えておるわけでございます。

○峯山昭範君 私は、官房長官がおっしゃるその戦没者追悼の意味あるいはその英霊に対する考え方、そこら辺のところは何ら変わるところはないわけです。われわれだつて同じなんです。しかし、これは官房長官にお考えいただきたいんですけれども、三木さんが総理大臣のときには四原則みたいなものを決めておられました。これは御存じのとおり、総理大臣というふうな肩書きは書くのをやめておこう、それが一つです。それから公用車は使わないようにしよう、あるいは職員は同行させないとか、玉ぐし料は自分で持つようにしようとか、原則を決めておりました。それが何でこういうふうになつたかという、やつぱり公人、私人の区別が分けにくい、非常にむずかしい問題がある。また、国民の立場から見て、内閣総理大臣何の何がしなんて書くやつぱり私人ではなくて公人というふうなこと

になりかねない。だから、そういう疑われるようなことはやめようというところでこういうふうになったわけですね。

ところが、実際問題として、その後、今度は五十三年の十月になりますと、車は警護の都合上これはやむを得ぬというふうになってきて、そのときには玉ぐし料だけは私費で払う。だんだん、五十三年の十一月にはまたそういうふうにならずに崩しにされているわけですね。しかも今度は、その崩しにされたその問題が、今度の中曽根総理大臣になると、基本になつていたいゆる憲法問題そのものも考え直せというの、いわゆる憲法違反の疑いがある、否定し得ないという政府の見解このものも検討し直せというふうになれわれとしては受け取れるわけですけども、こころ辺のところは、実際、総理の真意というのはどういうところにあるんですか。

○国務大臣（後藤田正晴君） この問題についての経緯は、いま峯山先生がおっしゃったように、三木さんのときから福田さん、鈴木さんという御意見が出ておりますが、三木さんのときには例の四原則とでもいいますか、あの方はあの方なりのお考えでそういうふうにおっしゃったと思っております。したがって、閣の方針としてやったわけではございません。したがって、あの四原則そのものが内閣の基本の方針であったということではない、これはひとつお答えをしておきたいと思っております。

なお、中曽根総理の最近の御発言についていろいろ午前中も御質問ございましたが、これはそのときお答えしたように、自由民主党の中に靖国問題を非常に重要視せられてずっと研究をしていらつしやる議員の方がたくさんいらつしやる。その方が代表者として数名お越しになって、自分たちは憲法違反とは思わない、したがって総理大臣がひとつ公式参拝をするように、こういうお話があつたやうでございます。そこで、それに対して総理の方から、君たちがそういうふうに公式に参れということであるならば、内閣としてはこれは合憲、違憲は決めてはいないのだけれども疑いを否定し得ない、したがって公人としては参拝しないという方針が従来決めてあるから、そこで君たちがそういうのならひとつ党で検討をしない、こういうことを言われたので、これまた私は、これは総裁として当然の申し入れに對するお答えではなかつたかなと、こう思います。

それから、前橋の新聞記者会見の際に、党でも研究したが、内閣でも勉強するというようなことが記事で出ておりましたが、これはまだ私は新聞記事で読んだだけで、総理から内閣にも勉強してもらいたいという御指示は受けておりません。したがっ

て、もしこれから先そういう総理の御指示があれば私どもは勉強をするということを検討してみたい、こう思います。恐らくこれは私の推測でございますけれども、総理はしばしば国会等で、国民的な、憲法問題についても議論があり、勉強するのはいいことではないか、また院内においても余りそういったタブーを設けないで勉強するということはいいのじゃないか、ただ中曽根内閣として憲法の問題を政治課題とはしない、こういう大前提のもとでお互いの国の基本の法律なんだからいろんな議論がある以上はみんなが率直に勉強することはいいのじゃないか、こういうことをお答えしている。そういうお気持ちでこの問題も勉強したらどうか、こう言われたのではないかと、こう私は推測をしておりますけれども、まだ私にはさような指示が来ておりませんので、指示が参りました上でよく勉強してみたい、こう思います。

○峯山昭範君 法制局長官にお伺いします。

靖国神社の公式参拝の問題について、法制局としては正式にはどういふふうなお考えでいらつしやるのか、これをちよつとお伺いしておきたいと思つております。

○説明員（茂串俊君） 靖国神社の公式参拝につきましては、昭和五十三年の十月十七日と昭和五十三年の十一月十七日の二回にわたりました政府統一見解が示されておるのでありますが、統一見解の基本的な考え方を申し上げますと、先ほど官房長官もお触れになりましたように、靖国神社の公式参拝は憲法第二十条第三項との関係で問題があり、「政府としては違憲とも合憲とも断定していないが、違憲ではないかとの疑いを否定できない」というものでございまして、これは政府の統一見解でありますから、当然のことながら法制局の見解でもあるわけでございます。

私どももいたしましては、従来のこの統一見解は、憲法二十条の政教分離につきまして昭和五十二年の津地鎮祭の最高裁判決において示された一般的な判断基準に照らして考えました場合には妥当なものであるというふうには私どもも考えております。

○峯山昭範君 法制局がわけのわからぬことを言うておるから政府がわけのわからぬことを言うておるわけですな。本当に、これ、もつとわかりやう言うてくれへんかな。とにかく問題がある、違憲との疑いがある、どういふことか、これは要するに。靖国神社に参拝するということについては、もう少し法制局というところは国民にわかりやすく言うてもらわなきゃ困り

ますね。

とにかく、われわれがどういふように考えているかという、少なくとも内閣法制局は、憲法第二十条に定められた信教の自由と政教分離の原則に照らしてこの公式参拝というのはいくら違憲ではないか、または違憲の疑いがあると。疑いがあるというのでもまたややこしいわけ、これ。少なくとも、違憲である、または違憲の疑いがある、そこら辺のところはやつぱりもう少し明確にわかりやすく説明をしてもらいたいと思つておる。

それで、何でそういうふうに明確でないかという点を、これはもう少しきちつと詰めてもらいたいわけです。たとえば違憲の疑いがあると言うからには、どこら辺が違憲の疑いがあるのか。公人ということ、私人なら問題ないんでしようから、公人で問題があるわけですから、公人というのはどこら辺からどこら辺まで公人でどうなるのか。内閣総理大臣中曽根康弘と書くと公人であつて、内閣総理大臣たる、「たる」という入ると公人ではないとか、何かわけのわからないことを言っているの、しょうがないので、もう少しわけのわかるような見解を法制局長官がきちつと言うてくれぬから政府側も困つておりまんねん。

これはやつぱり、あなたは法制局長官と違つたわけですけども、あなたは部長さんで補佐しておつたわけですから、それは現場の責任者ですわな、言うたら。ですから、そういうふうな意味で、もう少しそこら辺のところをきちつと一遍、われわれにわかりやすく、総理大臣もうろろせぬでもええように、官房長官がいろいろ弁解せぬでもええように、ちゃんと一遍言うてくたさい。それで、法制局の見解はこうです、法制局長官はこうですと言つたものを官房長官はいややとは言えぬわけ、これは。どうせ後で裏で相談して決めるんやろうから一緒にうけけれども、一遍やつてみてくたさい。

○説明員（茂串俊君） 大変率直な御意見を承りましたけれども、先ほどお話のありました、中曽根総理が言われた「総理大臣たる中曽根康弘」という問題は、必ずしも、いまの公人、私人の区別ではございませぬけれども、この基本的な政府統一見解にかかわる問題ではないわけでございますが、いづれにしましても、このいわゆる基本的な統一見解につきまして一番のポイントは何かと申しますと、やはり公式参拝が合憲か違憲かというそのけじめは、憲法二十条三項に言うところの宗教的活動に当たるかどうかという点でございます。

そこで、この点につきましては、もちろんまだ憲法判断が裁



においてはその仕方の問題だろうと私は思います。戦争犠牲者に対する最大の追悼の意義というのは、やっぱり人間が人間を殺戮するというような戦争を完全になくして、そして平和な思想を広げていく、そういうことではないかと私は思うわけですが、けれども、そういう点を含めて政府としてもこの問題については早急に国民にわかりやすい形で決着をつけていただきたいことを最後に官房長官にお願しておきたいと思いますが、一言この問題について。

○国務大臣（後藤田正晴君） 御意見として承っておきたいと思えます。

○峯山昭範君 官房長官、結構です。

この問題について文部省にもちよつと一言お伺いしておきたいんですが、これは法制局としては、この箕面市の慰霊祭の違憲訴訟事件というのは勉強されておられますか。

○説明員（茂串俊君） 大体のアウトラインは勉強させていただきました。

○峯山昭範君 文部省は、この問題についてどういうふうにお考えですか。

○説明員（大家重夫君） 昭和二十六年九月十日、ちよつと講和条約の調印の年のごさいます、文部次官・引揚援護庁次長通達で、「戦没者の葬祭などについて」という通達が出ております。この通達は、それまで公の関与が禁止されていた。昭和二十一年の通達で内務・文部次官から地方長官あてに、文民についての葬儀についての公の関与、葬儀への列席はいいのだが戦没者については禁止されておったわけですが、その戦没者の葬祭等については当時の状況にかんがみ、個人や民間団体が慰霊祭、葬儀等を行うに際し、知事等の公務員が列席することは差し支えないとする、そういう通達であります。

しかし、これらは犠牲者に対して哀悼の意を表し、不幸な遺族を慰める趣旨に沿って行われるべきものであり、信教の自由を尊重し、特定の宗教に公の支援を与えて政教分離の方針に反する結果とならないよう引き続き万全の注意を払うべきであるとされている。このように、この通達では、当時の状況にかんがみ、個人や民間団体が行う慰霊祭、葬儀等に知事等の公務員が列席することは、前述の趣旨に即して行われ、かつ政教分離に反しない限り差し支えないとした通達でございます。

この通達が箕面の判決に引用されておるわけですが、この通達は現在においても廃止されていない。文部省といたしましては、一審の判決でもあり、また推移を見守っていききたい、かよ

うに考えております。

○峯山昭範君 一審の判決だからどうのこうのというふうなことにやなくて、やっぱりこれはいろいろ問題があるのは事実です。あなたが前段で言う戦没者がどうのこうのとか、慰霊とか、そういうことに対する考え方というのはみんな同じであったにしても、そのやり方はみんな違うわけですよ。それはやっぱりやり方いっぱいあるわけですよ、この判決の趣旨というのは、これは明確なんですな、これ言うたらね。だから、これは一遍読んでみればわかりますように——もうこれは読んでいたでいたわけですよ。だから、あなた方が引用されたのは、何で引用されたかというたら、これは要するに弁護側がこれを言ったからですよ、取り上げたから。だから、それにまさに反論をしておるわけよ、これ。ですから、そういうふうな意味でこれはやっぱり慎重に取り扱ってもらいたいと思う。

たとえば、ちよつと読んでみますと、

本件各慰霊祭は、このように、宗教行事そのものであつて、この点で、我が国では、慣習化した社会的儀礼の面の評価も受けているいわゆる神式の地鎮祭とか、更には、葬儀などとは、自らその性質を異にするといわなければならぬ。本件各慰霊祭を目して、宗教性が稀薄化しているとか、一般に習俗化しているとかの主張は、当たらない。

ところが、国や地方公共団体が、公務員に対し、このような宗教儀式に参列し、玉串奉奠をしたり、焼香をしたりすることをその公務の内容とする場合は、当該公務員個人の信教の自由の観点から、如何なる場合でもできないのである。すなわち、

憲法二〇条二項は、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」と規定している。

そこで、公務員に宗教上の儀式に参加する職務があることになる、公務員に対し、これを強制できることになる。つまり、公務となりうるためには、その内容が職務命令の対象となるものでなければならぬ。しかし、職務命令によって宗教上の儀式に参加することを強制することは、まさに、右規定によつて、禁止されているのである。

そうすると、公務員が、宗教上の儀式に参加することは、それが如何なる目的で、如何なる必要から行われたものであつても、憲法二〇条二項の解釈上、常に私人としての行為であると解するほかはないのであつて、その行為が公の立場、すなわち公務となりうる余地は全くない、といわなければならぬ。

らない。

また、同被告が挙げる昭和二十六年九月一〇日付文部次官・引揚援護庁次長通達は、公務員が、宗教儀式に列席し、その際、敬弔の意を表し、又は弔詞を読むこと等はさしつかえない、としている。

しかし、その意味が、公務員が私人として、宗教儀式に列席等をしてよいというのであれば、当然のことをいつたものであるし、これに列席等をするのが公務になるという意味であれば、憲法二〇条二項に違反する誤った解釈を示したことになる。

最後のところでですけど、これはやっぱり明確でありまして、最高裁の判決がなければどうのこうのというのじゃなくて、これはいまこういうような問題は非常に大事な問題だし、文部省としてもそれなりの対応をしなきゃいけないと、私はそう思いますよ。もう一遍、この問題についての御見解をお伺いさせていただきます。

○説明員（大家重夫君） この判決は、双方がいま控訴しております。行政府の者といたしましては、司法部の判断でもありません。コメントは差し控えたいと思います。

○峯山昭範君 それでは、この問題はこの程度にしておきたいと思えます。法制局等、結構です。

（略）

【五八九】第九十九回国会衆議院法務委員会議録第二号(閉会中審査)(昭和58年8月10日)

(発言者) 林百郎(委員)

前田正道(説明員。内閣法制局第一部長)

秦野章(国務大臣(法務大

臣))

〔発言順。敬称略〕

○林(百)委員 最近マスクミなんかで騒がれていますが、靖国神社への公式参拝の問題です。これは憲法二十条との関係で、国家護持というようなことで、神道が国家の事実上の唯一の宗教になって、天皇が現人神となって、それがもたくなって戦争の精神的な動員の基礎になったということ、これは軍国主義の復活と重要な問題が絡んでいるのでマスクミ等も取り上げていると思うのですが、法制局の見解は、公式参拝については憲法違反の疑いがあるのでというような解釈だということですが、法制局の見解をここで改めて聞かしていただきたいのです、靖国神社の公式参拝について。

○前田(正)説明員 法制局の見解と申しますよりは、昭和五十五年十一月十七日に衆議院の議運委員会のおきまして当時の宮澤官房長官が政府の統一見解として述べられておりますので、これを申し上げます。

政府としては、従来から、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法第二十條第三項との関係で問題があるとの立場で一貫してきている。

右の問題があるということの意味は、このような参拝が合憲か違憲かということについては、いろいろな考え方があり、政府としては違憲とも合憲とも断定していませんが、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないということである。

そこで政府としては、従来から事柄の性質上慎重な立場をとり、国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは差し控えることを一貫した方針としてきたところである。

○林(百)委員 それは宮澤官房長官の考えですが、法制局が法的な考えから言うと、どういふところが疑いがあるということ

になるのですか。その宮澤官房長官の答弁についてどう解釈しているのですか。

○前田(正)説明員 この政府統一見解が作成されました段階におきましては、法制局も当然意見を聞かれたわけでございますし、この見解に私どもとしては服しているわけでございます。

この統一見解を作成する上におきましては、特に憲法第二十条第三項の宗教的活動について判示をいたしました昭和五十二年の津地鎮祭についての最高裁の判決というものを参照にいたしまして結論を出しているわけでございます。

○林(百)委員 そのとき三木首相が、各大臣が参拝するならば、公式参拝と一線を画するために、公式参拝は疑惑があるから次の条件が必要だと言つて条件を出していますね。それはどういう条件だったのですか。

○前田(正)説明員 ただいまお尋ねのことにしまして、巷間いわゆる四条件というものが言われておりますけれども、法制局の方から四条件ということでお示したことはございません。また、その事実がないことにつきましては、これまでの委員会等におきましてもお答えしているところでございます。

○林(百)委員 そうすると、三木首相がこういう四条件を出したことはないということですね、法制局としてはないと言えるところですね。

○前田(正)説明員 委員のお尋ねがどういふ趣旨かは存じませんが、私としては、三木総理がそういう四条件を出されたということは承知していません。

○林(百)委員 そうすると、肩書きに内閣総理大臣という肩書きを書き、それから公用の自動車を用い、随員を連れて、そして参拝をするということについて、そうしても公式参拝にはならないという——これは法制局の見解を聞いていますよ、そういうことになるのですか。もちろん玉ぐしは個人的な玉ぐし料でないといふことが入りますけれどもね。

○前田(正)説明員 ただいま御指摘の点につきましては、同じく昭和五十三年十月十七日の参議院の内閣委員会におきまして当時の安倍官房長官からお答え申し上げております。ちょっと説明させていただきますが、

先般の内閣総理大臣等の靖国神社参拝に関しては、公用車を利用したこと等をもって私人の立場を超えたものとする主張もあるが、閣僚の場合、警備上の都合、緊急時の連絡の必要等から、私人としての行動の際にも、必要に応じて公用車を使用して、公用車を利用したからといって、私人の立場を離れたものとは言えない。

また、記帳に当たり、その地位を示す肩書きを付すことも、その地位にある個人をあらわす場合に、慣例としてしばしば用いられており、肩書きを付したからといって、私人の立場を離れたものと考えすることはできない。

さらに、気持ちと同じくする閣僚が同行したからといって、私人の立場が損なわれるものではない。

以上のような見解が政府統一見解として示されておりまして、法制局といたしましてもこれと同様の考え方を持っております。

○林(百)委員 そうすると、内閣総理大臣という肩書きで、そして内閣総理大臣の公用車を使って、そして各閣僚を引き連れて靖国神社に参拝しても、これは私人の参拝だ、こう法制局も考えているということですね。

そんな考え、どこから出てくるのですか。これはもう憲法学者の通説からいっても、宗教的な中立の立場を保つためには、宗教団体が国から特別な特権を受けないとか、あるいは宗教的な特別な礼拝ないし宣伝を受けないとか、公権力による特殊な利益の取り扱いを受けないとか——靖国神社だけは、総理大臣という肩書きをもって、総理大臣の公用車を使って各大臣を引き連れてお参りしても、国家的な特別な取り扱いを受けてないということになるのですか。そんなことを法制局は考えているのですか。

○前田(正)説明員 ただいまの点につきましては、先ほど読み上げさせていただきました政府統一見解の中に述べておりますように、公用車の利用に関しては、閣僚……林(百)委員「公用車はいいですよ。肩書きはどうです」と呼ぶ。肩書きにつきましては、慣例としてしばしば行われているところから、それを書いたからといって私人の立場を離れたものではないであろう、こういう考え方をとっております。このことにつきましては国会でもたびたび御議論がありまして、同様の答えをしております。

○林(百)委員 それでは、今度中曽根総理が、公式参拝をするたびに問題が起きる、疑惑がある、それをはつきりしろと言つたのはどういふわけですか。何も問題ないことになるじゃないですか、あなたの言うことになれば。

○前田(正)説明員 法制局といたしましては、特段の指示もお話も受けておりませんので、その点については承知いたしております。

○林(百)委員 あなたの言うのは全く詭弁ですよ。法制局自身

がそんなこと言っていたら、これはもう再び靖国神社が国家護持を受けることに通ずることは明らかじゃないですか。東条英機も祭られているし、そういうようなものへ内閣総理大臣が改めて参拝する。それじゃ違う神社へそういうことをしたことがありますか。

まああなたを幾ら怒ってもしょうがないけれども、そんなことを法制局が考えていたら問題ですよ。

それで、法務大臣、聞きますよ。

内閣では、八月十五日に終戦記念日でまた皆さんおいでになるでしょう。参拝についてはいまだどういうことになっているのですか。参拝については、いま言った三木総理が言われたという四条件というものはあることですよ。われわれ見ているわけですよ、マスコミやいろいろで。そんなこともありますが、どういう話にいまなっているのですか。みんな書き書いていい、公用車を使って行くか知らないけれども、どんなことになつていっているのだから、いま内閣は。

○秦野国務大臣 私が閣僚になつてこの問題で特に話し合いたことも何もないのですけれども、私自身は、秦野章という個人といえますかね……（林（百）委員「ちょっと小さい声で聞こえない」と呼ぶ）今度のいまおっしゃった問題で、私は閣僚になつてから閣議その他で話し合つたことは何もありません。ないのですが、法制局の見解は法務省の方に参考配つてきています。

私自身は、言うならば法務省の代表者としてお参りするなどということはありません。秦野章として参拝することにはあり得る。まだ行くと決めていませんけれどもね。要するに自然といえますか——ただ、肩書きが、職業が法務大臣だから、職業欄があれば国務大臣と書いたって構わぬだろう。しかし、秦野章が行くんだから、それは自分の個人の自動車で行つて、もちろんおさい銭は自分のお金を出す、これはあたりまえのことだと思つてますよ。それを、公人、私人なんて論議が大分やかましいようだけれども、私は、神社参拝というようなお寺でもどこでも自分個人で行くものだ、こう思つていますから……。

○林（百）委員 それじゃ、東本願寺、西本願寺あるいはキリスト教の教会へ大臣たちが行くときに、みんな大臣の肩書きを書くのですかね。それはどうなつていっているか御存じですか。あなたも初めて法務大臣になつて、今度はそういう問題に直面してい

るわけですが……。

法制局に聞きましよう。法制局、そういうことあるのですか。内閣総理大臣が自分の菩提寺にお参りするの、内閣総理大臣中曾根康弘ということ菩提寺にお参りして、そして肩書きを書いてくるのですか。そうやっていっているのですか。そして公用車を使って、それから随員も連れて、そういうことをやっているのですか。そういうことを聞いたことありますか。

○前田（正）説明員 私は存じません。

○林（百）委員 私は存じませんが、靖国神社にだけそういうことがあることは御存じだ。それは別に公人としての参拝でないというところは、全く詭弁ですよ、あなたの言うことは。法制局がそんな詭弁を弄していたら、再び軍国主義の方向へ行く危険というのは国民は皆感じていっているのですよ。

だから、法務大臣にもう一度お聞きしますが、法務大臣は、まだはっきり決めていないけれども、靖国神社へ参拝される。しかし、それは法務大臣の秦野というところで行くんだ、私用の車を使うつもりだし、玉ぐし料をどうするか知らぬけれども、どんなことになつても決まらなかつてないけれども、行くことすればさういうつもりだということですね。それは宗教の自由があるから、あなたがおっしゃることも私は構わないと思う。ただ、内閣総理大臣とかあるいは公用車を使うとか、あるいは随員を連れていくとか、異常な参拝の仕方は、これは明らかに公式の参拝、内閣総理大臣として、国としての特別な靖国神社への配慮になるということ私には言っているわけなんです。あなたが個人としてどうしよう構いませんがね。もう一度はっきり言つてもらいたい。

○秦野国務大臣 私は、たとえば公用車で用があつてあの辺を通つたときに、ちよつとそこでお参りするといふ程度なら、仮に公用車を使つたつて、そのために使つたのじゃないのだから大したことはないだろうと思つていられるのですよ。だけれど、靖国神社にお参りするといふのにわざわざ公用車を使つたこともないし、また使うつもりもない。私は自家用車がありますからね。

それと、お言葉を返すようだけれども、靖国神社にお参りするといふことの私の心境は、気持ちには、私の弟も戦死しているしするから、あそこに戦死者のみたまが祭つてあるんだということなら、あそこに、祭られているところにおさい銭を投げてお参りするといふことは自然の感情だ。

肩書きの問題でも、私はいわば社務所みたいなところへ上が

つて何かしませんから、そうつと入つていって、おさい銭を投げてお参りするんだから、余り書くことはなからうと思つてすよ。仮に肩書きを書くとしても、いま法務大臣をやっているから、職業は、どこかの会社の社長が社長と書いて名前書いてあれするのと余り変わらない程度の意味で、書いても一向に、色紙に名前を書くのと同じだといふような程度に私は感じておりますが、あくまでも法務省を代表し法務大臣がといふのじゃなくて、秦野章がお参りするんだ。たまたま職業を書く。だつて同姓同名もあるからね。職業でも書かぬと間違えることがある。私のような名前でも同姓同名が東京都にありましたからね。そんなことで、余り力んで行くつもりはありません。私は何も十五日じゃなくたって、たまにお参りいたしますから……。その程度でございます。

○林（百）委員 私が特に靖国神社といふことを問題にするのは、戦没者の霊を祭るといふこと、これは国民としてそういう気持ちがあるのは当然だと思つてすよ。それなら千鳥ヶ淵に——何百万人という日本人が死んでいるし、広島、長崎では原爆で何十万人という人が二千年もの熱で焼け死んでいるわけですよ。靖国神社だけ各大臣がみんな行つて、そしてそういうところで大臣が戦争で犠牲になつた人の霊を祭るといふことは聞いたこととがないのですよ。だから、そういう意味で、東条英機まで祭られている靖国神社へ大臣の肩書きをもつて堂々とお参りをして、そして天皇の名のもとで戦争に協力した者を祭つて、そしてそれを国家が護持するといふことになれば、それはかつての旧憲法の時代の戦争へ通ずる、神道の国家護持に通ずるのではないかといふことを心配してお聞きしているわけです。大臣は大臣のそういうお考えで行くなら、それはそれで——私としてはでき得べくんば何も法務大臣などと書かなくてもいいと思つてすよ。それから、法制局の見解は全く憲法に違反しておりますよ。

法制局自身が憲法に違反しているような解釈を公然と認めることは、われわれ全く承服できませんが、この問題はこの問題として、次の問題に移ります。

（略）

【五九〇】第九十九回国会衆議院内閣委員会議録第二号(閉会中審査) (昭和58年7月23日)

(発言者) 中路雅弘(委員)

後藤田正晴(国務大臣(内閣官房長官))

【発言順。敬称略】

○中路委員 (略)

論議をする時間が限られておりますので、官房長官あと一問だけお聞きをしておきたいのです。いまの問題とちよつと離れるのですけれども、お見えになった機会に聞いておきたいのですが、靖国神社の参拝の問題です。

総理が、いままでの政府の見解である公式参拝の問題は違憲の疑いを否定できないというのを見直しをすること、政府と党に検討を指示したということが新聞等で報道されていますが、政府に対して総理からこうした見直しの指示があったのかどうかという問題です。その場合にどうされるのかということが一点です。

あわせて、もう一点だけお聞きしておきますが、英霊にこたえる議員協議会というのが自民党さんの中にありますけれども七月二十一日に二階堂幹事長と安倍外務大臣に申し入れをされています。その中で、総理の公式参拝とともに国賓の靖国神社の参拝の問題について申し入れをされまして、後の新聞報道ですと板垣事務局長が、参議院議員ですが、外務大臣はレーガン大統領の訪日の際の参拝について理解を示されたという談話を出している報道があります。政府は、レーガン大統領の訪日の際にそうしたことを検討されているのかどうか。靖国神社にはA級戦犯である東条英機も合祀をされています。この前の戦争の最高責任者です。アメリカの大統領にそういった要請を検討されているのかどうか。二点あわせてお尋ねをしておきたい。

○後藤田国務大臣 靖国神社の公式参拝の問題ですが、これは政府は合憲とも違憲とも判断をいたしておりません。ただ、違憲の疑いもなお否定し得ないということで、靖国参拝というきわめて重要な事柄でございますから、そういった段階では閣僚は私人としての参拝をするという従来からの政府見解は変わっておりませんが、自由民主党の中にはたくさんの議員の方が、総理は靖国神社に公式参拝すべし、憲法違反ではない、こういう御議論が強いわけでございますが、そういうお立場から総理

に対して公式参拝をしてもらいたいという申し入れがあったようでございます。その際に、総理としては、それならばいろいろな意見があるから、党としても憲法解釈等について勉強したかどうかということは言われたということを知承をいたしております。なお、その後の前橋での記者会見の際に、政府においても勉強をしたい、そういう指示をするとかといったような記事は私は見ましたが、少なくとも今日まで私に、政府でもひとつ勉強しろといったような御指示は一切ございません。御指示があれば、その段階で勉強するか、そこらの点は検討をいたしたい、かように考えております。

なお、レーガン大統領の訪日の際に靖国神社に参拝という話は、もう全く私は聞いておりません。

○中路委員 この靖国神社問題は、また改めて別の機会に御質問することにして、官房長官 どうも時間を超過して……。(略)

【五九一】第百回国会参議院会議録第四号(昭和58年9月13日)

○小山一平君 (略)

去る八月十五日には、四月に引き続き、靖国神社に内閣総理大臣としての中曽根康弘として参拝されました。そして政府はこれまで「公式参拝は違憲の疑いを否定できない」とする内閣法制局の見解をもって政府の統一見解としてきたのであります。総理はその見直しを提唱されたのであります。

総理といえども憲法解釈を政治的恣意によって見直そうというような考えは、憲法尊重の基本姿勢に欠けるゆえんであって、越権のそしりを免れることはできません。これに対して中国及び韓国のマスコミは、教科書問題のときと同じように一斉に厳しい反応を示しました。「逆流の中の八・一五」「侵略者を美化する日本政府」「軍国主義復活を企てる逆流の現れ」「日帝美化八月の熱病」などと論評し、総理の言う「戦後政治の総決算」とは「戦前への逆もどり」であり、「改憲、防衛力強化への変身」であると危惧の念を表明しているのであります。このことに総理は謙虚に耳を傾けるべきであります。そして、タカ派路線についても反省すべきであり、総理は誠意を持って答えるべきであります。また、靖国問題についても率直な総理の見解をお示し願いたいと思っております。(略)

○国務大臣(中曽根康弘君) (略)

靖国神社の問題について御質問をいただきましたが、殉国の英霊に対してよく皆様方も黙禱いたしますが、やはり殉国の英霊に対しまして感謝申し上げ、お慰め申し上げるということはこの国でもやっておる普通のことなのでございまして、わが国におきましてもそういう真心をささげるといふことは大事なことでないかと思っております。

ただ、この公式参拝につきましては、内閣の法制局におきましてもいろいろな意見がございます。したがって、これらの疑義等につきましては党でよく勉強しておいてほしい、こういうことで目下、自由民主党において検討をし、勉強をしております。このような勉強をし、検討すること、タブーを設けないという前提からも当然行うべきことではないかと考えておるところでございます。

なお、外国の反応につきましては、外国の方々におかれても殉国の英霊に対して誠意を尽くし、お慰め申し上げるといふことはやっておることなのでございまして、この事情をよく申し上げれば御理解をいただけるものであると思ひますし、そのような御理解をいただけるような努力をしてみたいと思ひておるところでございます。

（略）

【五九二】第一百回国会衆議院予算委員会第一分科  
会議録 （皇室、国会、裁判所、会計検査院、内閣及び  
の総務所管、経済企画庁、環境庁、国土庁を  
除く並びに他の分科会の所管以外の事項） 第一号（昭和59  
年3月10日）

（発言者）

竹村泰子（分科員）

藤波孝生（国務大臣（内閣官  
房長官））

前田正道（政府委員。内閣法  
制局第一部長）

【発言順。敬称略】

○竹村分科員 靖国神社公式参拝問題について質問いたします。九月から検討を進めてこられました自民党の靖国神社問題に関する小委員会（奥野誠亮委員長）は、去る十一月二十四日内閣総理大臣による靖国神社への公式参拝は合憲であるとの見解をまとめ、自民党政調審議会の了解を得られました。小委員会は小と申しましても自民党衆参両議員四十六人で構成されており、その勉強会の講師も十二名の超一流の講師陣です。既に報道されていることですから実名で申し上げますが、江藤淳東京工業大学教授は、諸外国の例を引きながら、日本古来の習俗に基づく儀礼であるから公式参拝は推進する。田上穰治一橋大名誉教授は、信教の自由と政教分離は別で、現在の靖国論争は戦争放棄の原理が影響している、それさえ避け得れば津地鎮祭の判例でよいのではないか。この両講師の論点がその後の小委員会の基調となつていったということです。

その他の講師の方々の御意見を一言で御紹介しますと、渋川謙一神社本庁事務局長、宗教的行為と宗教的活動を分離する立場、慰霊顕彰という表敬行為は宗教的活動ではない、神道では参拝という概念は極めて広範囲だから公式参拝は合憲。井本台吉英霊にこたえる会会長、参拝は儀礼行為であり、憲法上の問題は無い。阿部美哉放送教育開発センター教授、儀礼の問題と個人の信仰の問題とに宗教の中身をはつきり分けることによつて何らかの問題解決ができるのではないか。林修三駒沢大学教授、公式参拝は違憲。井門富二夫筑波大学教授、靖国神社が明らかに宗教法人である以上公式という問題は無い。力久隆積新宗連信教の自由に関する特別委員会副委員長、慰霊というようなすぐれて宗教的な営みは宗教心を持つ国民がみずからの意思で行うもの、信教の自由の根本、宗教こそが人間の生き死にの根源の問題に救いを与え得ると自負し、その立場で慰霊は

決して習俗ではなく、より純粹な宗教行為である、靖国神社の宗教性をたつとぶがゆえに公式参拝に反対している。その他となつております。そしてその後、小委員会の見解をまとめて発表されました。

これらの公式参拝に対する争点をまとめてみますと三つあります。まず憲法が禁止する宗教的活動には当たらない。二番目が玉ぐし料などの公費。負担は憲法八十九条に違反しない。三番目に総理が靖国神社を訪れるのは当然であり、内閣総理大臣と記帳しての参拝は私的な参拝ではない、これは閣議の決定を待たなくともよい。既に自民党は八一年七月に公式参拝の実現を党是として正式決定していらつしやいます。しかし、政府は憲法二十条との関連で違憲ではないかといふことも否定できないとしていましたね。この小委員会の見解を得て、今は公式参拝に対してどのように考えておられますか。率直にお聞かせいただきたいと思います。

○藤波国務大臣 靖国神社の公式参拝をめぐりまして各方面にいろいろな御意見があるわけでございます。そんな中で中曽根総理の、この問題についてよく勉強してみよう、こういう発言がございまして、それを受けた、その直後であったと思ひますけれども、後藤田官房長官からもよく勉強をしてみよう、こういう表現でこの問題はずつと今日に至つております。

その中で、自由民主党の中にこの問題に関する小委員会が発をいたしまして、奥野誠亮代議士を中心にいたしましていろいろ御論議があり、そしてその小委員会としての意見の取りまとめがあつたといふことは私も聞いておるところでございます。ただ、自由民主党の方でもなお政調会長の預かりという形でこの問題はずつと来ておりまして、小委員会としてはまとめてそれを各方面に発表したいと思ひますか、意見の取りまとめを行いました、こういうことになっておりますけれども、なお政調会長預かりという形になっておりますので、自由民主党として公式に決定をしたといふふうにはまだ承つていないところでございます。冒頭に申し上げましたように、この問題についてよく勉強してみよう、政府としては法制局を中心とした見解がございまして、それを受けて今日に至つておる次第でございますので、私も私どももよく勉強をしておる、今日こういう段階におけるわけでございます。

今具体的に自民党が小委員会でお取りまとめになりました問題について意見を述べよといふことでもございましたけれども、私どもも勉強させていたただいておるところでございますので、

正式にこの小委員会の意見に対してコメントすることは今の時点ではお許しをいただきたい、こんなふうに通うのでございます。

○竹村分科員 多分そういうお答えが返ってくると思っております。

靖国神社は、御存じのとおりかつて天皇制軍国主義のシンボルとして創建された国立の神社で、国家神道の三本の柱であったと同時に、軍の管理下に置かれる宗教的軍事施設の最高峰でありました。天皇のために忠節を尽くして倒れたと認定された戦没者だけが護国の神、英霊として祭られ、天皇みずからが拝礼をする最高の栄誉を与えられました。戦没した幾百万の戦争犠牲者の血だけではなく、アジアの数千万人の犠牲者の血に塗られた恐るべきモニュメントである靖国神社への公式参拝が今急速にピッチを上げて走り始めています。決して自民党がひそかに小委員会で勉強したわけではないのではないのでしょうか。

振り返ってみますと、初めて靖国法案が国会に出されたのが一九六九年六月三十日、第六十一回国会でした。一九七二年三月七日、中曽根総理は総務会長るとき、英霊の国家護持の構想を発言しておられます。一九七五年八月十五日、三木首相は現職として初めて靖国に参拝しておられます。七六年六月二十二日に英霊にこたえる会が発足、これは今、日本を守る国民会議に発展して、日本縦断運動を繰り広げております。八〇年十月三十日、衆議院法務委員会と奥野元法相は憲法二十条の解釈を疑問視する有名な奥野発言をなさいました。八三年七月八日、自民党の国会議員による英霊にこたえる議員協議会が発足、現参議院議員の板垣正さんが事務局長に就任されています。そして村上勇遺族会会長とお二人で中曽根首相に要望され、中曽根首相は公式参拝合憲根拠づけの指示を発言しておられます。首班のこうした発言が弾みとなって今回の靖国神社問題小委員会は実に素早く熱意を持って学び、見解をまとめられました。そしてこの委員会の委員長に奥野元法務大臣を置かれました。歴代の首相の中で異例の指示発言であったわけで、ここでごつちりと中曽根・奥野ラインができたわけです。

ここで一つ思い出していただきたいのは、一九七九年六月に出された衆議院大井法制局長、故人ですが、その法制局の見解です。靖国神社は宗教にあらずという説が今打ち出されていますが、この大井氏の見解では、靖国神社は英霊を祭神として神道の儀式によってこれを合祀しているから、特異性はあるとしてもそれが宗教団体であることは当然の前提であると

しています。公人としての参拝は憲法二十条の三項に規定上の問題があるとしています。この衆議院法制局の見解はたびたび国会の中で論議され、今も取り消されておられません。このことについて特に御意見はありませんでしょうか。

○藤波国務大臣 いろいろこの問題については勉強をさせていただいておりますが、従来法制局で出しております見解は変わっておりません。法制局の見解に基づいて現在はその考え方をとっておりますのでございます。なおいろいろな角度から勉強をしておる中でございます。

○竹村分科員 中曽根首相は、戦後の見直しを公然と始めておられます。中曽根さんの思想や行動をつぶさに拝見していますと、戦後の見直し作業には四つの柱があります。改憲、靖国、教育、軍拡です。この歴代の首相がなし得なかつた見直し作業を精力的に進めていく実に偉大な方だと思います。

この小委員会の見解から幾つかのことを申し上げます。まず、神社は宗教にあらずという点で津地鎮祭の判例を引いております。また、鎮祭の行為の性質から適用できないとしております。つまり全く違う行為を一緒に考えているわけで、公権解釈と言えまじく。教育基本法の九条の解釈もまた大変ユニークです。宗教教育を禁止した規定も特定の宗教のためのものであるとしております。すべて都合よく理解されるわけです。教育基本法の前文には「日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して」と書かれております。

また、敗戦後、公務員が公務の資格において神社に参拝することが禁止された神道指令についても、もうこの指令は効力を失っている、総理は公人としての参拝がふさわしいとし、多くの人は総理の公的な参拝を望んでいる、だから閣議の決定を見なくても差し支えないという乱暴な論理です。御存じのとおり、神道指令というのは、一九四五年十二月十五日に連合国最高司令官総司令部から出された覚書でありますけれども、それを改めて繰り返すまでもなく、あくまでも信教の自由と政教分離の確立を無条件に保障するためであり、その精神がそのまま日本国憲法に継承されたことは全く間違いないことであります。

我が国初の政教分離原則に関する憲法判断を求めた津地鎮祭違憲訴訟での名古屋高等裁判所判決でも、「国家神道の解体は、国民みずからの手によってなされたものではなく、敗戦後占領軍の覚書という形で、その監督のもとに外部的要因によってなされたものであるが、さきに述べた戦前の国家神道のもとにお

ける特殊な宗教事情に対する反省が、日本国憲法二十条の政教分離主義の制定を自発的かつ積極的に支持する原因になっていると考えるべきであり、我が国における政教分離原則の特質は、まさに戦前、戦中の国家神道による思想的支配を憲法によって完全に払拭することにより、信教の自由を確立、保障した点にあると言つてよい」とあります。

お尋ねしますけれども、神道指令と日本国憲法二十条、八十九条との関連をどのように認識しておられるかについてお聞かせください。

○前田(正)政府委員 神道指令につきましては、我が国の独立によりまして効力を失ったものと考えております。それから憲法二十条は、申し上げるまでもなく信教の自由を定めておりますが、その中の一つの重要な要素といたしまして政教分離の原則を定めております。それから憲法第八十九条は、その信教の自由を財政面から保障する規定であると考えております。

○竹村分科員 神道指令が効力を失っているという御発言なんです。しかし私のお聞きしたのは、神道指令そのものが効力を持っているかとお聞きしたのではなく、その神道指令が我が国の憲法二十条、八十九条にどのように影響を与えたか、その関連をお聞かせくださいとお尋ねいたしました。

○前田(正)政府委員 憲法の制定に当たりました、神道の指令が発せられていたというような事情は十分考慮されたであろうというふうな考えです。

○竹村分科員 それでは、私たちの今の日本国憲法の二十条、八十九条に神道指令が非常に大きな影響を持ち、また密接なつながりを持っているということをお認めになるわけですね。

○前田(正)政府委員 日本国憲法は、申し上げるまでもなく、国会の審議を経て制定されたものでございますから、日本国民がこれを制定したということでございますので、その神道指令を直接の基礎とするという意味ではございませんけれども、当時の事情からしまして、双方の関係が考慮されたであろうというところで申し上げた次第でございます。

○竹村分科員 はい、ありがとうございます。そして、多くの人は総理の公的な参拝を望んでいるというのですけれども、多くの人というのは何人を指すのでしょうか。調査をして決められたのでしょうか。

私の知っている一人の老婦人は、御主人がフィリピンで現地召集され、戦死されたのですが、敗戦、そしてあの平和憲法の制定のときの感激を忘れることができないと話しております。

そして今あの憲法は私の夫が、また多くの愛する人々が血であ  
かない取った命がけの憲法です、私は夫を犬死にだと思いたく  
ありません、愛する夫をこの胸のうちに抱き続けたい、靖国神  
社から夫を出してほしい、霊簿抹消要求を訴え続けておられ  
ます。しかしそれは聞いていただけなのです。その理由は、  
一兵卒は十把一からげて、十人一把として葬られているそうで、  
偉い方は一人で一柱となっているそうです。一人だけ出すこと  
はできないと、大変な死んでからの差別があるわけです。

こういう方々が、黙っていても全国にどんなに大勢いられる  
ことでしょうか。一方の意見を重んじ、一方の意見を全く踏み  
にじるといふこの論理、この方々は天皇や首相の公式参拝を望  
まれないわけです。この論理はまさに太平洋戦争を進めていつ  
たと同じ体質です。どうお考えになりますでしょうか。御感想  
をお聞かせください。藤波官房長官、これは人権の問題です。

○藤波国務大臣 戦争が非常に痛ましいいろいろな犠牲者を生  
み出したということについては、もうみんなひとしく胸を痛め  
て戦後ずっと生きてきたところでございます。戦死をなさった  
方あるいは国内においていろいろな戦争の犠牲に遭われた方一  
人一人、特別にお亡くなりになった方々のごことを思いますと、人  
命が戦争によって非常に犠牲になったということをお聞きして、人  
命に思い、したがって政治の大きな目的は、特に日本の政治  
の大きな目的は、二度と戦争するようなことがあってはならぬ  
戦争の中に巻き込まれるようなことがあってはならない、平和  
な国際社会の中で平和な国の営みを進めていくように努力をし  
ていかなければいかぬ、これが政治の大きな目的になっている  
ところでございます。そういったことを常に念頭に置きまして  
戦後の政治が進められてきたと思えますし、中曽根内閣におき  
ましても、そのことを何よりも大事に考えて取り組んできてお  
るところでございます。

○今大勢の国民が望んでおること等についてどういふふうにか  
考えているかという御指摘でございましたけれども、いわゆる奥  
野小委員会、靖国神社問題に関する小委員会という意見が  
述べられて、お取りまとめになつてきておる、そういう文書で  
ございまして、政府といたしましては、今申し上げましたよう  
な気持ちの上に立ちまして、特にこの法律上、法制局の意見を  
中心にいたしまして対処してきておるところでございます。そ  
のことを御理解をいただきたいと思うのでございます。

○竹村分科員 中曽根総理も一人の人間として、戦争のことに  
大変心を痛めておられるとおっしゃいますけれども、わきから

拝見しておりますと、さつきから私が申しました改憲、靖国、  
教育、軍拡というこの一連の行動を拝見しておりますと、どう  
してもそういうふうには思えない。非常に精力的に戦後の見直  
し作業を、その顕著な例が今度の教育改革だと思えますけれど  
も、そういうことにどんな手をつけていっていらつしやる、  
そう思えてならないのですが、もし今藤波官房長官がお答えく  
ださいましたことが本当であるならば、せめてそういう遺族の  
方々——遺族の方々と総称してしましますと、全員が元首や首  
相の公式参拝を求めているというふうにお思いになるかもしれ  
ませんけれども、遺族の方の中にもそういう私の先ほどお話し  
しましたような方々がたくさんいらつしやることをどうか覚え  
ていただきたいと思えます。そのことをぜひお伝えいただきた  
いと思えます。

それから中曽根首相の公式参拝合憲根拠づけを指示する発言  
は、私がここに憲法を持つてまいりましたけれども、憲法七十  
三条、内閣の職権というところに「内閣は、他の一般行政事務  
の外、左の事務を行ふ。一 法律を誠実に執行し、国務を総  
理すること。」とあります。その政府機能の見解を逸脱した発  
言と私は思えるわけです。一方の人たちの意見を全く踏みにじ  
つて公式参拝を推進するように合憲根拠づけを指示する発言と  
いうことは、これは一國の総理としてはゆゆしきことではない  
かと思うわけですが、その点について御意見を聞かせいただ  
きたいと思えます。

○藤波国務大臣 靖国神社に対する公式参拝の問題につきまし  
ては、従来から法制局の見解といたしまして、憲法上疑義があ  
る、あるいは慎重に考えていくべき問題だというような発言あ  
るいは考え方が示されておりました。総理といたしましては、  
疑義があるというふうな表現でこの問題を処理すべきではなく  
て、実際に法律上どういふ関係に立つのかというふうなことに  
ついていろいろ各界の御意見を聞いて勉強しよう、こういうこ  
とに実はなつておるのでございます。恐らくその勉強しようの  
一環として、自民党の方でも奥野小委員会が生まれ勉強が進  
められてきたのではないかと思うのでございますけれども、各  
界のいろいろな御意見を聞いてみよう、特に法律上、歴史的に  
もいろいろ勉強しながらこの問題についての考え方をひとつま  
とめてみることにしようと言つてきておる過程でございます。  
自民党の小委員会御意見がまとまったことは何つております  
けれども、それがすなわちすぐに政府の態度になるかどうかと  
いう問題でありますとか、あるいはそのことを中曽根総理が

ードしてきておるのではないかというふうな今の御発言でござ  
いますけれども、少し中曽根康弘という政治家について先入観  
を持つてお考えくださつておるのではないかと思うわけであり  
まして、広く各界の皆様方の御意見を聞いて勉強しようとい  
うことで来ておることを、プロセスとしてぜひ御理解をいただ  
いておきたいと思っております。

○竹村分科員 そのことはよくわかります。大変勉強されたそ  
うで大変結構なことだと思えますけれども、私がお聞きしまし  
たのは、八三年に中曽根総理が公式参拝合憲根拠づけの指示を  
しておられるのです。このことを総理としてどうお考えになり  
ますか。そしてできれば撤回を求めたいのですが……。

○藤波国務大臣 靖国神社に公式参拝するという問題につ  
いて勉強しようということをお聞きしてはおりますが、これを憲  
法と照らして合憲化しようということを指示したという事実は  
ないと思えますが、そういう文書何かありますでしょうか。  
お伺いして大変失礼でございますけれども、お教えいただき  
たいと思えます。

○竹村分科員 今持つてきておりませんけれども、現参議院議  
員の板垣正さんが英霊にこたえる議員協議会の事務局長に就任  
されました。そして村上勇遺族会会長とお二人で中曽根首相に  
要望がありました。中曽根首相はこの要望を受けて、公式参拝  
を何とか合憲根拠づけをして早く実現しようではないかとい  
うその指示を発言しておられます。これはただ一つの新聞だけ  
はなく、幾つかの新聞に報道されております、宗教関係の新聞  
も含めまして。

○藤波国務大臣 よくわかりました。新聞に確かにそういうよ  
うな報道がなされましたけれども、それは公式参拝を憲法に抵  
触しない、合憲であるというふうな理屈づけようといつて指示  
をしたというものはなくて、この問題についてみんなよく  
勉強しようというふうな申したのが真意であるというふうな御  
理解をいただきたいと思えます。私どももそういう受けとめ方  
になつております。

○竹村分科員 もう時間がありませんので、深く今追及するこ  
とはできないと思えますけれども、そういうニュアンスではな  
かったのです。もし御希望であれば後日お持ちいたします。私  
はそこにいたわけではありませぬけれども、そういう報道が幾  
つかの新聞にされております。

先ほど申し上げましたように、中曽根首相が一市民であり、  
普通の方であるならば別に問題ではありませぬけれども、今重

責を担っておられる一国の総理でいらっしゃる、そういう中で、憲法の示す中での内閣、法律を執行し、国務を総理するとあるその職務がおりになる、そういう政府機能の見解を逸脱した行為ではないかと私は思うわけで、いつの日か撤回していただければ大変うれしく思います。

藤波孝生（委員）  
房長官（委員長）  
板垣正（委員）  
中西一郎（国務大臣（総理府  
総務長官））  
茂串俊（政府委員。内閣法制  
局長官）

○藤波国務大臣 中曽根内閣は、法律を執行し、国務を総攬することを何よりも大事に考えていく内閣でございます。改めてそのことだけは申し上げておきたいと思っております。

なお、先ほどのことにつきまして総理が指示したということでございますけれども、そういうふうな新聞に報ぜられておりますけれども、くどいようでございますけれども、靖国神社の公式参拝を合憲とするための理屈づけを立てる、こう言って指示したという先生の御意見でございますが、そういったような指示ではありませんで、よく勉強してみよう、あやふやなことでもなしによく勉強しよう、こういうふうな総理は発言されたのが実は真相でございます。先生はそこにいなかっただからというお話でございますけれども、私はその周辺に官房副長官としておりましたので、大体そういうふうな総理は言われたというふうな実は身をもって理解をいたしておる次第でございます。

○竹村分科員 わかりました。これは証拠不十分で、もう少し調査して、この次お尋ねいたします。

靖国問題の質問を終わります。ありがとうございます。

【五九三】第一百回国会参議院内閣委員会会議録第  
四号（昭和59年4月7日）

（発言者）

○ 穂山篤君（委員）

藤波孝生（国務大臣（内閣官  
房長官））

板垣正（委員）

中西一郎（国務大臣（総理府  
総務長官））

茂串俊（政府委員。内閣法制  
局長官）

【発言順。敬称略】

○ 穂山篤君（略）  
官房長官、時間の御都合があるようですから、次に靖国神社への公式参拝の問題について伺いをします。

今日いただいた段階で、政府としてはこの靖国神社公式参拝問題についてどういうふうにお考えですか。まず、その点からお伺いします。

○ 国務大臣（藤波孝生君） 昭和五十五年十一月に、衆議院の議院運営委員会理事会におきまして当時の宮澤官房長官が読み上げたものがございます。これが政府の見解でございます。その考え方は変わっておりません。

○ 穂山篤君 次に、自民党の靖国神社問題小委員会というのが見解を出されておりますが、これについて自民党の方から政府に対し説明なり何なりの手続がとられたんでしようか、あるいは官房長官は小委員会の見解にどう御感想をお持ちになつておられるのか、その点いかがでしょうか。

○ 国務大臣（藤波孝生君） 自由民主党の内閣部会の中に靖国神社問題に関する小委員会がございまして、そこで御指摘のような御論議が重ねられておるといふことは存じております。また、時に、その小委員会の中に内閣法制局の意見を述べるようにというふうなお招きもございまして、出席をして法制局が意見を述べてきているというふうな事実もございまして、しかし、同小委員会のお考え方は一応この小委員長のもとでお取りまとめになられたというのを聞いておりますが、正式に自由民主党の党議として決定をされたというふうにはまだ聞いておりませんので、党の方がその後どういうふうにお取り扱いになるかということを見守っておると申しますか、そういうことに関心は持つ

ておりますけれども、一応政府といたしましてはその小委員会において法制局が意見を述べてきている、こういう事実関係にとどまっておるわけでございます。

○ 穂山篤君 政府の統一見解というのは、今もお話がありましたように、五十五年十一月の宮澤官房長官の読み上げたものがあるわけですが、昨年の七月三十日に、中曽根総理は出身地の群馬県に入りまして、県庁で記者会見をいたしまして、その際に、首相、閣僚の公式参拝について法律上憲法違反の疑いがあり慎重にとする内閣法制局の見解についてあいまいな点があり内閣としてさらに検討していきたいと、こういうふうな述べておられるわけです。したがって、中曽根総理大臣から官房長官に、その当時の官房長官もおいでになるわけですが、具体的に内閣として勉強しようじゃないか、してくれというふうな公式に指示がなされたんですか、なされていないんですか、いかがでしょうか。

○ 国務大臣（藤波孝生君） 私も、当時、群馬へ総理が入られましたときに官房副長官と一緒にその記者会見にも立ち会つていたところでございますが、この問題についてよく勉強してみようか、こういう御発言であったと思っております。それを受けてと申しますか、自由民主党の中にもいろいろ御論議がございまして、自民党の中でたまたま申しました小委員会がいろいろ御論議を進めていくことになった、それは勉強されたのであるというふうな理解をしておるわけでございます。総理からは特に当時後藤田官房長官にも私どもにも勉強するようにという指示はなかったと思えますけれども、総理大臣が何か発言をいたしましたら、それはそのままやっぱり勉強しようという発言であればみんな周りは勉強はしてきておりますが、むしろ法制局としては従来の見解がございまして、それらを中心にして勉強をしてきている、自由民主党の方は自由民主党の方で御勉強になつて今日に至つておる、こういう関係であるかと思うのでございます。

○ 穂山篤君 自由民主党の中の小委員会から内閣に対し意見を述べよと、述べた結果いろんなことを参酌して小委員会見解というものが出されたと思うんです。もちろん、私どもの知る範囲でも違憲の疑いがあるということを堂々と述べた学者もありませんし、これは違憲ではない、そういう立場を述べた学者もありませんので、それはそれでいいと思えますが、内閣としてこの小委員会に見解を述べよと言われた際にどういう見解を公

式に説明をされたんですか、その点を伺っておきます。

○国務大臣（藤波孝生君） ただいま手元に記録は持っておりませんが、従来は宮澤官房長官が読み上げたというふうな見解に大体準じて意見を述べたというふうな聞いております。

○穂山篤君 そうしますと、この公式参拝問題というのは、政府は五十五年十一月の見解に立っている、自民党の中の勉強会としては別な見解がある、こういう事実関係があるということだけは、私どもも了解はできませんけれども、理解はいたしません。

実は、仄聞するところによると、この四月の二十九日ですか、これは祭日ですね、これまでに政府の公式見解を取りまとめをするのではないかと、そしてある種の情報によりまして、正々堂々と公式参拝をしようじゃないかという説も流れているわけですが、少なくともそういうプログラムはお待ちになっているのか、その点をお伺いします。

○国務大臣（藤波孝生君） 奥野小委員会でお取りまとめになりましたものが今後自由民主党の中でどういう取り扱いになりますかということが一つございいます。それから、党の方から政府に対してどんなお話がこれからあるかということとは、この四月二十九日までには政府の見解をまとめるとか、あるいはまたこのようにという党からのお話とかというものはございしません。さらに勉強を続けてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○穂山篤君 管理は環境庁の所管で、儀式面は厚生省の担当になつております千鳥ヶ淵の戦没者慰霊碑というのがございいます。官房長官は、お参りされたことがありますか。

○国務大臣（藤波孝生君） お参りしたことがございいます。

○穂山篤君 時間がありませんので特にお伺いをしますが、諸外国から大統領、総理、その他いろいろな方々が日本を訪問をし、いろいろな儀式があるわけです。さて、外国の方が日本の戦没者に花輪をささげて礼を尽くしたい、こういう申し出があったときに、内閣としてはどこを御紹介して、どういうふうな御案内をするんですか。今までどういう実績があったのかをお伺いしておきます。

○国務大臣（藤波孝生君） ちょっと突然の御質問でございますのでお答えすることを私自身はばかりですが、主として外務省が対応しておるわけでございますけれども、よろしければ後刻

御返事を申し上げたいと存じます。

（略）

○板垣正君 限られた時間でございいますので、私は戦没者等に対する慰霊、追悼につきまして政府の基本姿勢をお伺いしたいと思っております。

まず第一に、鈴木内閣の時代であります、五十七年四月十三日の閣議におきまして、八月十五日を「戦没者を追悼し平和を祈念する日」と閣議で制定されたわけであります。この制定の趣旨につきまして、まず総務長官からお伺いしたいと思っております。

○国務大臣（中西一郎君） お話の閣議決定でございます。これは戦没者を追悼して平和を祈念する日ということでございますが、さきの大戦において亡くなられました方々に対して哀悼の意を表し、そして平和を祈念するために設けられたものでございいます。この趣旨は、国民の間に相当広く深く浸透してまいつたように考えております。

○板垣正君 この戦没者追悼の日のことにつきまして、総務長官のもとに戦没者追悼の日に関する懇談会、これは中山前長官の時代であり、この答申は田邊長官の時代でございますが、この報告の中に、

国家・社会のために生命をささげられたこれらの同胞を追悼することは、宗教・宗派・民族・国家の別などを超えた人間自然の普遍的な情感であり、その発露としての追悼の行事を行うことは、諸外国においても幾多の例を見るところである。この自然な情感をできる限り大切にしていけることが人間として最も基本的な営みであることは、言うまでもない。

また、大戦の犠牲者を追悼することは、単にそのみにとどまらず、将来に向かって平和を願うことにはかならない。こうしたことが述べられております。戦後、遅まきでございしたけれども、国として戦没者追悼の日を改めて定められた。そして、このことは人間として国民として最も基本的な大切なことである、こうした趣旨も込められているわけでございます。そこで、ひとつ伺いますが、今、内閣におきましては追悼の日の設けられた戦没者慰霊等についての担当大臣ということになりますと、これは総務長官がその御担当ということでございますか。総務長官に伺います。

○国務大臣（中西一郎君） これは三十八年以來、厚生省が式典その他を實行しておるということになっております。総務長官

としては何があったかということになりますと、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」を定めるということについては総理府で決めました。その後の八月十五日に実施されてます追悼式等の各種行事、これは厚生省が担当する、こういうことになっております。

○板垣正君 昭和三十八年以來、国の戦没者追悼式が行われてまいりました。これは厚生省が担当し行われてきたことは事実であります。改めてこの戦没者追悼の日が設けられたということは、やはりそれを一つの契機として、この基本的な慰霊、追悼の問題についてやはり内閣全体として取り組むべきではないか、したがってこうした問題について担当の大臣も決められ、この趣旨の徹底なり、またこれに関連する問題等についてもつと積極的に取り組む、そういう政府の姿勢が当然ではないかと思っておりますが、この点については官房長官いかがでございますでしょうか。

○国務大臣（藤波孝生君） 今、総務長官からお答えをいたしましたような次第で、厚生省を中心として対応してきておるところでございます。所管大臣を明らかにして責任を持って進めるべきではないかという先生の御趣旨はよく責任とめさせていただきますけれども、実質的に仕事の面で政府全体として責任を持ち、かつ従来そういった経緯で対応してまいってきておりますので、そのことよって遺漏はない、こんなふうな考えを次第でございいます。

○板垣正君 私がそうしたことを申し上げますのは、この戦没者慰霊の問題について決して平穩に行われておらない、この追悼の日を設けられた趣旨が十分浸透しておらない、こう思うからでございます。

つまり、中心的な問題として靖国神社の公式参拝の問題がございいます。この問題は、既に長年の懸案でございます。また、各県議会におきまして、三十七県の県議会が決議が行われ、あるいは千五百三十四の市町村でぜひ実現をすべきであるという決議が行われておりますし、多くの国民、一千万を超える署名が行われておる、こうした経緯もございいます。また、何よりも靖国神社と申しますと何か戦死した軍人だけが祭られているところだと、こういうイメージがございいますけれども、決してそうではないわけでございます。

これは明治維新以來の関連された女性の方々もたくさん祭られておりますし、今度の戦争でも同様であります。二百四十六万柱のみたまが祭られておりますが、そのうち五万七千柱は女

性のみたまであります。例えば沖繩のひめゆり、白梅の部隊の生徒の方々、対馬丸で遭難をされたこれはいたいたいな学童の方々であります。あるいはソ連の不法侵攻で最後まで通話を続けた樺太の真岡の女子電話交換手、こうした方々も祭られております。あるいは民間防空組織の責任者として空襲中に活躍中に亡くなられた、学徒動員中に軍需工場等で爆死された学生、こうした方々も祭られておりまして、つまり戦場で戦死された軍人軍属ばかりでなく、文官、民間の方、女性を含めた多種多様の方々がお祭りされている。

したがって、日本国民のだけれどもが崇敬し、今日までお参りも続けられている、こういうわけでございますが、この多年の期待にもかかわらず、まだ公職の立場の方々のその資格における参拝という問題について解決されておらない。この問題は、それだけにとどまらず、派生すると申しますか、全国的にいろいろな問題が起こっているわけであります。

これは昨年の九月に国会図書館でまとめた資料でございますが、国または国の機関が憲法二十条及び八十九条に關して問題となつた多くの事例が掲載をされております。今申し上げました靖国神社、護国神社への参拝の問題、あるいは公金支出の問題、公有地、公的施設の提供の問題、行事への参加あるいは主催団体への参加、こうした問題があるいは訴訟となり、あるいは住民の監査請求、そういうような形でいろいろな抗争がもたらされておるわけであります。

詳細な紹介はあれいたしませんが、岩手県なり、あるいは愛媛県、群馬県、栃木、長崎等々でもいろいろこのような問題をめぐって訴訟が行われておる。あるいは忠霊塔の敷地を提供していることについて、これは愛媛県の例であります。住民監査が行われておる。中には、大阪の例であります。町内会が市有地にお地藏さんを建てたのは憲法違反だと、こういうことまで大阪地裁で現在係争中であります。

さらには、有名な箕面の忠魂碑の訴訟というようなものもござります。あるいは保谷市の例であります。市が慰霊祭に協賛をした、それで花を贈った、この生花代を贈ったのは憲法違反だ、返せというような市の監査委員の勧告があった。あるいは石川県では、小学校のプール開きにお清めの塩をまいたらこれが憲法違反だといって問題化した。あるいは仙台市内の三十七の市立保育所ではクリスマス行事を中止したと、こういうこととござります。あるいは宮崎県国鉄南延岡駅に神棚を設けておった、これは安全運転祈願の黙禱を行う、こういうことであ

つたわけでありまして、これも裁判になつたわけでありまして、これは最終的には、福岡の高裁そして最高裁判決によりまして、黙禱は慣行化された駅内の組織上の問題であるということになつた、十年かかって裁判で。

さらには、団体の奉賛会に県知事等が入つたというようなことについても問題にされる。だんだんこうやって、遺族会に県から補助金を出している、そうしたこともについてもそれが慰霊祭に使われるのは憲法違反であるというような、まことに国が戦没者追悼の日を設け、これは人間として最も基本的な宗教、宗派を超えたものである、にもかかわらず、かえつてそうした問題が各地に派生しておるといふことはまことに遺憾な状態でありまして。

これは帰するところ、やはり憲法上のいわゆる政教分離の問題をめぐつてこの解釈がはつきりしておらない。そういうことで、いろいろな国民にも不安、動揺をもたらす、こういうことになつておるわけでありまして。この政教分離についても占領軍による神道指令、これが一つ大きな影響力をもたらした。そしてまた、その占領中に制定された憲法、現在の憲法二十条の信教の自由、政教分離の規定、これも極めて深く神道指令の影響を受けているわけでありまして。

私は、手元に憲法改正小委員会秘密議事録をまとめたものがございます。今の憲法は、昭和二十一年六月二十日に第九十帝國議會に提出をされて、十月七日に修正可決され、十一月三日に公布されたわけでありまして。この間、小委員会が設けられたいわゆる有名な芦田小委員会でありまして。このもとで二十一年七月二十五日から二十一年八月二十日まで前後十三回にわたりまして芦田小委員会において検討されたこれが議事録でありまして記録であります。

これにつきましては戦後公開されておらない。さらに、昭和三十一年五月には衆議院の議運委員会においてこれは秘密である、公開はしないということで、今日までどうしたわけか公開を見ておらない。たまたまその資料がアメリカに報告をされた。アメリカの公文書館におきまして最近これが公開をされた。公開されたものが日本の国会図書館に来たわけでありまして。それをもとにしまして、衆議院の森清代議士であります。昨年まとめられたいわゆる秘密議事録であります。

これはいわゆる九条の芦田修正というようなことも、これを見ますと必ずしも今伝えられているとは歴史的事実は大分違つ

という非常にいろいろな問題もござりますが、いわゆる政教分離をめぐつてこの規定につきましては、この芦田小委員会においてはいろいろ論議が行われたという経緯があります。修正意見が出ております。いかなる宗教的活動も行ってはならない、これでは宗教教育等も行えないではないか、こういうことで国及びその機関は一派に偏する宗教教育及び宗教的活動をしてはならない、こういう修正の意見が出され、これをめぐつていろいろ論議が行われた記録があるわけでござります。

最終的には、現在のいわゆる神道指令、神道の置かれた現在の情勢のもとでこれは触れることができないというふうな趣旨において修正を見送られたわけでありまして。同時に、その制憲の憲法帝國議會における二十一年八月十五日に、衆議院におきましていわゆる宗教教育を行えるという、情操教育を行うというふうな決議も行われた。また、それに基づいて現在の教育基本法が制定をされている。こういういろいろな問題のあつた当時の占領下の、実質的には主権も制約されたもとにおけるこの憲法制定、そういうものにおける神道指令を受けての政教分離の規定、そうした尾を引いて今日に至つておる。この点について指摘しなければならぬわけであります。

こうしたことについては当然修正が行われておる。戦没者の慰霊等につきまして、昭和二十六年の九月でござりますけれども、御承知だと思ひますけれども、文部次官等の通達が出ております。今までは全く禁止されておりましたけれども、少くとも民間団体の行う戦没者の慰霊祭、その他慰霊祭に県知事、市町村長等が参列して差し支えない、香華料、玉ぐし料等を出して差し支えない、弔辞等を読んで差し支えない、こうした通達が出されているわけであります。この二十六年の通達に基づいて行き過ぎた占領中の規制が正され、その後公職にある方々の少なくとも県、市町村段階における参列等が行われてきております。また、この二十六年通達は現在でも有効であるということも国会においても確認をされているわけでありまして、どうでしょうか、この二十六年通達は現在も生きておるといふ点について再確認をお願いしたいと思ひますが、法制局長官いかがですか。

○政府委員(茂申俊君) お尋ねの二十六年の「戦没者の葬祭などについて」の通達は、これは文部次官、引揚援護庁次長から出されたものでございまして、当局といたしましてその効力について公にお答えする立場にはございませぬが、過去において文部省担当官が国会答弁におきまして、同通達は現在において

も廃止されていないという答弁があることは承知しております。  
○板垣正君 これは現在においても生きておる。しかし、先ほどいろいろな事例を申し上げましたように、神道指令はもう既に効力を失っております。しかも、それに縛られる、そして政教分離にひっかけて何もかもそうしたものは全部憲法違反であるという、まことに我が国の伝統、習俗も全く顧みないそうした風潮が見られる。また、最高裁におきましても、昭和五十二年の例の津の地鎮祭訴訟に関する判決、これも十年裁判で、最高裁がしかしこれは政教分離の憲法規定についてどう解釈すべきかという解釈基準を示したものとしてみまことに画期的な判決であったと思うのであります。

この最高裁の判決におきまして、憲法における政教分離の原則は、国家が諸施策を実施するに当たって、宗教とのかかわり合いを生ずることを免れ得ない。政教分離原則を完全に貫こうとすれば、かえって社会生活の各方面に不合理な事態を生ずることを免れない。これらの点を考えると、国家と宗教との分離にもおのずから一定の限界がある。我が憲法の政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家の宗教とのかかわり合いが、国の社会的、文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。こういうことで、やはり国の宗教的なかかわり合いはこれは否定できない。じゃ、それがどういう目的でなされたのか、あるいはそれによってどういう効果があるのか、そういうことを表だけの姿ではなくして、社会的通念の上に立つて判断すべきであるという、まことに良識ある、また多数国民の心情に合致する判決であった。にもかかわらず、この判決にのっとっての行政の対応というものが私は非常におかれておるのではないか。それが先ほど申し上げましたようないろいろな要らざる混乱を巻き起こしておると言わざるを得ないのであります。

そういうことで、自民党におきましても、党の靖国問題小委員会におきまして、ひとり靖国神社の問題のみならず、政教分離原則というものはいかに運用されるべきものであるか、各方面の権威ある方々をお招きして検討が行われたわけでありまして、これにつきまして、私は昨年七月に中曽根総理にお会いをし、中曽根総理の御意向を受けたという経緯があることは事実であります。しかし、その中曽根総理のお気持ち、これは昨年九月十二日の参議院本会議における社会党の小山一平議員の質問に対する総理の答弁で総理のお気持ちというものははっきり議事

録に残っておるわけでありまして。総理は、こう言っております。靖国神社の問題について御質問をいただきましたが、殉国の英霊に対してよく皆様方も黙禱いたしますが、やはり殉国の英霊に対しまして感謝申し上げ、お慰め申し上げるということはどの国でもやっておる普通のことなのでございまして、わが国におきましてもそういう真心をささげるといふことは大事なことではないかと思っております。

ただ、この公式参拝につきましては、内閣の法制局におきましてもいろいろ意見がございまして、したがって、これらの疑義等につきましては党でよく勉強しておいてほしい、こういうことで目下、自由民主党において検討をし、勉強をしておるところでございます。このような勉強をし、検討するべきことでは、タブーを設けないという前提から当然行うべきことではないかと考えておるところでございます。

こう答弁しておられます。まさにそうしたお気持ちで、総理の意向を我々も体して、自由民主党も正式の機関で取り上げて、三カ月にわたって各方面の権威者の意見を徴しつつ、奥野誠亮委員長のもとで見解をまとめたくてあります。

この見解の内容については、余り詳しく申し上げることはきょうは時間もございますから省略をいたします。午前中の質疑にもございましたように、現在、党の政調会の了承までいっておる。いざれ近く党総務会の議を経て党の決定として政府の方に提出の運びになるであろうと考えるわけでありまして、内容的には、先ほど申し上げました現在の最高裁の判決等を中心とした判例に基づく、あるいは憲法、教育基本法、こうしたもの制定の経緯、またいわゆる宗教というものに対するヨーロッパのキリスト教の国の人々と我が国の古来の習俗、伝統、そこから出てくる宗教観、神に対する考え方、これは本質的に違うわけでありまして、我々は我々でやはり二千年来の培ってきた民族の伝統、文化、習俗があります。まして戦没者の慰霊という心が一番根源に触れるような問題、こうしたこと

につきましては単に外国の考え方がそのまま通るといふことであってはこれは国民的な合意が得られるはずはありませぬ。そういう点で、そういうことについても十分掘り下げが行われたわけでございます。

あるいは帰するところ、この神道指令によって一つの大きな区切りであって、あれから現在の人権を尊重する、信教の自由を守っていく、あるいは民主主義、これを貫いていくという点においてこれは評価するにやぶさかではありません。しかし、

今やはり行き過ぎたところは改めなければならぬ。国みずからが戦没者追悼の日、慰霊の日を設け、宗教、宗派を超えた人間として最も基本的なことである、このような趣旨のもとに日を設けられる、こういう前提、こういう基盤に立ち、しかも今日見られるようないろいろないまいさゆえの不必要な混乱、不幸な混乱、こうしたものに思いをいたしますときに、やはりこれは行政、政府の立場において積極的この辺で見直すべきではないか、はじめをつけなければならぬ、避けては通れないところではないか、このように強く思うわけであります。

そうした意味におきまして、近く党の正式の決定と運ばれるでありましようこの靖国問題の最終見解、こうしたものを政府のお立場においても真剣にひとつ受けとめていただきたい。これは党を挙げて取り組んできた、各方面の学者の方々の意見を聞いた、そしてまたその背後にありますが、まさにあの戦没をされた方々の声なき声がかもつておる、何千万日本国民の大きな願い、大きな期待がかもつておる、こういうもとにこの答申の作成がなされた。そういう面におきましては、今までになかった一つの区切りをつけるべき大きな機会ではなからうかと思っております。

そうしたことで、これをお受けとめになる政府として、官房長官に御決意のほどを率直に承りたいと思っております。

○国務大臣（藤波孝生君） 戦後三十九年の間に、先生からいろいろと御指摘がございました宗教の問題、公の立場と宗教との関係につきましては非常に難しい問題がございまして、現在の憲法のもとでいろいろな御議論が展開をされてきたことは十分認識をしておるところでございます。特に、靖国神社をめぐるまして、あるいは国家護持でありますとか、あるいは公式参拝でございますとか、いろいろな関係者の御希望の意見や、また御批判の意見などもそれぞれ繰り返されてまいりまして、国民的に大きな議論を呼んで今日に至っておりますこともよく認識をしておるところでございます。

その中で、中曽根総理が靖国神社の公式参拝の問題についてよく勉強しようというお話がありまして、自民党の内閣部会、靖国神社に関する小委員会におきましていろいろ御議論が深められてきておりますこともよく承知をいたしておるところでございます。自民党の方でこの小委員会でおまとめになりました案をどのような形でこれから取り運んでいかれますのか、それを詳しく伺っておりますけれども、党の方から政府に対しましてこういった考え方が党の考え方である、政府としてもさら

に検討するようにというような、もしそういった場面がござい  
ますれば政府といたしましてもよく勉強をさせていただきたい  
そのように考えておる次第でございます。

○板垣正君 法制局長官、御決意のほどを承ります。

○政府委員(茂車俊君) たいま委員からいろいろ過去の経緯  
その他のお述べになったところでございますが、党の方でい  
ろいろ御勉強になられて、そして見解をまとめられたというこ  
とは承っております。ただいま官房長官が御答弁になりました  
ように、私も同じような意味で勉強をさせていただきたいと、  
かように考えております。

○板垣正君 終わります。

【五九四】第一百回国会参議院内閣委員会会議録第  
五号(昭和59年4月12日)

(発言者) 野田哲(委員)

中西一郎(国務大臣(総理府  
総務長官))

前田正道(政府委員、内閣法  
制局第一部長)

【発言順。敬称略】

○野田哲君(略)

まず総務長官、靖国神社の春の例大祭が近づいているんです  
が、総理はこれに参拝をする予定であるのかどうか、あなたは  
お聞きになっているかどうか、そのことから伺っておきたいと  
思います。

○国務大臣(中西一郎君) 総理に直接伺っておるわけじゃござ  
いせんが、秘書からの話を耳にしています。例年どおり春の  
例大祭の御案内は総理のもとに届いておりますのでございまして、  
総理自身のお考えだろうと思うんですが、秘書はこのように言  
っております。日程が許せば例年どおり参拝したいとの意向であ  
るといふふうになっております。

○野田哲君 参拝の意向であるということですが、どういう資  
格で参拝をされる意思であるのか、このことは伺っておられま  
せんか。

○国務大臣(中西一郎君) 直接聞いていませんが、この点につ  
いても例年どおりではないかと思えます。

○野田哲君 法制局の方に伺いますが、私も毎度、時期が来る  
とこの委員会での問題の政府の見解をたずねます。この  
前は板垣議員もこの問題をたずねておられますが、二人ともこの  
問題では常連になっているんです。この靖国問題では二つの見  
解があるということをお知らせを承知しているわけです。

一つは、昭和五十三年十月十七日に当参議院内閣委員会でご  
時の安倍官房長官が私の質問に対して示された見解であります  
が、それによりまして、

内閣総理大臣その他の国務大臣の地位にある者であっても、  
私人として憲法上信教の自由が保障されていることは言うま  
でもないから、これらの者が、私人の立場で神社、仏閣等に  
参拝することはもとより自由であつて、このような立場で靖  
国神社に参拝することは、これまでもしばしば行われていた

ところである。閣僚の地位にある者は、その地位の重さから、  
およそ公人と私人との立場の使い分けは困難であるとの主張  
があるが、神社、仏閣等への参拝は、宗教心のあらわれとし  
て、すぐれて私的な性格を有するものであり、特に、政府の  
行事として参拝を実施することが決定されるとか、玉ぐし料  
等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り、それは私  
人の立場での行動と見るべきものと考えられる。  
こういう見解が示されています。

それからもう一つは、昭和五十五年十一月十七日に衆議院の  
議院運営委員会の理事會に当時の宮澤官房長官が出席をして述  
べられた見解で、これによりまして、

政府としては、従来から、内閣総理大臣その他の国務大臣  
が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法  
第二十條第三項との関係で問題があるとの立場で一貫してき  
ている。

右の問題があるということの意味は、このような参拝が合  
憲か違憲かということについては、いろいろな考え方があり、  
政府としては違憲とも合憲とも断定していかないが、このよう  
な参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないという  
ことである。

そこで政府としては、従来から事柄の性質上、慎重な立場  
をととり、国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは  
差し控えることを一貫した方針としてきたところである。

こういう二つの見解が示されておりますが、この見解は今まで  
変更されたということは承っていないので、そういうふうにな  
りでもこれが政府の見解であると、こういうふうにとめて  
よろしゅうございますか。

○政府委員(前田正道君) たいま委員がお読み上げになりま  
した二つの見解が政府の統一見解でございます。この二つの  
政府統一見解は現在も変わっておりません。

○野田哲君 この靖国神社、いろんな議論が国会でも今日まで  
続けられてきたわけでありませうけれども、靖国神社は宗教法人  
法に基づく宗教団体として、宗教法人法によって靖国神社規則  
というのを制定して届け出ておられるわけでありませうが、その  
三条によりまして、「国事に殉ぜられた人を奉斎し、神道の祭  
祀を行い、その神徳を広め、本神社を信奉する祭神の遺族その  
他の崇敬者を強化、育成し、社会の福祉に寄与し」、こういう  
ふうな形で靖国神社としての目的を靖国神社規則で制定されて  
いると思うわけですが、この点は法制局の認識としても同じだ

ろうと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(前田正道君) 宗教法人靖国神社規則におきまして、そのような定めがされていることは承知しております。

○野田哲君 そういたしますと、この靖国神社というのは明確な宗教法人であり、そして毎年の春秋の例大祭というのはこの靖国神社規則三条に定める神道の祭祀そのものであるというふうには私は受けておられるわけですが、法制局としてはいかがですか。

○政府委員(前田正道君) 私自身、祭祀の具体的内容を存じませんけれども、宗教法人である靖国神社が行っている祭祀であるという以上は宗教的な色彩を持ったものであろうと考えます。

○野田哲君 政治と宗教、公的機関と宗教とのかかわりについて、津市における体育館の起工式で神式の行事を行ったことについて裁判になり、最高裁の判決が出ているわけでありまして、この津市の体育館の問題についての最高裁判決の中では、国及びその機関の禁止される宗教的活動は、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉になるような行為で、その典型的なものは、宗教の布教、教化、宣伝等の活動である云々、そして、挙式に際し、神職に対する報償費及び供物料を市の公金から支出しているが、特定の宗教組織または宗教団体に対する財政援助的な支出とは言えないから云々、こういうことで津市の場合には、これは市がこの起工式を神式でおはらいをしたことや、あるいはこれに市の公金を供物料、報償費、こういう形で出したことに対してこれは憲法違反に該当しないと、こういう判断をされていると思うんですが、このことを総理や閣僚の靖国神社の公的な参拝にも援用できる根拠として主張する説があるわけでありまして、この津の判決で総理大臣や閣僚の靖国参拝への疑念が消えたとは思えないわけでありまして、どうも、法制局としてはどういう見解をお持ちでございますか。

○政府委員(前田正道君) 最高裁判所が津地鎮祭に關しまして御指摘のような判決を出していることは、そのとおりでございます。

政府の統一見解でも申し上げますけれども、この問題につきましてもいろいろな考え方がある。その際に一つの基準となるものは最高裁の判決だろうと思いますが、この判決自体が国家と宗教とのかかわり合いにつきましても、「国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが右の諸条件」、つまり我が国の社会的、

文化的諸条件「に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。」とした上で、今、委員が御指摘になりましたようなことを判示しているわけでございます。

そういったした場合に、その判示との関係でどのように判断をするかという問題だろうと思いますが、従来の政府の見解では先ほど委員がお読み上げになりましたような関係で考えているということでございます。

○野田哲君 新聞に報道されているところによりまして、あしたですか、自由民主党では総務会を開いて、この靖国神社問題の小委員会が五十八年の十一月十四日に示された靖国神社問題小委員会見解、これを総務会で正式に決定されて、それを総理のところへ持って行って、これによって靖国に参拝をし、こういう総理に注文をつけるのだというふうなことが報道されておりまして、自民党で靖国神社問題の小委員会ですつと検討されてこられたのは昨年夏に総理が自民党に対して検討を命ぜられたその結果に基づくもので、これをあした正式に決めるのだということが報道されているわけですが、自由民主党がどういう検討をされるか、これは私どもが介入すべきことではないわけでありまして、しかしそれをもって政府の見解とし、政府にそれによって行動を求めるといふことになると、私どもとしてもこれは黙っているわけにいかないわけでありまして、

自民党のこの小委員会の見解というのを見ると、「国を代表する内閣総理大臣が時に靖国神社を訪れるのは当然の関係である。内閣総理大臣と記帳しながら、私人としての私的参拝だといつて物議をかもしもきた。内閣総理大臣と記帳しての参拝は、公人としての公的参拝と分けとめることができる。この最後のところは、これは私が実は何回も指摘をしているところなんです。内閣総理大臣と書いて参拝したら公的参拝じゃないか、だから参拝そのものをやめるべきだと、こう主張しているんですが、自民党の小委員会の見解は、内閣総理大臣と記帳しての参拝はこれは公人としての公式参拝だ、公的参拝と受けとめることができるのだと、こういう形で総理の参拝を自民党がこういう見解を決めることによつて公的参拝としてオーソライズする、こういう方向に、つまりこういう形で事実上合憲という既成事実をつくらうというふうな意図と伺っているわけでありまして、政府・与党のこういう見解が出たとしても私は憲法二十条あるいは八十九条に対する政府の法律的な法制局としての憲法解釈が変わるはずはない、先ほどの宮澤官房長官や安倍

官房長官の示された政府見解、これが今の見解だ、これは変わることはない、こういうふうに受けとめてよろしゅうございませうか。いかがでしょうか。

○政府委員(前田正道君) 自由民主党の靖国神社問題に關する小委員会におきまして御指摘の見解が取りまともられたということは承知しておりますけれども、同党内におきまして最終的に決定されたものではないという現段階におきまして、政府といたしましてコメントすることは差し控えさせていただきますと存じます。

○野田哲君 正式な決定の前だからコメントは差し控えたい、こういうことですけれども、あなたは、私のこの問題についての宮澤官房長官の見解、それから安倍官房長官の見解、これは現在も政府見解ですねと、こういうことに対してそれは肯定をされたわけですが、そうすると、もしかするとこれが自民党が決めれば変わることもあり得るということも含んで、今は自民党の正式決定の前ならばコメントを差し控えたい、こういうふうにおっしゃったわけですか。

○政府委員(前田正道君) お尋ねの点につきましては、去る三月十日の衆議院の予算第一分科会、それから四月七日の委嘱審査におきまして本委員会におきまして藤波官房長官から同様なお答えをしておりますので、私がそれ以上のお答えをすることはできない、こういうことでございます。

○野田哲君 そうすると、現在の見解は、私が冒頭に鈴木内閣の当時の見解、それから福田内閣のときの安倍官房長官の見解、この二つということを確認を求めたわけですが、現在はそれとおりでいいわけですね。

○政府委員(前田正道君) 先ほどお答えいたしましたとおりでございます。

○野田哲君 この点については、これは政策ではないわけでありまして、憲法の解釈なんですから、私は政府がかわろうともあるいは与党がこの問題についてのどういう決定をしようとも内閣としての見解が変更されるはずはない、こういうふうにご考慮のわけなんです。そういうことじゃないでしょうか、憲法解釈というものは、そうでしょうか。いかがでしょうか。

○政府委員(前田正道君) 先ほど申し上げましたように、官房長官自体が同様な答弁をしておられますので、私がそれ以上の答弁をするのを差し控えさせていただきますということでございます。

○野田哲君 終わります。

【五九五】 第一百回国会参議院内閣委員会会議録第  
六号（昭和59年4月17日）

（発言者）

内藤功（委員）

山本悟（政府委員。宮内庁次  
長）

勝山亮（政府委員。皇室経済  
主管）

富田朝彦（説明員。宮内庁長  
官）

中西一郎（国務大臣。総理府  
総務長官）

〔発言順。敬称略〕

○内藤功君 次に、一年間に皇室で行われる祭祀等は何十件ぐ  
らいありますか。

それから、ついでに聞いておきますが、掌典職の人数は何名  
いらっしゃいますか。

○政府委員（山本悟君） 毎年、定期的に行われております祭典  
はいろいろあるわけでございますが、多いものから申しますと、  
十日目ごとと旬祭というようなお祭りがあるわけでございます。  
これは十日目ごとでございますから、一月一日だけ別になって  
おりますので、これだけで三十五ある。それからこういつたも  
のほかに、毎年の大きなお祭りとしては、約二十一ぐら  
いの祭典が行われているということでございます。

○内藤功君 掌典職の数は何名ですか。

○政府委員（山本悟君） どうも抜かしまして失礼をいたしまし  
た。

掌典職の職員といたしまして、内廷職員として雇用いたして  
おります者は十二名でございます。

○内藤功君 内廷費のうち、こういう掌典職を初めとする天皇  
家の私的な使用人の方の人員費は金額でどのくらい、また割合  
でどのくらいですか。

○政府委員（勝山亮君） お答えをいたします。

現在、昭和五十一年に改定をいたしました定額内廷費二億二  
千百万円というのがございますが、このときに、今お答えいた  
しましたように、内廷関係の人員費は二十五名でございますが、  
この人員費は約三五％でございます。現在もおおむねその数字  
ということになっております。したがって、物件費の方は

六五％ということに現在なっております。

○内藤功君 宮内庁の職員、これは国家公務員でございますが、  
こういう宮内庁の職員が天皇の私的行事と言われておる各種の  
皇室の祭祀に参与している点につきましてお尋ねしたいと思っ  
ています。

宮内庁の従来の御説明を拝見いたしますと、皇室祭祀は私事  
であるため天皇の私的な使用人である掌典職がとり行う、こ  
ういふふうにお答えなさっておりますが、このようなお考えでよろ  
しゅうございますか。

○政府委員（山本悟君） そのとおりでございます。

○内藤功君 そこで、私最近読みました元侍従職の入江相政さ  
んの「宮中侍従物語」、それから針生誠吉氏外がお書きになつ  
た「国民主権と天皇制」、これをちょっと読んでみたんですが、  
これを読みますと、宮内庁の式部職の儀式第二係という職員が、  
これを掌典職を補助して祭儀を手伝ったり、祝詞、お祝いの言葉  
を書いたりしていると書いてある。私は、これは憲法の定めた  
政教分離という原則に反するのではないかと思つて読んだので  
す。

また、こればかりでなくて、毎朝行われる宮中三殿に対して  
の代拝、これを宮内庁職員が天皇にかわつて代理を務めておら  
れるということも聞いておりますが、これも現在続いているの  
かどうか。

この二点です。

○政府委員（山本悟君） 宮中三殿におきますお祭りに際しまし  
てのことでございますが、先ほど申し上げましたように、祭祀  
そのもの、祭儀そのもの、これは内廷職員でありますところの  
掌典それ自身が行つておられるわけでございまして、ただいま御指  
摘になりました事項は、祭祀そのものというのではなく、職  
員は皇室が宮中三殿において祭典等を行うに際しまして事前の  
準備とか後片づけといったような意味での用務に携わつてお  
るという考え方でございまして、また、実際にその行つてお  
るところを見ましても、それは準備ないし後片づけということであ  
りまして、お祭りそのものに携わつておられるということはないわ  
けであります。これは、そういう意味におきまして宗教活動を行  
つておられるというぐあいには私どもはとつていないわけでござ  
います。

それからもう一つ、御代拝についてでございますが、現在、  
侍従が御代拝を行つております。これはやはり侍従というもの  
の職務というのは、陛下のお身近にあつてあらゆる陛下の御行

動につきまして御用を行うというのがこれがまさに侍従とい  
うものの職務であらうと思つております。これもまた御先祖のみたまに對  
します礼拝を陛下の側近に奉仕するという職務に関連して行つ  
ているというぐあいな考え方でございます。まさに祭祀とい  
いますか、宗教行為を行つておられるというぐあいにはこの面につ  
きましてはとつていないわけでございます。

○内藤功君 かつて昭和五十年、一九七五年五月二十九日の当  
委員会におきましたの質疑で、宗教法人としての伊勢神宮にお  
ける侍従の御参拝の問題が出たことがございますね。その問題  
と私は相通する憲法解釈上の問題でもあると思う。私は、天皇  
にも私人としての信教の自由はあると思うんですよ。信仰は本  
来個人の問題でありまして、天皇ともし違つて異宗教の信者の方  
が侍従でいらつした場合は、こういうことも考えられるわけ  
ですね。その侍従の方に代拝させるというふうなことになるま  
すと、これは行き過ぎであつて違憲の疑いが濃くなる、こ  
ういふ場合が私は考えられると思うんですよ。いろんな人の信条が  
ありますから、表からわからぬ。憲法二十条との関係、大体お  
答えが出たけれども、改めてこの点でお伺いしたいと思います。  
○政府委員（山本悟君） 憲法二十条の関係で、信教の自由の規  
定でございます。その意味から申し上げまして、確かに陛下に  
も信教の自由はある、同時にお使いに立つ者にもある。もしも  
お使いに立つ者がそういう感じでもつてそのお使いには立てな  
いということであれば、これはまさに信教の自由で何らお使い  
に立たないということについて特段のことはなからうと思いま  
す。その自由は、これはやはり個人に保障されたものである  
うと思つております。

私は、そういう意味で、拝礼をすること、御代拝をすること  
が強制されるという意識を持つたことはございませぬし、また  
今まで私の経験あるいは聞いたところによりまして、そういう  
意識を持つた侍従がいたということも私は聞いておりませぬ。  
しかしながら、もしも仮定の問題としてそういうことがあつた  
らどうかとおっしゃれば、これはやはり信教の自由の規定  
というものは非常に重い価値を持つものであるうというよう  
に存じます。

しかしながら、伊勢神宮への御代拝というのは、現在で言え  
ば別な宗教法人になっております伊勢神宮というふうなことで  
ございます。そういったような意味からいって、侍従が立つと  
いうことにつきまして、侍従のほかの内廷職員の方がベターじ  
やないか、安全じゃないかというようなことであつたことは聞

違うないし、御指摘のあったようなことで現在は内廷職員が神宮の場合には代拝に立っているというようなことでございませうが、宮中三殿と申しますのは、建物は別でございませうけれども、通俗的に言えばそれぞれの家にあります神棚みたいなものだろうと思ひます。言葉は非常に世俗でございませうけれども、家の中でお祭りになっているものでございませう。そういうようなものからいって、おそばにお仕えする者に、かわつて毎日先祖の霊に拝礼をさせられるということは、侍従というものの職務から見ましてもそれをもって憲法違反であるというようなことで私どもとしては考えていない。こういうようなことで現在まで処理をさしてきていただいていると思ひます。

○内藤功君 いろいろ興味深くお答えを伺つておきます。

次に、質問変わりますが、掌典職、とりわけ掌典長の権限についてお尋ねしたいんです。

まず、私は神社新報という新聞を拝見したんですが、これを読みますと、昭和五十八年の二月に神社本庁より皇室祭祀に關し富田宮内庁長官あてに質問書が提出されております。その内容は全体的に九項目から成つておりますが、二、三の内容を紹介いたしますと、例えば侍従の毎朝御代拝が古来の伝統的な祭服からモーニングに変わったのはなぜか、それから明治節祭などが行われなくなった、廃止された理由を承りたい、それから皇族の妃殿下のキリスト教入信についての風評が多いが事実か、浩宮が英国の宗教大学オックスフォードへ長期留学されることの關係をどのように考えるか、これは私が言うのじゃなくてここに書いてあるんですが、等々の質問がここに出ているんです。非常に幅広い質問です。宮内庁からの返事をもらうのに相当時間がかかったというようなことも記事として見えます。まず最初に、私が今紹介したような質問は、宮内庁長官あてに届いたんですか。

○政府委員（山本悟君） そのとおりでございます。

○内藤功君 この新聞によりますと、昨年の五月十三日付をもちまして、天皇の私的使用人であらうしやる掌典長の東園基文氏から書簡という御返事が出ております。

そこで、宮内庁長官にお尋ねしますが、宮内庁長官あての質問書に天皇の私的使用人の掌典長が宮内庁長官にかわつて回答することができるのでありませうか。この点をひとつ。

○説明員（富田朝彦君） ただいまお尋ねの掌典長の回答、性格でございませうが、私は陛下が祭祀にみづから当たつておられるその御動静をうかがつておりまして、長官としては十分な関心

を持つのが当然のことと思ひます。しかし、この場合、この掌典長の、そのお手元の新聞に回答文が要約されておりますが、その中にありますように、いわゆる三殿、宮中三殿をお守りしている者としてという表現がありますが、これをもう少しかみ砕いて考えますと、宮中祭祀をつかさどる責任ある者という意味の掌典長でございませうから、そういうことに関して掌典長が回答することは十分権限を有する者、また権限を有する者として神社本庁事務局もこれを受け取られておると理解をいたしております。

○内藤功君 私が指摘したのは、掌典長はあくまで身分としては国家公務員ではなくて天皇の私的な使用人だ、従来こう言つておられるので、それが宮内庁当局の指示や指導があれば格別ですが、そうでなくて対外的に掌典長の肩書でもって回答するのはどういふ権限かということでお聞きしたわけでありませう。私は、宮内庁それから内部の体制を、この問題も含めて今の時代にマッチした、一般国民からも理解できる、そのほか、失礼な言い方かもしれませんが、時代に非常におくれたものではなく、進展にやつぱり応ずるような、変化というものには柔軟に対処するべきだということだけ申し上げておきたいと思ひます。

先ほどの皇族の妃殿下のキリスト教云々とか、それから浩宮の留学される大学がどういふ大学だとかというようなことをいろいろ言われる向きもあるでしょうけれども、やはり時代の進展、それから皇族といえども一人のやつぱり人間としての信教の自由というのを持つていては私と思ひます。そういう点について、時代から離れない感覚というものは必要なんじゃないかなという感じがします。何かございましたら、これについてお答えいただきたいと思います。

○説明員（富田朝彦君） ただいま例として示されました事柄については、回答が遅くなったのもその理由が私があつたと思ひますが、その間に何回か掌典職とも神社本庁側の方は接触されておりますから、そういう過程で妃殿下にそれは当然なられる方が信仰の自由があるということも当然のことでございます。しかし、そういう現状にはないというようなこと等、それから浩宮殿下の今のお話の件について、これは委員も仰せございましたが、オックスフォード大学が直ちに宗教大学とは考えられませんで、そういうようなこともそれぞれその間において話が出て、したがいまして掌典長の回答文の中にはそういうような点は省かれておられるわけでございます。

そういうこととあわせまして、これは第一問にございましたが、行政改革のさなかにおいて多いいわゆる国家行政組織としては十分現在の感覚というものを承知の上、合理化その他、感覚を含めて磨くべきであらう、こういうことの御指摘につきましては十分心得ております。

○内藤功君 次に、問題変わりますが、四月の十三日に政府・与党の方で靖国神社公式参拝について合意とする見解をまとめまして、この報告を中曽根内閣総理大臣に報告をされて、総理の方では、新聞の報道によれば、内閣法制局で検討させ、できるだけ早く結論を出すように指示をされると、こういうふうな答えられたと聞いております。しかし一方、政府は、昭和五十五年の十一月に、内閣統一見解として、「違憲ではないかとの疑いをなお否定できない」、こういうことで結ぶ統一見解を示しておられるわけですね。私は、昨日、この問題について内閣官房長官に当委員会での質疑通告をいたしましたけれども、きょう記者会見という理由で官房長官に御出席いただけません。私は、記者会見も大事だが、国会は大事だと思ひます。非常に遺憾でありませう。遺憾であります、担当大臣である官房長官はいない、しかし総務長官おられるので、あなたのお答えすることができる範囲で私は質問したいと思ひます。

私は、率直に言ひまして、昭和五十二年の七月十三日に最高裁が判決を出したという問題も含めて、国務大臣の靖国公式参拝についてはこういうふうな指摘をしておきたいので、総務長官、よく聞いていただいて、私の見解についての御反論なり御答弁があれば承りたい。

一つは、総理大臣を含めた国務大臣が靖国神社に公式参拝するというのは、これは私は憲法の宗教上の信条告白ということで宗教的活動だという見解を持つておるのでございませう。それから、国務大臣の公式参拝というものによつて靖国神社という一つの宗教法人、宗教団体に一定の権威を与えることになる、これは二十条一項の特権を受けてはならない、ここにも抵触をしてくる。もう一つ、玉ぐし料等の問題は、国費から支出されることになれば、これは明確な憲法八十九条の公金を宗教上の組織または団体の使用、便益、維持のために支出してはならぬという、ここに抵触をしておる。こういう見解を持つておるわけですね。

五十二年の七月十三日の最高裁の判決は、この宗教的活動とか、公金の支出とか、こういう範囲を狭く解釈するといふ、こういう手法をとつたのであります。今、合憲の見解をとる方々

はこれをよりどころにしておるんですが、私は、この判決は地鎮祭という世の中で非常に世俗的に行われている行事についての判決だというふうに見なくちゃいかぬと思うんです。この地鎮祭の判決と同一線上に、靖国神社に対する総理以下国務大臣のその資格における公式参拝というものをずつと論理的につなげていくことは、私はこれは大きな間違いを犯すものだと思うふうに思います。ですから、津地鎮祭判決の最高裁の理論から推していても、靖国の公式参拝というのはこの観点に立つても違憲だという結論に私はなると思うんです。

特に、津地鎮祭判決、最高裁の判決は目的と効果というところで限定解釈をしている。つまり目的が宗教的意義を持つ行為、それから効果においてはある特定の宗教に援助、助長、促進、あるいは逆に圧迫、干渉を加える行為が憲法で禁止している宗教的活動、宗教的行為だと、こう言っているわけです。これで見ますと、やはり靖国の公式参拝というのは、靖国神社あるいは神道というものに対して非常なやっぱり援助を与える、ほかの宗教には圧迫を与えるという性質の行為ではなからうか。これが一つ。

それから玉ぐし料の国費負担につきましても、財政援助的に行なわれればこれは憲法違反だ、これが最高裁の考え方ですが、まさにこれは財政援助、間接的な財政援助ですね、経費をそれでもって償うことによつて財政援助をするというところに私はなると思うんです。ですから、昭和五十二年のこの最高裁判所の判決の出たことによつて靖国公式参拝が合憲の根拠に使われるということとは私は軽率に断定できない、むしろ逆の結論にならうと思うのでございます。

私の見解だけを述べましたけれども、総務長官、これらの点について今どんなふうを考えていらっしゃるか。お考えの点がありましたら、また私に対する御反論がございましたら御教示をいただきたい。

○国務大臣(中西一 郎君) いろんな角度からの多岐にわたつてのお話でございますので、私のお答えは外れることがあるかとも思います。いろいろ私、個人的には考えておりますけれども、まだ十分私自身の考えはまとまっていらないのが現状でございます。これが私の見解であると申し上げるのは差し控えた方がいいのではないかと実は思っています。

そこで、戦前に限らず、いろんな方々が靖国神社にお参りになる。そのお気持ちというのは、そう一色でなくて人さまさまじゃないかというふうなふうにも思えます。したがって、一義

的にこういう目的のもとですべての人がお参りしておつたと書いてしまうのも言い過ぎではないかという感じがしなくはございません。大変個別的になりますし、私自身十分熟していない点がございますが、一つ言えることは、公金で玉ぐし料をお納めする、このこと自身が今お話がございました公的な援助あるいは助長あるいは他宗教に対する圧迫ということになるのであるかという点については私、疑問を持っています。というのは、いろいろ法律用語で言えば役務を提供していただくわけで、それに対する対価というふうにもとれるのではないかとそれを超えて援助だ、助長だ、他の宗教に対する圧迫だということまで言えるのかなという気持ちがしなくはございません。

また、日本人の宗教観というのは、これも人によりますが、大変に多様であり、個々の宗教、いろんな宗派なりがありますが、それに対して、何といいますか、寛容といえますか、私自身もいろんな宗教団体にお参りもしますし、たすきもかけていたりします。また、ある宗教団体に属しておられる方々が神社にも行かれる、おさい銭も出されるといふこともあろうと思えますし、日本人の宗教観というのは西歐的な意味での宗教観と少し違つた面も、大勢の人が言うるかどうか別として、無宗教的な立場をとる人とそうでない人がおられるのじやないか。そういう観点から、この靖国神社問題というのいろんな角度から考えてみる必要があるのではないだろうか。したがって、津の判決にいたしましてもこれは地鎮祭だけの話でございますが、それだけから一般的な結論を出すのは少し早急かなという気がいたしておるところでございます。

十分なお答えになっておりませんが、とりあえず浮かびました考え方を御紹介いたします。

○内藤功君 今のお話の中で、津の地鎮祭判決をひとつよくお読みいただくと、あれには財政の援助となるような行為あるいは財政援助的な行為というふうな書いてありまして、私は経費の一部を支弁するというのはこれは少なくとも間接的な財政援助行為だと、こういう見解をおの判決を読んだときから持つておりますし、そういう学者もかなりおられるわけでございます。ただ、これは論争になって、もう時間がありませぬから、私はこのことを指摘しておく。

それからもう一つは、今、神社というものについての考え方がいろいろあるということを言われました。これについても、例えば、一つ指摘しておきたいのは、これはまだ上級審の判決がありませんので地裁の判決が一つの権威を持ちますが、箕面

の、大阪地裁の忠魂碑判決、五十七年三月二十四日、それから慰霊祭判決、同じく五十八年三月一日、これもごらんになったと思えます。これには、特に我が国の国民性について触れて、「宗教については極めて無節操であり、神と人との区別がつかない特異な民族である。このような社会に、新憲法で採用された政教分離の原則を根づかせるためには、この原則を厳格に解して貫き通さなければ、画餅に等しい」、こういう指摘をしておるんです。今、中西長官の答弁に関連して、政教の分離を日本の過去の歴史、憲法の規定というものから見て厳格に解釈すべきと、こういう見解が存在しているということも十分にやっぱり政府は考えに入れなくちゃいかぬと思う。

最後に、報道によりまして、総理の私的諮問機関ですか、あるいは私的懇談会、これをつくつて靖国の公式参拝について広く有識者の意見を聞く、こういうことが報道されております。総務長官、こういう動きがあるんですか、こういうものをつくるといふことが決まっておるんですか、この点のお話を伺いた

い。

○国務大臣(中西一 郎君) 先ほどのことに関連して、最後のこともお答えいたします。

私は、玉ぐし料については、いろいろ儀式をやつていただくその役務に対する報酬ということであつて、助長とか、援助とか、あるいは他宗教に対する圧迫というふうには理解しがたいのではないかと、これを先ほど申し上げました。予算でも組んで、国がそれでもって何か補助金を出すとかいうことになればこれは援助あるいは助長と言えるかもしれない。そこまではまだだれもやつた事実はないというふうには思えるんです。

それから箕面の忠魂碑あるいは慰霊祭のことについて判決が、日本人の宗教というものは大変無節操であるというようなこと、確かにあつたように思います。この点については、無節操というよりは、日本人の信条そのものからいいますと、西洋的な一神教的な、他の宗教を排除するようなそういう宗教観というのは日本人には余り一般的ではないのじやないかというふうには思っておるところであります。

それから最後の問題ですが、懇談会をつくるという話、私もこれは新聞報道で知つておる程度でありまして、けさも官房長官ともお話ししましたが、これはまだ話題になつておりませぬ。どういふふうになるか、もう少し推移を見なければ何とも私からは御答弁しかねるのが現状でございます。

○内藤功君 政府の統一見解も明確に示しておりますように、

また憲法の明文の解釈からものはつきりしてまいりますように、この公式参拝などということは、今の段階で合憲の決定を出し今までの見解を覆すということは、私はこれは重大な問題だと思っております。

なお、官房長官の御出席を得まして、引き続き他の機会にこの問題は質疑を申し上げたいと思っております。

【五九六】第一百回国会衆議院法務委員会議録第一号（昭和59年4月18日）

（発言者）

稲葉誠一（委員）

前田正道（政府委員。内閣法制局第一部長）

住栄作（国務大臣。法務大臣）

（臣）

中村巖（委員）

村田直昭（説明員。防衛庁人事教育局人事第一課長）

田中宗孝（説明員。防衛庁人事教育局人事第二課長）

【発言順。敬称略】

○稲葉（誠）委員 大臣、当委員会におきましては、特に奥野さんが法務大臣であったころ、憲法の問題、そして靖国神社の問題等非常に活発な論議が行われてまして、奥野さんは自分の信念に基づいて率直な話をしてくださったわけです。そういうようなことにも関連するわけですが、私がお聞きしたいのは、まずこれは法制局の方に先にお尋ねすることになると思いますが、憲法と、殊に宗教の関係ですね、二十条を中心として、俗に政府の統一見解というのが言われておるわけですが、私の調べたところでは議事録には統一見解としては載っていないわけですね。五十五年十一月十七日ですか、鈴木内閣の宮澤官房長官が衆議院の議運の理事会で述べたわけでございますので、まずどういふことを述べたのか、それからそれが五十八年五月十日の参議院内閣委員会でも明らかにされていると思っておりますが、そのところを法制局から御説明をお願いしたい、かように存じます。

○前田（正）政府委員 御指摘の政府統一見解は、昭和五十三年十月十七日参議院の内閣委員会において安倍官房長官が発言されたものと、昭和五十三年十一月十七日衆議院議院運営委員会理事會において宮澤長官が読み上げたもの二つがございます。まず、昭和五十三年の統一見解を読み上げます。

内閣総理大臣その他の国務大臣の地位にある者であっても、私人として憲法上信教の自由が保障されていることは言うま

でもないから、これらの者が、私人の立場で神社、仏閣等に参拝することはもとより自由であつて、このような立場で靖国神社に参拝することは、これまでもしばしば行われているところである。閣僚の地位にある者は、その地位の重さからおよそ公人と私人との立場の使い分けは困難であるとの主張があるが、神社、仏閣等への参拝は、宗教心のあらわれとして、すぐれて私的な性格を有するものであり、特に、政府の行事として参拝を実施することが決定されるか、玉ぐし料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り、それは私人の立場での行動と見るべきものと考えられる。

先般の内閣総理大臣等の靖国神社参拝に関しては、公用車を利用したこと等をもって私人の立場を超えたものとする主張もあるが、閣僚の場合、警備上の都合、緊急時の連絡の必要等から、私人としての行動の際にも、必要に応じて公用車を使用しており、公用車を利用したからといって、私人の立場を離れたものとは言えない。

また、記帳に当たり、その地位を示す肩書きを付すことも、その地位にある個人をあらわす場合に、慣例としてしばしば用いられており、肩書きを付したからといって、私人の立場を離れたものと考えすることはできない。

さらに、気持ちを同じくする閣僚が同行したからといって、私人の立場が損なわれるものではない。

なお、先般の参拝に当たっては、私人の立場で参拝するものであることをあらかじめ国民の前に明らかにし、公の立場での参拝であるとの誤解を受けることのないよう配慮したところであり、また、当然のことながら玉ぐし料は私費で支払われている。

以上が内閣総理大臣等の靖国神社参拝についての政府としての統一見解でございます。

というのが一つでございます。

それから、昭和五十三年の方を申し上げます。

政府としては、従来から、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法第二十条第三項との関係で問題があるとの立場で一貫してきている。

右の問題があるということの意味は、このような参拝が合憲か違憲かということについては、いろいろな考え方があり、政府としては違憲とも合憲とも断定していないが、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないという

ことである。

そこで政府としては、従来から事柄の性質上慎重な立場をとり、國務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは差し控えることを一貫した方針としてきたところである。

以上でございます。

○稲葉(誠)委員 二つの見解があることはもちろんわかっているわけで、五十三年の方は五十五年のを聞いてから後で聞こうと思っていたのですが、そこで五十八年五月十日に答弁があるわけですね。参議院の内閣委員会、これはどういう答弁になっていますか。

○前田(正)政府委員 委員がどの分を御指摘になつていらっしゃるわけですが、五十八年五月十日の参議院内閣委員会の角田前長官の答弁でございますか。(稲葉(誠)委員「はい」と呼ぶ)わかりました。

五十三年の統一見解に最後にそういうことが書いてあることは御指摘のとおりでございます。ただ、先ほども申し上げましたように、その後五十五年に政府の統一見解も出ましたし、また参拝の仕方についてもそれなりに定着をしております、私人としての参拝であるということを一々事前に特別に報道機関に発表しなくても、そういう配慮はほや必要がないというような考慮から最近には特にわざわざそういう発表をしていないと、こういうことであろうと私は理解しております。

○稲葉(誠)委員 その答弁との間に前の統一見解との関係でどういう問題点があるのかは別の機会に譲るといたしまして、私がお聞きをいたしたいのは、五十五年十一月十七日の官房長官の統一見解の一番最後のところで、合憲とも違憲ともいろいろなお考え方があられるけれども、違憲ではないかというようにお考えできない、そういう考え方があられることをなお否定できないという意味にとれるのです。五十五年十一月十七日の見解の一番最後のところでですね、結論になろうと思えますけれども、それは具体的にはどういうことを指して言っておるわけですか。

○前田(正)政府委員 たいまの点につきましては、昭和五十五年十一月十二日の当委員会において稲葉委員から角田前長官に對しまして御質問があつたように思います。それに對しまして前長官が答えておられますところは、

多分に抵触するおそれがあるところまで言っていないと思ひます。ただし、事は憲法にかかわる問題であり、かつ宗教にかかわる問題であるから、違憲であるという疑いがある

否定できないということを書いているのだと思ひます。

○稲葉(誠)委員 だから、多分に何となく、前のことは抜きにして、否定できない、疑いを捨て切れぬという意味のことを角田法制局長官が言っておるわけですね。それは具体的にはどういうことを指して言っておるということになるわけですか。

○前田(正)政府委員 昭和五十五年の統一見解で述べておりますように、靖国神社に参拝することは憲法第二十条第三項との関係で問題があると考えております。その問題があるということとはいろいろな考え方がありますが、政府としては違憲とも合憲とも断定していません。断定していませんけれども、違憲ではないかとの疑いをなお否定できない。ですから、疑いが否定できるといふ問題になるのだと思ひます。

ですから、それができませんので、そのような表現をしていく。つまり、事柄が宗教にかかわる問題でございますし、極めて重要な問題でございますので、慎重な表現をとつたもの、こういうふうな理解をしております。

○稲葉(誠)委員 私の聞きたいのは、どういふような事実関係からしてなおそういう憲法違反であるという疑いを否定できないかという意味の答弁、統一見解になつていふのか、こういうことをお聞きいたしておるわけですね。

○前田(正)政府委員 たいまの点につきましましては、結局参拝行為というものが憲法二十条三項に言ひます「宗教的活動」の範囲に入るかどうかという問題に帰着するのだらうと思ひます。そういったした場合に、その「宗教的活動」の範囲をどのように見るかということにつきましては、御承知のように津の地鎮祭の最高裁判決が一つあるわけでございます。ところが、その最高裁判決を前提といたしまして公式参拝に当てはめて考えてみました場合に、果たして合憲と言ふか違憲と言ふかという点につきましては私どもは断定できない、あの判決を前提にしても必ずしも断定できないというので、このような表現をとつたというふうな理解をしております。

○稲葉(誠)委員 その断定できないという意味は、津の地鎮祭の判決、率直に言ひまして名古屋の最高裁判決が非常に詳細で私から言へばよく分析してあつて合理的であるというふうな考へておられるわけでありまして、そうすると、今言つた違憲であるか合憲であるか断定できないというの、今でもまだ変わらぬ、生きておる、こういうことですか。

○前田(正)政府委員 先ほど読み上げました二つの政府統一見

解は、現在も変わつておりません。

○稲葉(誠)委員 そこで法務大臣、今の法制局との間の質疑応答を聞いておられたと思うのですが、あなたとしては憲法と靖国神社との関係、ことに公式参拝の問題について國務大臣としてどういふふうな考えを持っておられるわけでしょうか。

○住國務大臣 この問題は国会でもいろいろ議論もされておりますし、違憲、合憲をめぐつてたゞいま法制局から従来の政府の統一見解についての御説明がございました。

國務大臣としてどうかというお尋ねでございますから、私は現在在國務大臣として従来の政府統一見解に従つて行動をする、こういうことを申し上げるよりほかに言うことはございません。

○稲葉(誠)委員 現在はいふところ、それ以外に言うことはないというところにウエートがあるのかどうかは別として、聞く方はそういうふうにとりましますね。そうすると、この統一見解は公式参拝なりあるいは玉ぐし料の奉奠その他に関連して変わることもあり得る、そのときはそれに従わざるを得ない、こういうふうなことになるわけですか。

○住國務大臣 國務大臣としてはそのとおりです。

○稲葉(誠)委員 奥野さんは奥野さんの一つの信念に従つていふる答弁をされておられるわけですが、五十五年十一月五日の当法務委員会で私の質問に對しても、今自民党の中では靖国神社が考えられている。「いま自民党の中で考えられてきた考え方の中には、国家護持もございまして、また公式参拝を自由にすると、こういうふうにもございまして、必ずしも一つではないと思ひます。こういうふうな答へておられるわけですね。そうすると、この統一見解は、公式参拝と玉ぐし料の問題についてはあれとしても、国家護持ということについては触れてないと思うのですけれども、その点については大臣としては、あるいは住柴作氏としてはどういふふうな理解をされておられるわけですか。

○住國務大臣 法務大臣、國務大臣としての立場を離れて、私自身個人の立場ではいろいろな考え方を持っております。そういう個人の立場のことを公式のこういう委員会の席でいろいろ御意見を申し上げてやりとりすることが適當かどうか、私は疑問に思つておられるわけでございます。

私はそういうことを前提にしまして本当に個人の立場から考へてみますと、私も戦争体験を持つております。大変苦勞をしたと私自身思つておりますし、同じ仲間でもマリアに侵され、飢えて亡くなつていった者をもう本当に多く見てきておられるわけ

でございます。そういうことから、私自身はその遺族を訪ねて状況等も申し上げたりしましたし、東京におるときは靖国神社にお参りもしますし、あるいは自分の選挙区におるときは護国神社等にもお参りしておりますし、私の体験からしてのそういう行為はしております。

そういうようなことから考えて、この国家護持の問題をどう考えていくか、こういうことについても私なりに意見を持っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、そういう意見については私自身は適当でない。ただ靖国神社は宗教法人でございますし、憲法の規定にはもう書いてあるわけでございます。特に「いかなる宗教、的活動もしてはならない。」この「いかなる宗教的活動」の中身その他については議論が非常にあるわけですから、例えば党の中で自分の意見を言うとか、そういうことは差し支えないと私は思うのですけれども、ここで稲葉先生とどうだこうだということについては、繰り返し申し上げま

すけれども適当じゃないんじゃないかと考えております。

○稲葉（誠）委員 お聞きいたしましたしております、国務大臣として何か公式参拝にも国家護持にも賛成だとまではいかなるにしても、それについては否定的ではないというふうな聞こえのようですが、そういうふうにお聞きしてよろしいでしょうか。

○住国務大臣 先ほど申し上げましたように、明確な憲法の規定があるわけでございますから、私はそれを侵してまでどうだこうだということをお申し上げるわけじゃないのです。ただ、解釈としてどういう解釈が妥当なのか、最高裁の判決等もありますし、そういうことをいろいろ判断して結論を出していただく。どちらになるかわかりませんが、そういう結論が出ることは望ましいと私は思っております。

○稲葉（誠）委員 この問題は、戦争のために犠牲になられた方の霊を慰めるといふ非常に純粋なお気持ちから発せられるということも私も理解できるわけです。けれども、そのことが結局今どういう情勢の中で問題になってくるか、こういうことになれば、なぜ政教分離をしたかということの憲法の規定を無にし、結局、憲法改正の道へもつながる可能性という危険性というふうなものを含んでおると私は理解せざるを得ないのです。ですから、今、ここでそのことを論議してもあれですから、これはいざいざ——本来ならばこれは予算委員会などで総理と十分論議すべきことだろうと私は考えておるわけです。

そこで、その問題については、これは津の地鎮祭の問題であ

つて、それが最高裁まで行ったから直ちに靖国神社の問題とながるかどうか、これは判決そのものもなかなか難しい読み方があります。靖国神社にはいかなる機会にゆつくり議論をさせていたいただきたいと考えております。

（略）

○中村（巖）委員 まず最初に、従来も大変な問題になっておりましたし、午前中の委員会でも問題になりました靖国神社の参拝の問題、それから合祀の問題につきまして質問をいたしたいと思っております。

靖国神社の参拝の問題につきましては、そろそろ靖国神社の例大祭が近づいてきたせいでしょうか知りませんが、自民党内でまたまた大変議論がやかましいようでございます。そこで、従来いような機会に政府の御答弁を承っているわけでございますけれども、改めてお聞きをいたしたいというふうに思うわけでございます。

まず最初に法制局にお伺いをいたしますけれども、現在の靖国神社というものが宗教法人であって、現在の靖国神社というものが憲法八十九条に言うところの宗教上の組織、団体、それから靖国神社の活動が憲法二十条三項に言うところの「いかなる宗教的活動」という宗教的活動に当たるとか、この辺についての法制局の御見解を承りたいと思っております。

○前田（正）政府委員 靖国神社は明治十二年に東京招魂社を改称したものでございまして、戦後は所要の手続を経まして昭和二十一年に宗教法人となりまして、今日に至っているわけでございます。したがって、宗教法人でございますので、たゞいま御指摘のような憲法八十九条の宗教団体に当たりますし、そこで行われている行事は主として宗教的な行事であると考えております。

○中村（巖）委員 そうなりますと、当然のことながら靖国神社に對しまして公金を支出すること、公金の額等は問題がありますけれども、靖国神社の活動に對して国が公金を支出することが憲法八十九条違反であり、さらにはまた国が靖国神社の行事に協賛をして一緒にお祭りをしようということとはやはり憲法二十条三項違反ということになると思っておりますが、その点はいかがでございますでしょうか。

○前田（正）政府委員 ただいま申し上げましたとおり、現在

の靖国神社は宗教法人でございまして、憲法に言う宗教団体または宗教上の組織に当たるということは明らかでございます。委員は靖国神社の国家護持という点に重きを置いてお尋ねがあったかと思いますが、国が靖国神社の運営に参与することあるいは国費を支出するというようなことにつきましては、憲法第二十條及び第八十九条の規定から見ても許されないと考えております。

○中村（巖）委員 そこで参拝という問題になるわけでありまして、参拝の問題につきましては、内閣総理大臣あるいは国務大臣というものがこれを参拝をするということは従来も議論があったわけでありまして、確かに、内閣総理大臣といえども、あるいは国務大臣といえども、個人の資格で参拝をするということについては、国民から多々疑惑を受けることはともかくとして、その個人には宗教の自由というものがあつたわけでありまして、靖国神社へ参拝しようが、あるいは特定の佛寺を参拝しようが、これはいたし方がないというか、そういうものである。どういふ宗教を尊崇しようがそれは個人の自由の自由である。どういふふうな考えられるのでありますけれども、やはり靖国神社を公式に参拝をするということになりますと問題が起つてお尋ねをしたいと思います。

そこで、公式に参拝をするということは、従来の政府の統一見解におきまして、これはできないんだということになっておると思いますが、その意味での公式参拝ということはどういうことを意味しているのか、お尋ねを申し上げます。

○前田（正）政府委員 五十五年十月二十八日の答弁書で政府が答えておりますところによりますれば、「公式参拝とは公務員が公的な資格で参拝すること」を指しております。

○中村（巖）委員 そこで、公的な資格で参拝するということがなると、憲法上疑義があるというものが従来の政府の考え方だということに思いますが、その点はいかがでしよう。

○前田（正）政府委員 その点につきましては、参拝が合憲か違憲かということについてはいろいろ考え方があり、政府としては違憲とも合憲とも断定していませんが、このような参拝——公式参拝でありまして、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをお否定できないということであるというのが政府の考え方でございます。

○中村（巖）委員 公式参拝であるかどうかということについては、参拝に際して神社で記帳するときに肩書きを書くかどうか

とか、いろいろなことが従来論議をされておつたわけでありませぬけれども、五十三年の政府統一見解におきましても、政府の行事として参拝を実施することが決定されれば、あるいは玉ぐし料等の経費を公費で支出するなどの事情があれば、それは公式参拝というふうにも認められるんだと言っておられるようでありませぬけれども、法制局としての御見解もさようなことではないでしょうか。

○前田(正)政府委員 たいま御指摘のとおりと考えております。御指摘のようなことがあれば、とても私的参拝というようない言いは立たないであろうということ、そのように申し上げております。

○中村(巖)委員 公金を支出すれば、それは当然に八十九条の明文それ自体に反するということになるはずでありますし、さらにその公金を支出することによって靖国神社の活動というものを、宗教的活動というものを助長することになれば、二十三条三項の違反にもなるというふうにも思われますけれども、今回の靖国神社の論議の中で、政府の中西総務長官は玉ぐし料を奉奠するというようなことは憲法違反に当たらないのだという御見解を述べておられるようでありませぬけれども、そうなりますと、この御見解は法制局の考え方からすれば間違いであつて、玉ぐし料を奉奠するようない言いは公式参拝として憲法上重大な疑義が生ずる、こういうことになるわけではございません。

○前田(正)政府委員 中西総務長官の御答弁につきましては、具体的な事情を知りませんので、コメントは差し控えていただきますと思いますが、閣僚の参拝に際しまして、公費で玉ぐし料を支出するとなると、先ほども申し上げましたけれども、その参拝は私的参拝であるということではできなくなると思われます。政府統一見解におきましては、玉ぐし料は私費で支払われるということになると思ひます。

○中村(巖)委員 中西総務長官の考え方そのものはこれから論議になると思ひますが、玉ぐし料という玉ぐし料というものは、尽きるところ金銭であろうかというふうにも思ひます。公の金銭というものを靖国神社に対して出すという事は、結果として公式参拝、したがって憲法上問題があるというふうにも承つておられるわけではございませんか、この種の憲法上疑義がある行動は政府としてはおとりになるべきではないと思ひます。御所見を承りたいと思ひます。

○住国務大臣 午前の稲葉委員にもお答え申し上げたのでございますが、私は現在法務大臣であり国務大臣でございますから、政府の統一見解というものは既に示されておるわけでございますから、それに従つて行動をする、こういうふうにも考えております。

○中村(巖)委員 重ねて大臣にお伺ひしますが、玉ぐし料を公金で支出して、それで参拝をするようなことは憲法上疑義があるというふうな状況の中で、そういうことはやるべきであるのか、やるべきでないのか、こういうことについて直接にお話をお伺ひしたい、こういうことでございます。

○住国務大臣 玉ぐし料を公金で支出するというのは、今法制局からも答弁がございましたように、それは八十九条の点で触れる、こういう御見解のようでございますから、私もその見解に従うということでございます。

○中村(巖)委員 靖国神社の参拝の問題はそのぐらゐにいたしまして、靖国神社で合祀が行われているわけでありませぬけれども、この靖国神社の合祀に関しまして、防衛庁では自衛隊の殉職者等の合祀を靖国神社でやられることに何らかの関与をされておるのでございませぬか、防衛庁にお伺ひいたします。

○村田説明員 お答えいたします。

防衛庁は、国の機関として当然のことながら宗教的活動ということについてはこれを行わないということでございます。靖国神社に合祀をするというふうなことは全然考えられておりませぬ。

○中村(巖)委員 それでは、防衛庁がやるということと別々として、戦後、自衛隊というものがござまして今日まで来ているわけでありませぬけれども、自衛隊員の靖国神社への合祀ということが行われているでしょうか。

○村田説明員 私ども調べましたところでは、行われていないというふうにも思ひます。今、私どもで調べたところでは、かつておられますのは、県にありますが護国神社等に他の機関が合祀をしたという例は承知しております。

○中村(巖)委員 そうなりますと、どういう機関が県の護国神社に対して合祀をしているのか、合祀の申請ということになるのかもしれませんが、合祀をしているのか。それがどのくらい広く日本全国で行われているのか、このことについてお尋ねを申し上げます。

○田中説明員 お答え申し上げます。

社団法人隊友会という団体がございませぬけれども、この団体

につきましては私も承知しておりますところでは、当該団体は定款によりまして、その事業の一つとしていたしまして殉職した会員の遺家族に対する援助を行うこととしておりますけれども、その一環といたしまして、遺族と協議の上、各地にございませぬ護国神社に対して合祀の手続をとつて行つておられる、そういう支部連合会があるものと承知いたしております。

○中村(巖)委員 その支部連合会があるということでございますけれども、それがどのくらい、各県お調べになつておられるのかは知りませぬけれども、各県どの程度広範囲に行われているのかということ、現在までに、最近でも結構ですけれども、自衛隊の殉職者がどのくらいあるのかということ、そしてそれらの殉職者が何らかの形でそういった護国神社に合祀をされておられるのかどうかということをお伺ひをいたしたいと思います。

○田中説明員 お答え申し上げます。

隊友会が各地にございませぬ護国神社に合祀いたしております件数でございますけれども、必ずしも数字は正確でございませぬけれども、隊友会の方で発行いたしております「隊友会二十年史」という本がございまして、これをもとにいたしまして見てみますと、昭和三十三年から五十四年までの数字がこの本には載つてございまして、約四百三十件余り、それから五十五年以降若干数ございまして、合わせて約四百四十柱が現在各地の護国神社に合祀されておられるというふうにも理解いたしております。

それから、隊友会の支部連合会と申しますのは全国で五十一支部連合会ございませぬけれども、この合祀に関連のある支部連合会は十四ございませぬ。

私の方からは、以上でございます。

○中村(巖)委員 各県に必ずあるということかどうかわかりませぬが、護国神社というふうなものがあるわけでありませぬけれども、この護国神社と靖国神社というものととの関係について、防衛庁としてはどういうふうにも御認識でございませぬか。

○村田説明員 私も不勉強でよくは存じませぬが、この件について調べたところでは、それぞれ独立の宗教法人であるというふうにも承知しております。

○中村(巖)委員 今、独立の宗教法人であると言われました。独立の宗教法人であるかもしれない、それは事実であろうかと思ひますけれども、これは靖国神社と密接な関係があつて、同種のものであり、かつまた、沿革の由来からいつても同じようなものではないかというふうに私も考えております。また、



【五九七】第一百一回国会衆議院内閣委員会議録第九号（昭和59年4月19日）

（発言者）

角屋堅次郎（委員）

藤波孝生（国務大臣（内閣官房長官））

鈴木康雄（委員）

茂串俊（政府委員。内閣法制局長官）

中西一郎（国務大臣（総理府総務長官））

片岡清一（委員長）

〔発言順。敬称略〕

○角屋委員（略）

そこで、官房長官へのもう一点の質問というのは、靖国神社の公式参拝問題であります。

実は、不謹慎と言っているのかあるいは不用意と言っているのか、恩給法等の一部改正を控えて中西総務長官が「昨日参議院の内閣委員会での問題で答弁しておる点は、極めて重大な答弁をしておられるというふうには私は受けとめておるわけであり、事と次第によつては、これは恩給法の審議にも支障のくる重大な発言をされておるのではないかとこのようにも受けとめるわけでありませう。

なぜかならば、政府の統一見解というものから従来変えられたという事なしに——いわゆる閣僚等を含む靖国神社への公式参拝については疑義があるという上立って慎重な姿勢を政府が統一見解としてとつてきておる、それは今日も変わっていないと私は理解しておるのであります。変わったとすれば、自民党側から靖国神社公式参拝について見解が対外的にも出ておるといふ点が、いわゆる情勢の中では一つの変わった要素といえは要素であろう。しかし、これは行政の責任ある内閣直接の問題からいえば、内閣自身は国会に対しても国民に対しても司法に対しても十分たえ得る態度というものがこういふ憲法上の重要な問題についてはとられて当然だし、また、とられてきたというふうには私は理解をするのであります。

きのうは、同じ閣僚でありますけれども法務大臣は、衆議院の法務委員会での御質問に対して、もちろん内閣法制局の前田第一部長からの従来方針に基づく内閣法制局としての答弁もござ

いました。法務大臣自身はその見解に私も従うというふうな答えておるのであります。いわばそういう意味では総務長官と法務大臣とは見解において内閣不統一の事態が出てきておると至言えるわけでありませう。

私は多くの質問すべき問題を持つておりますから、藤波官房長官から私が理解できる答弁があればそれをもって次の質問に入つていきたい、あえて中西総務長官には改めてこの問題で聞くというのをしなくて、内閣の責任においてという立場で藤波官房長官からの答弁で私が納得できる、納得というのは、要するに従来の方針ということに基本を置いた態度に変わりはないという趣旨の御答弁があれば次に進みたいというふうな考え方でおるわけでありませうけれども、これは政府・自民党としては重大な問題かと思ひますが、ひとつ責任ある御答弁を承りたいと思ひます。

○藤波国務大臣 靖国神社の公式参拝の問題は、長い間国民の間にもいろいろな御論議があり、国会の舞台でもいろいろと論ぜられてきたところでございませう。自民党の方で、奥野誠亮先生が小委員長になられまして小委員会が作業を進めてこられまされて、その結果、公式参拝についての意見の取りまとめが行われて、先般自民党の考え方としてまとめたので政府としてよく検討をする、ぜひ自民党の考えをおるような方向に向かつて努力をするように、こういう附せんつきで総務会長から政府に対しての要請があつたところでございませう。

政府といたしましては、十分勉強をさせていたきたい、このようにお答えを申し上げておる。従来経緯もございませうし、当然、憲法のもとでどのように考えていつたらいいかということ、あらゆる角度からの論議にたえ得るような政府の態度を決めるようにしなければならぬ、こんなふうな思ひまして、よく勉強をいたしてまいりたい、こう考えておる次第でございませう。

中西総務長官の御発言につきまして御質疑がございましたので、その点については総務長官に直接伺つていただきたいと思ひます。いろいろな角度からいろいろな考え方や論議があるかと思ひます。今後は、今後勉強をいたしました結果どういふふうになるかは別といたしまして、今日のところは、従来安倍官房長官が国会で御答弁申し上げ、宮澤官房長官が読み上げてまいりました政府の統一見解は変わっていない、その線でも政府の態度として進んでまいりたい、このように考えておる。同時

に、いろいろな角度から勉強もしていくようにいたしたい、こう考えておりますので、どうぞ御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○角屋委員 官房長官からは、中西総務長官の点については中西総務長官というお話がございましたけれども、こういう重要な問題について——かつて奥野さんが法務大臣とか閣僚のときに、憲法問題でいろいろ質問に答える形で答弁をされました。言論の自由といふ言論の自由ではありませんけれども、内閣一体性から見ると極めて問題の多い発言が閣僚の立場において自由に行われること自身にも、これは国会が国権の最高機関としていろいろ議論する場合に問題があるというふうには私に思ひます。今も言いましたように、靖国神社の公式参拝という点であれば、中西総務長官は中西総務長官で答える、住法務大臣は住法務大臣で答える、見解は玉ぐし料等についてはまるきり違うといふようなことがそのままずっと継続していくことと自体は、国会の立場からすると極めて問題があるというふうには私は理解をするわけでありませう。内閣の統一性という問題から見て、やはり一つの内閣としての方針が出るまでは、閣僚の発言については重要な問題についての自由自在な発言は慎重にするという姿勢が本来内閣の一体性から見て望ましいことだと私は思ひます。だから私はそういう意味で、藤波官房長官に質問する前にわざわざ改めて中西総務長官に御質問し答弁を求めたいと思ひます。また、おとつた答弁したのをききようまるきり変えるようなことも総務長官として言ひにくいし、それを言うことになると私は次の質問にはなかなか入れないという事態にもなるという事もある。政治的にそこところは、内閣全体は総理がまとめられ、その番頭役は藤波官房長官自身がつておるから、従来方針が変わりがないということであれば、きよの時点はそういうことで法案審議に入らうというのが私の真意である。

ただ、私も言いましたように、この重要な問題については閣僚がそれぞれの関係委員会や自由自在に政治家個人としての発言があるいは自分自身が考えておることを大臣の名においてやるということ自身については、閣議でも慎重な対応というのが、総理であればそういうふうにとるのが筋道だろうと私は思ひます。その点についてひとつ。

○藤波国務大臣 政府としての考え方は、今申し上げましたように統一見解を持つておりますので、その線で参りますことを御理解をいただきたいと思います。

なお、いろいろな角度からみんなで勉強しよう、こう言っておりますので、勉強いたしております中で少しいろいろな角度からの意見が出るかとも思うのでございますが、御指摘のことを十分踏まえさせていただきます、政府部内で矛盾をしたりそこを来したりすることのないようによく調整をして進んでまいりたい、このように存じておる次第でございます。

（略）

○鈴切委員 きよは官房長官お忙しいところ御苦勞さまです。恩給法の一部改正の法案に入る前に、このところ靖国神社の公式参拝ということが大変に話題になっております。私はそういうことをまず初めにお聞きをいたしまして、法案等についての審議をしてみたいと思っております。

私は、かつて第二次世界大戦で不幸にして亡くなられた多くのみたまを慰霊することについては、やはり国民のすべてがそういう意味から言うならば追善供養すると同時に、それを一つの反省として平和への誓いと新たに組み込まなければならない問題であると思っております。

そこで、私も公明党も毎年八月十五日に武道館に天皇皇后両陛下を迎えての政府主催の追悼式典には参加をさしていただいております。また、千鳥ヶ淵の戦没者慰霊祭にも出席して追善供養をいたしております。しかし、靖国神社の公式参拝とおのずと問題を異にしている問題であります。また、この問題については今日まで憲法上いろいろと疑義が唱えられている問題でございます。

そこで、昭和五十三年の十月十七日参議院の内閣委員会における当時安倍官房長官は、内閣総理大臣等の靖国神社参拝についての政府としての統一見解で、政府の行事として参拝を実施することが決定されるとか玉ぐし料等の経費を公費で支出することなどの事情がない限り、それは私人の立場での行動と見るべきものと考えてとして、四つ具体的な例を挙げて私人の立場を強調されておりますけれども、この政府の統一見解、官房長官、これは現在も変わりがないのか、まずその点についての御確認をしておきます。

○藤波国務大臣 従来政府の統一見解としてお示ししてきたものに変わりはありません。

○鈴切委員 そうなりますと、将来も変えないというおつもりでしょうか。

○藤波国務大臣 この靖国神社に対する公式参拝の問題は、国

民の各方面でもいろいろ論議を呼んでおる問題であります。戦争のために命をささげてお亡くなりになって、今日靖国神社にお祭りされております英霊の御遺族の方々などを中心にいたしました、ぜひ公式参拝を実現すべきであるというような御意見がございますし、また、それに対して、宗教上の問題とか憲法からの法制上の問題とか、いろいろのことを御論議になる向きもあるわけでございます。

そこで、自民党の方でいろいろと靖国神社の公式参拝に関して御勉強が進められてまいりまして、それが奥野小委員会と言われる小委員会でお取りまとめがありまして、自民党の総務会にかけられて、その方向で政府に対して実現方を要請する、こういうことで政府に対して御意見があつたところでございます。それを受けて政府といたしましては、この問題についてさらに勉強をしていくようにいたしたい、こう考えておりますが、勉強をいたしました結果どんなふうなことに考え方がまとまりますか、これからのことでございますので、どれくらい時間のかかることであるか、どういうふうにして勉強するかというふうなことをこれから考えていこうと思っておりますが、いづれにいたしまして、新しい政府の考え方が決まるということがあればその時点でまた新しい事態になりますけれども、それまでは従来の統一見解ということで統一をしますでいくようにいたしたい、こう考えておる次第でございます。

○鈴切委員 実はこの問題については戦後ずっといろいろな動きがございます。自民党から靖国神社法案等が出され、そしてそれがずっと廃案になったという経緯があるわけでありまして、そういうことから考えまして、政策的な問題であるとするならば、それは政府がその政策の選択によってお答えになるということでは当然あるだろうと私は思います。しかし問題は、憲法の解釈で政府の見解を覆すとかあるいは変えるということは大変重大な問題を包含しておる、私はそう思うのですよ。そのたびごとに憲法の解釈が変わるといふような、政府の統一見解といふものはそういうあいまいな見解ですか。

○藤波国務大臣 この問題は、先生が御指摘になられましたように、例えば思想の問題であるとか政策の問題であるというふうには考えておりませんが、そのことよりもむしろ憲法との関係で法律上どうなるかという問題だろうと思っております。したがって、そのことの重要な意味合いといふものを十分理解をいたしまして、その上に立つてよく勉強をしてみたい、こう申し上げておるところでございます。

○鈴切委員 政府の統一見解で、いわゆる公式参拝あるいはまた私的な参拝という問題についてはかねてから四つの例、しかもそれは閣議決定してはならないというような厳しい制約のもとにこの憲法解釈といふものがなっておるわけですね。ところが今になってから、自民党がそういうふうな見解をまとめたから政府に何とかしてくれないかという話で、それでは私的諮問機関を設けてやる。何を勉強されるのですか。

○藤波国務大臣 私的懇談会を設けるかどうかはまだ決まっておりますが、いろいろ勉強してまいりますということの中にはいろいろな方面の御意見を聞くということが多分に含まれると思っております。黙ってじっと座って考え込んでいるというよりも、いろいろな方の御意見を聞くことが勉強になるか、こう思っております。そういう意味では、一つの形は私的懇談会。よく八条の審議会との区別を明らかにせよというふうな御指摘もございまして、十分その辺も考えながら、どういうふうに進んでいくかということを実は考えておるところでございます。

統一見解としてまとめられて今日に至っておりますので、その態度をこれからも遵守していくということは今変更しておるわけではございません。ただ、どういう考え方でございしても、絶えず勉強していくというのはいいことだろうと思っております。さらにその勉強を広く、かつ深めて検討をしてみたい、こう思っております。変更するために勉強するの、かというふうな御指摘がよくあるのですけれども、そうではなくて、よくこの問題についての勉強をして、その後どういふことになるかということについては、勉強した結果また考えがまとまれば一つの方針が出る、こういうふうな思っている次第でございます。

○鈴切委員 私的諮問機関でこれから勉強することなどですけれども、行政改革の立場からいいますと、八条機関によってやるのと、それから私的諮問機関でやるのとは、これはおのずと違うわけですね。そして、私的諮問機関をつくりながら、言うならばそれをもとにして今までの方針を変えていこうという意図があるからこそこういうものをやろうとしているわけでしょう。勉強するといふなら、何もこんなところで勉強しなくたって幾らだつてできるわけですから。そういう意味において、しかも総理の私的諮問機関においてやるかというの問題があるのじゃないですか。そんなものをやる必要は何にもない。だからお聞きしますが、将来これを考える意思があるのじ

やないですか。

○藤波国務大臣 総理の諮問機関にするかどうかはまだ決まっておるわけではありませんが、いろいろな方の御意見を聞くという場合にいろいろな形があるだろうと思います。その中の一つは、私的懇談会というような形で御意見を聞くという聞き方があるかなと、今のところまだその程度でございまして、どんなふうに進めていくかは総務長官ともよく御相談を申し上げまして、勉強を進めていく形をどうするかを決めていくようにいたしたい、こう思っております。

ただ、従来の統一見解を変更するということをまず頭に置いて、そのために勉強していくとか、あるいは私的懇談会ということで勉強を進めるといふことになると思います。それから、それは新しい方向をつくり出すためにそういう懇談会をつくってやっていこうとおるものでは毛頭ありませんで、あくまでも各方面のこの問題についての御意見をいろいろ聞く。ただ、聞きます場合に、どなたかの御意見を聞きたいという御案内を申し上げて、来ていただいで一対一でこうやって聞いておりましたも、それも一つの聞き方でございすけれども、何人かの方に来ていただいでどなたかに意見を述べてもらう、それをさらに横で聞いておられる方も自分はこう思うと言つて意見を述べられるというような形で勉強させていただと勉強がさらに深まるのかなと、こう思っております。これは形の問題でございす、決して最初から方向を頭に置いてこういつた勉強を進めようと思つてゐるのではないこととはどうかひとつ御理解をいただきたいと思つてございす。

○鈴切委員 官房長官が御理解をと言つても、それは御理解できない問題があるわけですが、実際に、は。

四月十八日、きのうでしたか、衆議院の法務委員会で法制局の前田第一部長が、首相や閣僚の靖国神社参拝について、玉ぐし料を公費で支出すると私的参拝とは言えなくなる、こう言つておられますが、公費の支出は金額のいかんを問わず違憲であるということなんでしょうか。

○茂申政府委員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘のございました私ども第一部長の前田の答弁でございますが、それにつきましては、確かに今おっしゃったようなことが新聞に出ておりましたが、第一部長の真意と申しますのは、仮に玉ぐし料を参拝の際に公費で支出するということになれば、これは私人としての参拝でございすよというように言ひわけが相立たなくなるんじゃないか、そうしますと、

それはいわば公式参拝ということになりますと、それは前々から統一見解にもありますように、なお違憲ではないかとの疑いが否定できないというようなことになりまして、いわば統一見解の考え方に触れるということになりますので、そこで問題がある、こういうようなことを申し上げたつもりでございす。

○鈴切委員 結局、同じじゃないですか。今のことでいいんでしょう。結局は私が申し上げたように、玉ぐし料を公費で支出すると私的参拝とは言えなくなる言つてゐる。公費の支出は金額のいかんを問わずやはり違憲であるということについて、何か御異議があらましようか。そしてまた、国費で支出するということになれば、現状においては憲法を改正しなければできない、こういうことでしょうか。

○茂申政府委員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、私どもの考え、したがつて政府のただいまの考えは、公的資格における靖国神社参拝というものは憲法第二十条第三項との関係で問題があるという立場を一貫してとつておるわけでございます。ただ、問題があるという意味は、統一見解にもありますように、このような参拝が合憲か違憲かということについては政府としては違憲でも合憲とも断定はしないけれども、このような参拝は違憲ではないかとの疑いをお否定できない。そこで政府としては、従来から事柄の性質上慎重な態度をとつて、国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することを差し控えることを一貫した方針としてとつておるのである、こういうような見解にのつとつておるものでございす。したがいまして先ほど申し上げた私の答弁も、今のようなこの統一見解にのつとつて申し上げたつもりでございす。

○鈴切委員 五十三年十月十七日の政府の統一見解について、これは当然法制局がかんでこういう見解を出されたわけですから、やはり法制局としても同様の考え方ですね。

○茂申政府委員 五十三年十月十七日の当時の安倍官房長官がお読み上げになりました統一見解、これは私どもとしても全くそのとおりの考え方でございす。したがいまして、今おっしゃいましたように、仮に玉ぐし料等の経費を公費で支出するということになりますと、公式参拝ではないというエキスキューズは言えなくなるという点はそのとおりでございす。この統一見解と申しますのは、いわば公式参拝と私人としての立場における参拝との区分けを明確にしたものでございまして、その意味ではただいま先生のおっしゃるとおりでございす。

○鈴切委員 五十八年八月十日、四つの例を挙げられまして、警備をするための公用車の使用、地位を示す記帳のあり方あるいは気持ちと同じくする閣僚の同行の問題に触れておりますね。ところが、ここに不思議に玉ぐし料の問題については、故意に外されたんじゃないかというふうな感じがするのですけれども、全然触れられていない。

そこで、玉ぐし料の経費を公費で支出するなどの事情のない限りは私人としての行動である、だから当然のこととして玉ぐし料は私費で支払われているんだ、こういうことなんですか。裏を返せば、経費を公費で支出するということは公人としての行動である、こういうことよろしゅうございすか。

○茂申政府委員 前提がいろいろあるうかと思ひますけれども、靖国神社に参拝をする際に玉ぐし料という形で公費を支出する、こういうことになりました場合には、前々から申し上げておりますように、参拝そのものがはや私的参拝とは言えない、公的参拝となる、こういう意味合いにおきまして、その参拝と公費による玉ぐし料の支出というものの関係があるわけでございます。

○鈴切委員 今回、自民党の靖国神社問題小委員会の報告を受けて総務会で党の決定をしたその自民党の見解というのは、一つは、公的機関が慰霊の目的で参拝をしても宗教活動には当たらざる合憲である、二番目には、その際、玉ぐし料などを公費で負担しても宗教法人に対する財政援助でなく、憲法に違反しないということでありす。

これに対して法制局長官は、玉ぐし料を公費で負担するということについて、これは憲法に全然抵触をしない、こういうお考えですか。その点どうですか。

○茂申政府委員 私は、ただいま御答弁申し上げましたように、その場合に全く憲法に違反しないということは言つておりません。すなわち、再三になりますけれども、公費によつて玉ぐし料を支出すればそれは公式参拝という性格を帯びてしまうのではないか、そうならば、政府統一見解で申し上げておりますように、違憲ではないかとの疑いをお否定できないという形の参拝になるわけでございます。したがいまして、それは政府としては差し控えるという方針を差し示しておるわけでございます。

○鈴切委員 今ずっと論議されてきましたけれども、玉ぐし料はどれくらい出されるかわかりませんが、もし公金で出されるということになりますと憲法に違反する、こういう明確な御答

弁をいただきたいのですが、どうでしょう。

○茂串政府委員 繰り返しの答弁になって申しわけございませんけれども、私どもが申し上げておるのは、公費によって玉ぐし料を支出するようなことにいたしますと、それは公式参拝の性格を帯びてしまつて、それはなお違憲の疑いが否定できないということ政府としては差し控える方針をとつておる、こういうことでございます。

○鈴切委員 四月十七日、参議院の内閣委員会で中西総務長官が、玉ぐし料の支払いについての発言がございました。報道された内容は実は必ずしも明確ではない。もう一度その点、明確に御答弁していただきたい。

○中西国務大臣 まだ速記録がきちつとした印刷になつてない段階でございますが、私の記憶しておるとおり申し上げますと今の玉ぐし料について、公の参拝あるいは私的参拝というまぐらの言葉は私は使つていません。玉ぐし料一般について申し上げます。

そのことはどういふことかといふと、内藤功議員が津の体育館の起工式の最高裁判決、あの中で、たしか財政的援助というものが特定の宗教に対する助長、援助または他宗教に対する圧迫、干渉、ということになるというふう書いてある、そういう御引用がございました。そのことについて私は、玉ぐし料というものがそういった意味での特定の宗教に対する援助助長、促進あるいは他宗教に対する圧迫、干渉になると思えない、さらにそのまぐらがございまして、個人的な見解でまだよく煮詰まつておりませんが、そういったふうにならぬように、こういうことを申し上げたのでございます。

なお、もう一つは、特定の宗教に対する公的援助といふすか、そういったものに関連して内藤さんが引用されたお話の中で、判決文の中でこういうことを言つておられます。日本人の宗教観といふか、大変寛容であるといふことを私が言ったのですけれども、そのこととかかりがあるのですが、日本人の宗教観といふのは極めて無節操である、神と人との区別がつかない特異な民族であるといふようなことを引用なさいました。このことについて私は、一神教的な立場からならばそう言えるかもしれないけれども、日本人の宗教観からいふとかがなものでございまいしうかという、その二点を申し上げたのでございます。

○鈴切委員 法制局長官、私的参拝とか公的参拝というものは別問題といたしまして、一宗教団体に公金支出をするというこ

とについては憲法に違反する、こう明確に御答弁ができるのでございますか、その点はどうですか。

○茂串政府委員 いろいろ前提になる要件があるかと思ひますけれども、およそ宗教団体に公金は一円たりとも出してはならぬといふことではないわけでございます。例えば文化財保護法に基づきまして文化財のための補助金を政府から支出するか、あるいはまた学校を経営している宗教法人に對しまして私学助成という観点から公金を支出するといふことは認められており、また現に相当の額が支出されておるわけでございます。およそ頭から公費は宗教法人には一円なりとも出してはならないといふことではないわけでございます。

それから第二に、今中西長官が言われましたように、津の地鎮祭判決におきましても、憲法八十九条のいわゆる宗教法人に對する財政援助等にかかわる判断の部分がございまして、そこである種の基準を掲げております。その判断基準にのつとつて非常に一般論で申しております。その判断基準にのつとつて公金が出せるか出せないかといふことが決まるという面もあるかと思ひます。

○鈴切委員 文化財の保護のためにか、あるいは私学振興あるいは学校法人とか、そういうところに金を云々といふことではないのであつて、要するにその宗教法人が、私的あるいは公的にしてもいわゆる若干の金をもちまうと、それ自体はその宗教法人自体、靖国神社自体の運営にかかわる問題です。運営にかかわる問題に關与するといふことは、それは憲法に抵触するんじゃないでしょうかと聞きしてはいるのです。

○茂串政府委員 ただいま御質問のありました点は、これは従来から議論されておりますところのいわゆる宗教法人に對する国家護持の問題であらうかと思ひます。国家護持といふのは、これは定義は特にならぬけれども、一般的に申し上げますれば、国が宗教団体の経営に参与したりあるいはまたこれに財政援助を与えるといふような形の、いわば国家的な支援の形でございまして、これは、一般的に申しまして憲法の問題に觸れるんじゃないかといふふうな考えられます。

ただ、先ほど申し上げましたように、公金の支出の条件がいろいろあると思ひますけれども、例えば津の地鎮祭判決におきましても、額の多少は問わないわけでございます。その支出金の性格とか、その他その支出の原因となつた行為の目的とか効果といふものに照らしまして、あの場合、津地鎮祭判決における公金の支出も合憲といふような結論が出ておるわけござ

いまして、そのようなケースも問々ある、こういうことであると思ひまして、これはやはりケース・バイ・ケースで判断せざるを得ない問題であらう、かように考えます。

○鈴切委員 それでは、靖国神社に玉ぐし料として公金が支出された場合においては憲法に抵触するんじゃないですかといふことは、どうでしょう。

○茂串政府委員 その点は先ほどから申し上げておりますように、靖国神社に公費による玉ぐし料を支出した場合には、その参拝が公式参拝になってしまうといふことになるわけでございます。これは前から申し上げておるところでたびたび申し上げて恐縮でございますが、そのようなふうな我々は考えております。

○鈴切委員 本当に全然あなた、答弁になつてませんね。こういうふうな論議を根底にして言うならば、靖国神社の公式参拝に道を開こうというのが、これは要するに政府の考え方であり、今の法制局長官の御答弁ですね。これが意図なんですか。今いろいろの勉強しようといふのは、そういうことを勉強しようといふのですか。

それからまた、総務長官、先ほどあなた個人的だと言われますけれども、少なくともそこにお座りになつて御答弁されるといふのは、そんな個人的なそういうことをおっしゃる問題じゃないのですよ。だからそういう問題から考へて、総務長官、この問題については本当に物すごく疑義を残してると私は思うのですよ。各閣僚がそれぞればらばらにこの問題についての見解を述べるといふことは、好ましいことであるかどうか、お伺ひいたします。官房長官、好ましいことかどうか。閣内不統一です。

○藤波国務大臣 政府統一見解がございまして、安倍官房長官、宮澤官房長官時代にもその見解に基づいて政府は見解をとつてきておるところでございます。今日の内閣におきましてもその統一見解に基づきまして内外に態度を表明してきておるところでございます。個人的にいろいろ御意見はあると思ひますけれども、政府としてはその統一見解に基づいてお答えをする、こういうことまゝでございます。もしその辺に矛盾をしたりあるいは行き違ひがあるようなところがございますら、角屋委員の御質問にもお答えをしたところでございますが、よく調整をして進んでいくようにいたしたい、こう考える次第でございます。

○鈴切委員 これはちよつと問題がありますね。玉ぐし料を靖

（発言者）

上原康助（委員）

藤波孝生（国務大臣（内閣官房長官））

茂串俊（政府委員、内閣法制局長官）

局長官）

【発言順、敬称略】

○上原委員（略）  
そこで、官房長官せっかくお時間を割いていただいて御出席いただきましたので、若干ほかの質問も、これとのかかわりがあるのですが、お忙しいお立場ですから先に少し靖国問題を聞かしていただきたいと思えます。

この件につきましては、既に本委員会でもあるいは参議院の内閣その他でもいろいろやりとりがなされてきて重複するかと思っておりますが、非常に重要な問題であると同時に、本来ならばこの靖国問題というのは余りそういう面では政治色を絡まさないというのが今の憲法の規定なりそういう面でもよいと思うのだが、最近はどうも大合唱ですね。百五十九人もそうして、赤信号みんなで渡れば怖くないというような状況。これではちよつと中曾根内閣の政治姿勢や靖国問題に対する考え方というのは非常に疑問を持たざるを得ない。

こういう背景というか、見方が国民の中にもあると思えますので、そういうことを前提として少し尋ねさせていただきますのですが、既にせんだつての本委員会でも御答弁があったような感じがするのですが、政府の統一見解というのは一体何を指しているのか、政府側の統一見解というのはどういうものなのか、この点からまずお聞かせいただきたいと思えます。

○藤波国務大臣 靖国神社に対して閣僚が参拝をいたします問題につきましては、昭和五十三年十月十七日に参議院の内閣委員会におきまして安倍官房長官が発言したもので、そして昭和五十五年十一月十七日に衆議院の議院運営委員会理事會におきまして宮澤官房長官が読み上げたものの二つでございます。この二つの政府統一見解をもって今日もずっと踏襲してきておられるところでございます。現在におきましても政府はその考え方に立って対処しておるところでございますが、読み上げさせていただきますけれどもよろしゅうございますが、時間によりまして……。

国神社に公金で出した場合において憲法に抵触するかどうかという点について私が御質問申し上げますと、それは私的参拝あるいは公的参拝云々ということで、直接憲法に対してこれは問題があるんだということの御答弁がないということは、私はこれ以上次の恩給法に入ってもちよつと問題があると思うのですがね。その点、ちよつと検討してください。

○茂串政府委員 今まで申し上げました答弁は、従来靖国神社の参拝の際に公費で玉ぐし料を支出したらどうなるかという点が専らの問題点でございます。従来政府答弁もそれに関連してお答えを申し上げていたところでございます。

ただ、今の御質問は、玉ぐし料を参拝とはかかわりなしに、そういうのを玉ぐし料と言うかどうか私よく存じないのでございますけれども、お金を、ともかく公金を出したらどうかということであるといたしますれば、それは先ほど中西長官もちよつとお触れになりましたように、これは津の地鎮祭判決の、先ほど申し上げました憲法八十九条の規定の判断にかかわる部分、これにその一般的な考え方と申しますか判断基準が示されておるわけでございます。

その点は、「当該支支出金を出すこと、効果及び支出金の性質、額等から見て、その支出自体が特定の宗教組織または宗教団体に対する財政援助的な支出であるかどうか、また支出の原因となる行為がわが国の社会的、文化的諸条件に照らして相当とされる限度を超えるものであつて、その行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長または圧迫、干渉等になるものであるかどうか、そういうものによつて合憲か違憲かを定めるべきである」というのが津の地鎮祭判決の八十九条の見解でございます。

私どもは政府でございますから、したがひまして最高裁の判決を遵守し、それに従つて行政を行うというふうな心得ておりますので、ただいま申し上げましたような最高裁の判決には私どもも当然に従わなければならない、またそれによつて行政は運営されなければならない、かように考えておる次第でございます。（発言する者あり）

○片岡委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○片岡委員長 速記を始めて。

法制局長官。

○茂串政府委員 私の答弁が若干足らなかつた部分があるうかと思ひますので、御答弁を補足させていただきます。

先ほど津の地鎮祭判決の趣旨を申し上げましたが、いわゆる憲法八十九条に抵触するかどうかという点の判断基準はまさに津の地鎮祭判決が述べておるところでございます。我々としたしましてもこれによつて判断をせざるを得ないわけでございますが、先ほど統一見解でも申し上げましたように、公式参拝そのものがなお合憲であるか違憲であるかということについては断定せず、違憲ではないかとの疑いをなお否定できないという統一見解になつておるわけでございます。このいわゆる玉ぐし料の神社に対する公費による支出、これも全くそれと同じような意味合いにわきまして、違憲ではないかとの疑いをお否定できないという政府統一見解に帰一するわけでございます。我々としてはそのような態度を現在とり、またこのような見解を保持しておるわけでございます。

○鈴切委員 私は私的だの公的のことはもうわかつたので、それはそのままにしておいて、靖国神社に参拝するに玉ぐし料を公金で支払うということは憲法に抵触するとか抵触しないとかというあいまいなことではなくて、触れるとおっしゃつていただかないとこれはちよつと問題じゃないですか。その点いかがですか。

○茂串政府委員 先ほどからたびたび申し上げておりますように、津の地鎮祭判決におきまして憲法八十九条の解釈についての判断基準が示されておるわけでございます。この判断基準にのつとつてケース・バイ・ケースで判断すべきであらうと思ひますけれども、ただ、一般的に申し上げれば、先ほど申し上げましたように政府としては、そのような支出があつた場合には、公式参拝について同じようにその行為が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないという見解に帰一する、したがひまして、そういうことは差し控えるというのが現在の政府の態度である、かように御答弁を申し上げます。

○鈴切委員 初めからそのようにお答えになれば先に進むのですけど、問題はそういうことで一応政府の方の、法制局長官の方の御見解が出たわけですから、先に進ませていただきます。（略）

安倍当時官房長官がお答えしましたものは、内閣総理大臣その他の國務大臣の地位にある者であっても、私人として憲法上宗教の自由が保障されていることは言うまでもないから、これらの者が、私人の立場で神社、仏閣等に参拝することはもとより自由であつて、このような立場で靖国神社に参拝することは、これまでもしばしば行われているところである。閣僚の地位にある者は、その地位の重さから、およそ公人と私人との立場の使い分けは困難であるとの主張があるが、神社、仏閣等への参拝は、宗教心のあらわれとして、すぐれて私的な性格を有するものであり、特に、政府の行事として参拝を実施することが決定されるとき、玉ぐし料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り、それは私人の立場での行動と見るべきものと考えられる。

先般の内閣総理大臣等の靖国神社参拝に関しては、公用車を利用してこと等をもつて私人の立場を超えたものとする主張もあるが、閣僚の場合、警備上の都合、緊急時の連絡の必要等から、私人としての行動の際にも、必要に応じて公用車を使用して、私人の立場を利用したからといって、私人の立場を離れたものとは言えない。

また、記帳に当たり、その地位を示す肩書きを付すことも、その地位にある個人をあらわす場合に、慣例としてしばしば用いられており、肩書きを付したからといって、私人の立場を離れたものと考えすることはできない。

さらに、気持ちを同じくする閣僚が同行したからといって、私人の立場が損なわれるものではない。

なお、先般の参拝に当たっては、私人の立場で参拝するものであることをあらかじめ国民の前に明らかにし、公の立場での参拝であるとの誤解を受けることのないよう配慮したところであり、また、当然のことながら玉ぐし料は私費で支払われている。

以上が内閣総理大臣等の靖国神社参拝についての政府としての統一見解でございます。

これが安倍官房長官が昭和五十三年にお答えをした内容でございます。

また、昭和五十三年には宮澤官房長官が述べておりますが、議運委員会の理事会におきまして申し上げております考え方も、これと同じような中身のものとございます。

以上でございます。

○上原委員 安倍官房長官のはいいですよ。宮澤官房長官が議運で述べたのを言つて下さいよ。

○藤波國務大臣 「國務大臣の靖国神社参拝について」  
政府としては、従来から、内閣総理大臣その他の國務大臣が國務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法第二〇条第三項との関係で問題があるとの立場で一貫してきている。

右の問題があるということの意味は、このような参拝が合憲か違憲かということについては、いろいろな考え方があり、政府としては違憲とも合憲とも断定してないが、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないということである。

そこで政府としては、従来から事柄の性質上慎重な立場をとり、國務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは差し控えることを一貫した方針としてきたところである。

○上原委員 五十三年の安倍官房長官当時の見解よりも、この五十三年の宮澤官房長官の見解というのはよりわかりやすいですね。もちろん我々はこの見解そのものにも十分満足しているわけじゃないですがね。

そこで、時間も余りありませんので、法制局長官にこれとの関連でお尋ねしておきたいのですが、内閣総理大臣という肩書は、国家機関に用いるというか通用する公称だと私は思うのですが、それは一体どうでしょう。

○茂串政府委員 まさに内閣総理大臣という呼称は、憲法にも規定されておりますところの公称であるということは、そのとおりでございます。

○上原委員 そうであるとするならば、これはもうだれが聞いたってそうだと思うのですね。中曾根康弘というのはこれは中曾根さんの個人のお名前だと思ふのだが、内閣総理大臣たる中曾根康弘とかあるいは内閣総理大臣である中曾根康弘という場合は、これはまさに國務大臣、公称じゃないですか、どうですか。そうでしょう、法制局長官。余り余計なこと言わぬで簡単に答えてくださいよ。

○茂串政府委員 その点につきましては、五十三年当時からもいろいろと議論が国会でもなされておるわけでございますが、その都度政府の方から申し上げておりますとおり、また、先ほどの五十三年十月十七日付の当時の安倍官房長官がお示しになりました政府統一見解にもありますとおり、肩書を付したからといって必ずしもそれが公的な立場をあらわすものではない。

いわば私人としての立場でいろいろ行為をされ、または文書に書かれるという場合であっても、内閣総理大臣であるということを示す意味で、その地位をあらわす意味でそういう呼称をつけたということが慣例になっておるということでございます。その公称をつけたからといって必ず公の立場であるということをあらわしておるとは限らないことでございます。

○上原委員 そういうすれ違い、ごまかしはいかぬです、法制局長官。私はもちろん法律は詳しくありませんが、かつての法制局長官にも、高辻さんといって、非常に三百代言をお使いになる方がおつた、沖繩復帰時代も。まさにあなたのこれも、三百代言もいところですよ。

官房長官、これは統一見解が二つもあるというのはいかぬのじゃないですか。一体どっちが本物なんですか。安倍さんの官房長官時代の五十三年の統一見解と宮澤さんの五十三年の統一見解と二つ政府の統一見解ですと云つたつて、これは通用しませんよ。一つにまとめてくださいよ。

○茂串政府委員 これらの統一見解は、それぞれ国会の御議論その他いろいろな経緯があつて出されているものでございまして、その内容としましては、五十三年の政府統一見解は、当時公私の別につきましても、御議論がありまして、それを中心にして出された統一見解でございます。

それから五十三年の場合には、これは靖国神社を中心として、神社の公式参拝というものが果たして憲法上許されるかどうかという点が直接的に御議論が出てまいりまして、それに対応してこのような統一見解が出されたわけでございます。両者は決して矛盾するものではございません。

○上原委員 公人が私人かという問題は、それは肩書をつければ公人であるのですよ、常識的には。それが日本の常識であり、日本の言葉なんだ。あなた方はそれを、ああでもない、こうでもないと言つてみんなごちゃごちゃやるから余計おかしくなる。しからば、五十三年のは公私の別について述べたもの、五十三年は公式参拝が憲法に抵触するかどうかについての見解だとしかしこれは、そういうことでは政府の統一見解が両方あるということもおかしいもので、本来ならばこれは官房長官、統一見解だから一つにまとめなければいかぬですよ。どっちが本物か。

そこで、さっきは、内閣総理大臣中曾根康弘ということを使えば、政府機関としての、国家機関としての公称であるということでは法制局長官はお認めになつた。まさにそれは常識でしょう。

う。そうしますと、この五十五年の中では、「政府としては、従来から事柄の性質上慎重な立場をとり、国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは差し控えることを一貫した方針としてきたところである。」これはおかしくなるんじゃないですか。まさに内閣総理大臣という資格で参拝したわけでしょう。これは公式参拝じゃないのですか、公的参拝じゃないのですか。公的参拝と公式参拝とどう違うのですか、それが一つ。

その前に、法制局長官、今あなたはいろいろおっしゃいましたが、だんだんおかしくなっているのですよ、皆さんの論理というのは。かつて、これも法制局長官が昭和五十二年のころも参議院の内閣委員会でお述べになった。その後この五十三年の政府見解は出たと思うのですが、当時の真田法制局長官は、私的であるとするためにいろいろ配慮すべき点を挙げています。私的であるという条件はどのようなものがあるのですか。公的参拝という基準なり、あるいはその公的参拝であるという条件はどのようなものがあるのか、私的、公的に分けて説明してください。

○茂串政府委員 たいいま委員のお示しのとおり、五十年の前半からこの問題はいろいろ議論がされたわけでございますが、先ほどお述べになりました五十二年の見解と申しますのはちょっと私手元にございませぬけれども、当時は真田法制局長官でございませぬ。真田長官が五十三年の八月に参議院の内閣委員会と同じ問題に対してお答えをいたしておりました、その趣旨といたしましては、法制局としてはいまだかつて、先ほどお話をあつたような、肩書をつけるとかいうようなことでそれが公的になるといふようなことを申し上げたことはありません。これはまた委員も御承知だと思えますけれども、いわゆる四要件という言葉がよく使われております。すなわち先ほどの安倍見解にもございましたように、名前に肩書をつけること、公用車を使うこと、それから、いわゆる同行者を従えること、あるいは玉ぐし料を公費で支出すること、これを俗に四要件と申しております、またこういう言葉を使つていらつしやる方が多いのでございませぬけれども、その四要件のうち、玉ぐし料を公費で支出することになりますればこれは公的な資格で参拝をしたということになるわけでありまして、これは公的参拝じゃないという言いわけをするわけにはいかぬであらう。ただ残りの三つにつきましては、これは安倍見解も述べておられますように、これはいづれも私人という立場でそのような行為をなされることがある、すなわち公用車をお使いになることもあるし、また肩

書が付するということもあるし、また、何人かの閣僚が総理に同行されることもあるし、しかし、それらの事柄からして当然に公的な参拝になる、あるいは公式参拝になるということはないのであって、その三つは、これはいづれも私人の立場ということで行なわれることもあるということございまして、いわば玉ぐし料の公費からの支出、これは非常に問題でございませぬけれども、それ以外の点につきましては、私人という立場でそのような行動をされることのあるということをたびたびお答え申し上げているところでございます。

〔池田(二)委員長代理退席、委員長着席〕

それから先ほど、中曽根総理大臣というお言葉がございました、靖国参拝の際に、内閣総理大臣たる中曽根康弘あるいは内閣総理大臣である中曽根康弘というようなお言葉をお使いになつたようでございますが、これ自体私からとやかく申し上げる筋合いのものではございませぬけれども、これは既に昨年五月十日に参議院の内閣委員会でも野田委員から前任の角田法制局長官が質問を受けまして、それに対して答弁をされておりますところでございます、特にそのようないわば形容詞を名前の上におつけになつたからといって、すなわちそれが公的な資格で参拝をしたということにはならないということを御説明申し上げているところでございます。

○上原委員 そんなことが通りますか、あなた。そうしますと、ここでさつきも申し上げましたように、「国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは差し控えることを一貫した方針としてきたところである。」というのは何を意味しますか。内閣総理大臣たる中曽根康弘というと、だれが見たつて社会的には国務大臣としての資格で行つたわけでしょう。それが通用しないというばかげたことではないですよ。そんなくならぬ質疑応答をするから、国民もこの問題についておかしいのじゃないかとおっしゃる。それは法制局長官、幾ら詭弁を使おうがそういう論理は通らぬ、幾ら私が法律の素人でも。それはどう考えたつておかしいですよ。

じゃあ逆に聞きますが、春の例大祭とか靖国神社の秋の例大祭、そういうものは、靖国神社にしてみればそれは宗教活動でしょう。これはどういう御認識ですか、官房長官、法制局長官も。

○茂串政府委員 例大祭そのものは靖国神社がとり行われますところの宗教的な活動であると思えます。

○上原委員 ますますおかしくなるのじゃないですか。宗教活

動、宗教的であろうが靖国神社にとっては宗教活動に間違いはない。

官房長官、我々がこの問題を議論をする視点というのは、やはり憲法二十条で言う政教分離の原則が守られているかどうかということなんですよ。それは中曽根康弘という総理大臣であらうがあるいは藤波官房長官であらうが、官房長官が個人として靖国に行つてお参りしようが何しようが、私たちはそのことをとやかく申しません。それは信教の自由も憲法においては保障されている。

しかし、今もお認めになつたように明らかに靖国神社にとつては宗教活動であるというそのさなかに、内閣総理大臣という肩書をもって靖国神社に参拝をするということが憲法二十条や八十九条で言うこととの関連が出てくるのであって、それを肩書を使つたからといって、いやこれは私人だとか——最初は皆さんも、昭和五十二年度ころまでは、これは本当に公用車を用いず私用車を用いること、二番目に、記帳に肩書をつけず氏名のみを記すること。だから、かつて三木総理大臣は三木武夫とだけお書きになつたのだ、総理大臣とお書きならなかつた。そのときまでは、少なくともこの種の原則というものは、やや——やですよ、尊重するような立場をとつておつた。三点目に、公職にある者を随行させること、玉ぐし料を公金から支出しないこと、四項目を挙げ、これがいわゆる私的参拝であるという四要件なんです。これがその後どんどん崩れて、公用車を用いずは、公用車を用いたつてと、さつき答弁があつたようにだんだん公用車を用いた。肩書記帳はもう崩れましたね。それは三木さんだけ。あと福田さん、大平さん、鈴木前総理、そして中曽根総理と、全部肩書記帳。公職にある随行者、これも、一時どなたか随行していつて問題になつたから秘書官とSPだけということが、今度は変わつてきた。これじゃ統一見解と憲法二十条との——八十九条、玉ぐし料を公的に出すということだけは今歯どめがかかつているけれども、これじゃ納得できないんじゃないですか。官房長官、どうですか。この五十五年の統一見解と今皆さんがやつてきたことは、一貫してやつてきたと言つて、この統一見解については政府はもう一度きちつと整理をするか、中曽根内閣のこの靖国問題に対する見解というものをどうかはつきりさせてください、ここで。

○藤波国務大臣 先ほど法制局長官からお答えをいたしましたように、五十三年の安倍官房長官のときの見解というのを

えをしました中身は、私的か公的かといったようなことについて御議論が大きな問題になりまして、そこで政府の考え方を示した。そして五十五年の宮澤官房長官の場合には、いわゆる公式参拝が違憲か合憲かという御議論の中で、政府としての考え方を示したということ、それぞれそのときの問題になつておることに對して政府としてどう対処するかということ、政府の統一見解として申し上げてきておるところでございますので、今これらの二つの問題について、例えばこれを一本にするとかあるいは整理して考え方をさらに統一見解を出すかというふうな考えないで、むしろこれらの線に沿つて現在の政府もこの方針を踏襲し、政府の統一見解として対処しているというふうな考えておるわけでございます。

先ほど来いろいろ御指摘をいただいております、特に内閣総理大臣である中曽根康弘が参拝をしたということにつきまして、これはもう明らかに公的な意味合いを持つのではないかと御意見でございますが、これはごく一般的に中曽根康弘が参拝をした、その中曽根康弘は現在内閣総理大臣であるということとを、これはもう隠しようもないわけでございます。そして、そのことを一般的に申しておる、こういうふうな私どもは理解をしておるわけでございます。

例えば上原先生が道を歩いていられる。上原先生が歩いておられると思えますけれども、周りから見れば、衆議院議員上原康助先生が歩いておられることになるわけで、これは中曽根康弘が参拝をしたといいますが、これはもう明らかに中曽根康弘が参拝をしたということが、これはもう明らかでございますから、そのことをそのまま申し上げておるというのが総理大臣の表現になっておるのでございます。

○上原委員 僕みたいな小物と天下の総理大臣と比較させていただきますが、それは藤波官房長官らしい御答弁じゃないですね。人のよいあなたがそういうふうな問題をすりかえたら、これは国民の期待と私らの官房長官に対する信頼感が薄れますよ、そういうふうにごまかされては。中曽根康弘というのは内閣総理大臣、日本の現職の首相、自民党総裁である、これは全部がわかりますよ。そうであるならば、あえて内閣総理大臣である中曽根康弘と書かないで、中曽根康弘と書いていいんじゃないですか。内閣総理大臣である中曽根康弘と書いたから問題だと私は言っているわけですよ。そこに政治的な意図、靖国神社を国家的に利用していきたいという皆さんの腹づもりがある本音があるんだよ、それが問題なんですよ。そこは幾らすりか

えようとしたつて、ある程度この問題を理解する方々はそう見ませんね、官房長官。

そこで、この問題はだんだん見解というか、整理されていくと思えますが、さつき申し上げましたように、政教分離の原則が守られているのかどうかのこの視点であつて、靖国神社をどうしようかということではない。しかもこれはだれが考えても、春の例大祭にしても秋の例大祭にしてもあるいはその他の靖国神社がやる行事は宗教活動であることは間違いない。そのときに総理や閣僚が大挙して、赤信号みんなで渡れば怖くない式でいくということに問題があるということを私は指摘をしているのである。そこで統一見解は守るというならそれで結構。逆に、せめてその点だけは忠実に守ってもらいたい。

そこでお尋ねしますが、今度自民党の見解が出ましたね。これは、簡単に言うと、公式参拝もオーケー、玉ぐし料を公費から出したつて憲法違反でないんだというふうな言つて、政府もできるだけそういうふうなように努力をするということなんですよ。これもまた中曽根さん一流のやり方だと思うので、まず問題をぶち上げておいて、だんだん党を先行させていって、そして何か世論の操作を図りながら、最終的にその方向が政党内閣だということをやろうとすることかと思うのです。そうしますと、自民党がお決めた見解と今の政府の統一見解なりお立場は違うということは、ここで明言できませんか。

○藤波内閣大臣 従来、そして現在、政府の統一見解として政府の方で対処をいたしております方針と、今度自民党のいわゆる奥野小委員会でおまとめになりまして、総務会を経て、こういった方向で努力をするようにという御要請のありましたその中身とは、違ったものになつておるというふうな考えております。

○上原委員 法制局長官にお尋ねしますが、玉ぐし料を公費から出す、このことは明らかに憲法に違反するというか憲法上疑義がある、この点は間違いないですね、これが一つ。

もう一つは、仮に靖国神社への参拝を閣議でお決になるとかあるいは国の行事として、国の行為としてやる場合は、これも憲法に抵触すると思うのですが、この二点はぜひ確認していただきたい。

○茂串政府委員 閣僚が靖国神社参拝に際しまして仮に公費から玉ぐし料を支出いたしますと、その参拝が公式参拝であることを否定できないことになるわけでありまして、このように公

費から玉ぐし料を支出し、そして参拝を行うといたしますと、これらの行為については憲法第二十条第三項ないし第八十九条との関係で憲法上の問題がある、つまり、違憲ではないかとの疑いをなお否定できないということでございます。これは先日当委員会でも申し上げたとおりでございます。

第二点の、仮に閣議で靖国神社参拝を決定いたしましたとして公的に申しますか公式に神社を訪れて参拝をするということになりますれば、これはまさに前々から私も申し上げておりますように、内閣総理大臣あるいはその他の国務大臣としての資格における参拝でございます。したがって、これにつきましては従来の政府統一見解のとおり憲法上問題があるということになるわけでございます。

○上原委員 あと若干質疑がありますので、この靖国問題はきょうはこれとめておきたいのですが、私たちは、冒頭申し上げましたように、靖国神社が戦前の日本の国家体制とどうかかわりがあったのか、そういう歴史的背景というものを抜きにしてはこの問題を論ずるわけにはいきません。しかも、さつきからお認めになりましたように、憲法二十条、八十九条とかかわりてまだまだ疑義があることは法制局長官もこれは何回かお答えになつておる。そういうことを十分踏まえて、官房長官なり中曽根内閣はこの問題を慎重に取り扱って、取り扱うというか、この問題については国民のいろいろな意見があるということ踏まえて慎重にやっていたきたいということを強く求めて、この点についてはひとまずおいておきたいと思います。官房長官、どうもありがとうございます。

(略)

【五九九】 第一百回国会参議院内閣委員会会議録第  
十号（昭和59年5月8日）

（発言者）

野田哲（委員）

藤波孝生（国務大臣（内閣官  
房長官））

前田正道（政府委員。内閣法  
制局第一部長）

【発言順。敬称略】

○野田哲君 恩給法の審議をやっているわけですが、まず恩給の問題と心情的に非常にかかわっております靖国神社の問題について官房長官に伺いたいと思えます。

新聞の報道するところによりますと、去る四月十三日に、中曾根総理は自由民主党から靖国神社問題についての党としての見解を受け取られた、こういう報道がありますが、その点は事実でありますか。

○国務大臣（藤波孝生君） 靖国神社の公式参拝問題につきまして、自民党でいわゆる奥野小委員会、奥野誠亮議員が小委員長になられまわしている検討を重ねてこられまして、各方面の御意見なども聴取されつつ考え方をまとめられまして、その趣旨に沿って内閣としても実現方努力するように、こういう御意見が付されました、自民党の総務会長から政府に対してお話しがございました。四月十三日に、そのままとめられたものを受け取らせていただきました。よく勉強させていただきたいとお答えをしたところでございます。

○野田哲君 その内容は、いろいろ報道されておりますし、私の手元の資料によりますと、第一項から第五項までになっていて、その中で要点を要約いたしますと、

公的機関が、慰霊、表敬、慶祝等を行うことが適当であると考えられる場合に、その目的で神社・寺院等を訪れて礼拝等を行い、同時にまた宗教行事に参加して弔意を述べ、功績をたたえ、祝意を表する等のことは、憲法が禁止する宗教的活動には当たらないと考えられる。

その際の玉串料、香華料等を公費で負担しても、それは供物、神饌、生花、榊等を整える経費などにあてられるものであって、当該宗教法人に対する財政援助を目的とするものではないから憲法八十九条に違反しないと考えられる。

こうなっておりますので、そこでこの靖国神社に対して第五項で、国を代表する内閣総理大臣が時に靖国神社を訪れるのは当然の関係である。内閣総理大臣と記載しながら、私人としての私的参拝だといって物議をかもしても可い。内閣総理大臣と記載しての参拝は、公人としての公的参拝とうけとめることができる。

五項目になっていますが、要点は大体そういう内容になっていくということですか。総理のところは自由民主党から届けられた党の決定というのは、そういうことであると理解していいわけですか。

○国務大臣（藤波孝生君） 自民党の出されました見解は、今、先生がお話しになったとおりかと私どもも心得ております。

○野田哲君 この自由民主党が見解をまとめて、党としての見解を四月十三日に総理に手渡した。ここに至る経過を見ると、昨年七月に中曾根総理が前橋に行かれて、そのときには藤波長官もたしか同行されていたのじゃないかと思うんですが、その場で記者会見をされて発表されている。この中曾根総理の指示を受けて自由民主党が検討を続けてきた。総理が自由民主党に対して検討を求めたのは、総理の靖国神社参拝についての合憲論の根拠づけをするために、こういう指示によって検討が続けられてきた、こういうふうな報道されているわけでありすが、総理はそういう趣旨で党に対して検討を指示されたということなんですか。

○国務大臣（藤波孝生君） 昨年の七月に総理が群馬入りをしたしましたときに、私も官房副長官としてお供をいたしました。その記者会見の席に連なっていたのでございますが、そのときの総理の考え方というのはこういうことであつたと思うんです。それは、公式参拝につきましては、歴代の内閣が国会で答弁をしてきておりますように、憲法違反の疑いがある、こういうことで特に法制局の見解としてそういう考え方が出されておりました、政府としてもそれを受けて御答弁を申し上げておるところでございます。しかし、その見解を具体的に検討してみますと、疑いがある、あるいは慎重にした方がいい、こういうふうな表現になっておりました、それできちつとそういう考え方というのは表現されているのだといえればそれはそういうことかかわりませんけれども、疑義があるとか慎重にした方がいいとかいう表現というのは非常にわかりにくい、したがって、もう少しよく勉強をして、そういうあいまいな感じではないから憲法八十九条に違反しないと考えられる。

たらどうだろうか、こういうような意味で総理はそのときに話しになったというふうには私は心得ておるわけでございます。

したがって、それを受けて自民党の方でも奥野小委員会が出発して、いろいろ御検討、勉強をさせていただいて今日に至った。こういうふうな考えておりました、それは公式参拝を合憲であるということの理論づけをするようにという意図のもとに発言され、作業が始まったというのではなくて、非常にあいまいであるからよくもつと勉強しよう、こういうことでそのときに総理が発言をされたのを受けて勉強が始まってきているというふうな考えておりますので、そのように御理解をいただきたいと思うのでございます。

○野田哲君 それまでに国会で何回も議論が行われて、そして何回か官房長官が当委員会なりあるいは議院運営委員会の理事會に出て政府としての見解を表明しているわけですか。そういう政府の統一見解があるにもかかわらず、よく勉強して見解をつくれという指示をされるにもかかわらず、官房長官は今非常に慎重な答えをされたいけれども、ニュアンスとしてはやはり別の見解をつくれという指示をされた、こういうふうにして私どもは受けとめざるを得ないと思うんですが、そういうことではないですか。

○国務大臣（藤波孝生君） お話のように、靖国神社公式参拝についての政府の考え方は、昭和五十三年十月十七日、当時の安倍官房長官、それから昭和五十五年十一月十七日、宮澤官房長官、それぞれ発言をしておられまして、その政府の統一見解に基づいて今日もずっと継承をしておるのでございます。

政府として今考え方はどうか、こういうふうな御質問があれば、従来の政府の統一見解に基づいてその方針を継承してきております、こういうふうにお答えをすることに今立場としてなっております。非常にあいまいな表現になっておりますので、こういうものというのはいまいかな方がい場合もありますけれども、あいまいなことによっていろいろな国民的な論議というのが揺れるということになります、ただ、その統一見解を守つてまいりますとだけ言っておることではいかかかというふうな総理の考え方がありまして、もう少しよく勉強してみたらどうだろうか、こういうふうな指示をしたというよりも提案をしたような形で、そして自民党の方で御勉強いただいで今日に至つた、こういうふうになったものと私どもも考えておるわけでございます。

政府の方も、したがって、自民党の奥野小委員会がおま  
とめをいただきますその意見に對しまして政府としてどのよ  
うに對應するかということにつきましては、この問題について  
よく勉強をしていくようにいたしたい、こう考えておる次第で  
ございます。

○野田哲君 あいまいにされたのは、これは従来の統一見解が  
あいまいなのではなくて、中曽根総理大臣や、その前の鈴木前  
総理がそれをあいまいにされたんです、私どもから見れば。三  
木総理、福田総理は、靖国神社に参拝されたときに、私人であ  
るといふ立場をわざわざ事前に誤解があつてはいけないなどと  
いうことで記者会見をして、私人という立場を明確にした。特  
に、三木総理は、車さえも総理の車を使わなかつた、あるいは  
公務員の供をつけなかつた、こういう慎重な参拝をしてきてい  
るんです。それをあいまいにしたのは、鈴木総理が靖国神社に  
参拝したときに、私人ですか、公人ですかという質問に對して、  
私人とも公人とも明確にする必要はない、こういう態度をとら  
れた。さらに、中曽根総理は、内閣総理大臣たる中曽根康弘、  
去年はこう言われた。ことしは、内閣総理大臣である中曽根康  
弘、こう言われたそうでありまして、あいまいにしてきたのは、  
これは政府の統一見解があいまいなのではなくて、総理大臣自  
身があいまいにしてきたわけなんです。だから、総理大臣自身  
がきちつとさしえすれば何もこの問題はあいまいではないはず  
なんです。

先ほど、長官は答えられました。昭和五十五年十一月十七日、  
宮澤官房長官が衆議院の議院運営委員会で見解を示されている。  
政府としては、従来から、内閣総理大臣その他の國務大臣  
が國務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法  
第二十條第三項との関係で問題があるとの立場で一貫してき  
ている。

右の問題があるということの意味は、このような参拝が合  
憲か違憲かということについては、いろいろな考え方があり、  
政府としては違憲とも合憲とも断定していないが、このよう  
な参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないという  
ことである。

そこで政府としては、従来から事柄の性質上、慎重な立場  
をとり、國務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは  
差し控えることを一貫した方針としてきたところである。  
こう述べておられます。

さらに、その前の福田内閣当時の安倍官房長官は、

閣僚の地位にある者は、その地位の重さから、およそ公人  
と私人との立場の使い分けは困難であるとの主張があるが、  
神社、仏閣等への参拝は、宗教心のあらわれとして、すぐれ  
て私的な性格を有するものであり、特に、政府の行事として  
参拝を実施することが決定されるとか、玉ぐし料等の経費を  
公費で支出するなどの事情がない限り、それは私人の立場で  
の行動と見るべきものと考えられる。

こういふふう極めて公私の限界というものを明確にされてい  
るわけでありまして。

私も、そのことについて特にただしたわけでありまして。「決  
定される」ということは、具体的に言えば、総理大臣の場合で  
あれば参拝を閣議で決定をした、こういうような場合がこれは  
公のことであつて、それ以外は私的なんだ、玉ぐし料の問題に  
ついては公費で出すということでない限りは私的なんだ、こう  
いふふう言つておられるわけですから、政府の態度は極めて  
明確であつたと思つておられます。それをあいまいなわかりにい  
場にしたのは、私は総理自身だと思つておられます。特に、中曽根  
理、その前の鈴木総理、そのところから非常にわかりにくい  
ことになつてきた。総理自身が記者会見などでわかりにくい言  
葉を使つて答えられておられる。ここに問題があつたと思つて  
十月十七日の見解、五十五年十一月十七日の見解、これが生き  
ていると私どもは考えているんですが、そういうことではないわ  
けですね。

○國務大臣（藤波孝生君） あいまいなところにつきまして、今  
明確ではないかというふうにお断りの上で御朗読をいただきま  
した。

その中で、もう一回繰り返しますが、

右の問題があるということの意味は、このような参拝が合  
憲か違憲かということについては、いろいろな考え方があり、  
政府としては違憲とも合憲とも断定していないが、このよう  
な参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないという  
ことである。

非常にあいまいな感じがあるわけですね。ですから、これは政策  
上とか思想上という話ではなくて、やはり主として憲法との関  
係の問題ではないかというふうに思つておられるのが、それが非常  
にあいまいである。しかも、それがどうなるかというのは、最  
高裁判所の結論が出なければ右とも左とも言えないというよう  
なそういうことではなくて、よく勉強してみてもあいまいな感じ

というものを何とかもつとすつきりしたものにならないか、そ  
ういふ方法はないのかということについて勉強しようというこ  
となのでありまして、私はその勉強が決して間違つているとは  
思つていないわけでございます。

ただ、政府として今どういふ態度をとつておられるのかというこ  
とにつきましては、ただいま先生から御指摘がございましたよ  
うに、従来政府の統一見解として内外に示してまいりましたそ  
の考え方をそのまま今日も踏襲しておるといふことを申し上げ  
たいと思つてございます。その上に立ちまして、なおよく勉  
強をさせていただきます、こう考えておる次第でございます。

○野田哲君 あいまいな点があるのだ、だからよく勉強するの  
だということ、これは政策問題というよりも憲法とのかかわ  
りの問題、こうおっしゃつておられるわけですが、そこで官房長官、  
勉強をするに当たつては、特にこれは憲法解釈にかかわる問題、  
法制上の問題なんです。内閣には法制上の問題、憲法解釈  
等については内閣法制局というのがあるわけですね。今までの鈴  
木内閣当時、その前の福田内閣当時の靖国神社参拝問題に對す  
る見解といたしまして、これは官房長官も最初に説明されましたが、  
法制局の検討の上で統一見解を出されたのだ、こうい  
うふう説明されているわけでありまして。

内閣法制局の設置法の中には、そういう問題についての所掌  
というものがうたわれていると思つておられます。「法律問題に関し  
内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に對し意見を述べること」  
と。「内外及び国際法に對しその運用に關する調査研究を行  
うこと」。「その他法制一般に關すること」、こういう形で、憲  
法解釈、法制上の検討をやる場というものは、私は内閣法制局だ  
と思つておられます。

今まで内閣法制局で検討したものを統一見解として出されて  
いる。そこにあいまいさがあるからさらに検討し勉強しろとい  
うことならば、それは内閣法制局に指示されるというのが当然  
の手順、検討の場じゃないでしょうか。特に、内閣法と内閣法  
制局設置法によりまして、内閣法による主任の大臣というのは、  
内閣法制局に關する限りはこれは内閣総理大臣が内閣法制局の  
主任の大臣だ、こうなつておられます。

そうすると、この種の問題をあいまいさがあるから検討し勉  
強しろというのには、私は内閣法制局に命じられるのが当然のこ  
とじゃないかと思つておられます。それを、内閣法制局が検討して過  
去に国会に示された見解にわかりにくい点がある、あいまいな  
点があるからということ、それを全然別の、政党に検討を命

じられる、これは私は検討を命じられる場を間違えておられるのじゃないか、こういうふう思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(藤波孝生君) 従来の政府統一見解を発表されるに当たって、内閣法制局の意見を中心としてまとめられてきたであろうことは、これは安倍長官にも宮澤長官にも聞いたことはありませぬけれども、多分そうだろうと思うのでございます。

お話のように、今日、いろんな法制上の問題について内閣で考え方をまとめます場合に、内閣法制局が中心になって意見を述べて、それを政府の見解としてまとめていくということになっていることも現在事実でございます。いわゆる自民党の小委員会にも何回か内閣法制局が来て意見を述べるようにというような機会もございまして、内閣法制局から出向いて意見を述べてきておるところでございます。

自民党の方の御意見が示されましたので、政府としてもどんなふうにして勉強していくかということにつきまして今いろいろ検討をしておるところでございますが、どんな形で勉強していくか、いずれにいたしましても内閣法制局を中心として勉強していかねばなるまい、こう思っておりますわけでございますが、政府も勉強するが自民党の方もひとつ与党として勉強してもらいたいというような意味で総理が発言をされて、それを受けて自民党の方で勉強が始まったのでございますので、いろいろなところで勉強するのがいいと思いますから、自民党で勉強したのが悪かったということではないと思いますし、自民党も勉強してもらい、その御意見がまとまったので政府にお示しがあつた、それを受けて政府としてもよく勉強していきたい、こんなふうにお思っておりますので、今後よく勉強させていただきます。

○野田哲君 日本の内閣制度は政党内閣制になっておりますから、政策の問題につきましては与党である政党が政策の決定に大きくかかわる、これは当然であろうと私は思うんです。しかし、憲法の解釈、これは内閣法制局、それから最終的には最高裁の判断、こういうことだと私は思うので、今まで政府が内閣法制局で検討したものを受けて統一見解が出されているものを、今度は政党が憲法解釈を変更する、これは私はあるべき姿ではないと思うんです。参考にはあるいはされるかもわかりませぬけれども、検討の中心的な場というのは法律で定まった内閣法制局というのがあるわけですから、そこところは私はやはり慎重に考えなければいけないのじゃないか、こういうふうにお思っています。

そこで、さらに重ねて伺いたいのは、これからの官房長官の言われる勉強の手順でありますけれども、党にも勉強してもらい、内閣法制局にも勉強してもらい、こういうふうなことをおっしゃっているわけですが、四月十四日の新聞報道によりますと、政府首脳が語った、こうなっているわけですから、これは政府首脳といえは大体あなたのことだろうと思うんです。総理の私的諮問機関を設けて従来の政府見解の見直しを含めて検討に乗り出す、こういう報道があるわけですが、大体そういうことを考えておられるわけですか。

○国務大臣(藤波孝生君) どのように勉強を進めていくかにつきまして、今、内閣官房でいろいろ検討をさせていただいておるところでございますが、先ほど申し上げましたように、憲法とのかかわりに関する問題が中心のところでございます。したがって、お話のように、内閣法制局に引き続いて勉強してもらいということが主になるかと思うのでございますが、この問題は宗教にかかわる問題でございますだけに、国民意識にも深くかかわっていく問題でございますので、単なる法律論だけでなく、各方面の御意見を聞くというようなことも、この問題を考える上で勉強の仕方として非常に参考になるのではないかと、こういうふうにも考えております。

ただ、どういふふうにしてその勉強を進めていくかにつきましてはなお検討中でございますが、総理大臣ということになりますか、官房長官ということになりますか、あるいは総務長官ということになりますか、あるいは別といたしまして、いわゆる内閣からお願いをいたしましていろいろな意見を述べてもらうというような意味での私的の懇談会といたしまして、そういう形式も勉強の一つの方法かというふうにまだ考えておる段階でございます。どう思っておられる次第でございます。

○野田哲君 事は、官房長官も言われたように、憲法の解釈にかかわる問題です。これを、私的な諮問機関といえますか、私的懇談会というところで検討して方向づけをする、従来の政府見解よりは別の見解を固めるというのは、私はどうしても検討の場として理解できない、憲法解釈で別の見解を出せるはずはない、こういうふうにお思いますが、いかがですか。

○国務大臣(藤波孝生君) 予算委員会でもたびたび御指摘を受けましたが、いわゆる八条機関の審議会と私的懇談会との区別というお話がよく出まして、そのときにもお答えをしたのでございますが、私的懇談会の場合には、その懇談会で方向づけを

するということよりも、その懇談会の中に何人かの方に来ていただいて一人一人の御意見を述べてもらう、それを行政推進の参考にさせていただくというふうな意味での懇談会が私的懇談会であるというふうにお心得ておりますが、そういう意味では、いろいろな角度からこの問題を勉強することが大切であろう、それには各界の権威の方々に来ていただいて意見を述べてもらうというふうな場が勉強の場としてあっていいというふうには考えております。そこで方向づけをしていく、あるいは方向づけをするのに利用するというような意味ではなくて、あくまでも勉強する機関としてそういった懇談会が持たれることはいいのではないかと、そんなふうにお思います。

しかし、そこで方向づけが決まるというのではなくて、何回も先生がお話しくださっておりますように、内閣法制局がありまして、内閣法制局も、いろいろ勉強してもらいながら最終的に政府がどういふふうにお考えかという見解を決定するという場面が必要があればあると思えますけれども、そういう意味では私的懇談会というのはそんなふうには私どもは考えておるわけでございます。そのことは御理解をいただきたいと思えます。

○野田哲君 靖国神社問題がいろいろ議論をされているわけですが、議論の中で一つ重要な課題になっているのは靖国神社の性格についてでありまして、ここで法制局の見解を、靖国神社の性格について伺っておきたいと思っております。

これは、靖国神社への総理の参拝の公式や非公式の議論を行う場合にいつも性格が問題になっているわけです。靖国神社が宗教性を持った宗教団体であるのか、あるいは非宗教性か、こういう問題であります。靖国神社への公式参拝が合憲であると主張される立場の人々の見解の背景には、靖国神社というのは宗教性はないのだ、超宗教的なものなんだ、こういう考え方が根底に一つあるのだと思うんです。私も、先日、見解をまとめられた奥野衆議院議員とある新聞社の企画で議論をしたわけですが、けれども、やはりそういう点を感じているわけなんです。

しかし、靖国神社の規則によりますと、第一条で、「本神社は、宗教法人法による宗教法人であつて、「靖国神社」といふ。」それから第三条で、「本法人は、「神道の祭祀を行なひ、その神徳をひろめ、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者を教化育成し、」、こういうふうな目的で定めてあるわけなんです。最近、聞くところによると、私も兄が戦死をしておりますが、遺族の家にいきますと、以前は「遺族の家」という小さいあれが、おやじの存命中には入り口の門のところは張ってありまし

た。最近はその「靖国遺族の家」、こういうふうに表示が変わっているという話を聞いたわけですが、そういう性格を持った団体といますか、神社です。そうして、その恒例の行事としては、降神、昇神の儀とかあるいは招魂、慰霊といった神社神道に基づく儀式がずつと行われているわけでありますから、私もやはりこれははつきりとした宗教の団体、宗教法人としての神社、こういうふうには考えられるわけですが、この靖国神社の性格について法制局はどういうふうな受けとめておられますか。

○政府委員(前田正道君) 靖国神社の具体的な活動状況についてまでは承知しておりませんが、靖国神社は、たゞいま先生お読みになりましたように、靖国神社規則第一条から明らかなように宗教法人でございますし、宗教法人法の第四条の規定によりますれば、宗教法人となることがございます。宗教団体とされているところでございます。したがって、法制局といたしましては、昭和五十五年の政府の答弁書におきましてもお答えいたしましたとおり、靖国神社は憲法上の宗教団体であると考えております。

○野田哲君 もう一つ法制局に伺っておきたいのは、昭和二十六年の九月十日付で、文部次官と引揚援護庁次長の文宗五一発総四七六号、こういう文書が出ております。そして、今度はそれのまた解釈をめぐってのいろんな照会に対して、文部省とか厚生省とかの所管の課長がこの解釈はこうなんだあなんだ、こういう解釈をめぐっての通達とございますか、返事を出されている。

そこで、今起こっている議論は、こういう通達が出ているのだから、知事や市町村長は公式参拝も自由で違憲ではない、玉ぐし料も公費で出すのは違憲ではない、こういうふうな立場に立った通達が出ているにもかかわらず、総理や閣僚としての靖国神社への参拝は違憲の疑いを否定することはできない、総理が玉ぐし料を公費で出すことは違憲の疑いがある、こういう政府の統一見解は地方自治体に対して文部省が示した次官通達との間に矛盾があるのではないか、こういう説を立てる人がいらつしやる。私も、いわゆる奥野小委員会の議事録を拝見いたしましたけれども、奥野小委員長自身がそういう立場に立っておられる。これもやはりきちつと整理をしておかなければならない問題だと思ふんですが、この文部次官通達について法制局としてはどういう見解をお持ちですか。

○政府委員(前田正道君) 御指摘の昭和二十六年の通達は、何

分にも当局ではございませんで、文部省から出された通達でございますし、その経緯、内容等につきまして詳細に承知しているわけではございませんけれども、通達の中で遺骨の伝達等について触れられているところから見ますと、当時の状況にかんがみまして出されたものではないかというふうな推測しております。

いずれにいたしましても、この通達は、たゞいま申し上げましたように、当時の事情にかんがみて出されたものでございすし、またこの通達自体、信教の自由を尊重すること、特定の宗教に公の支援を与えて政教分離の方針に反する結果とならないこと等につきまして、万全の注意を払うよう述べておるところでございます。そういう観点からいたしまして、同通達が先ほどお挙げになりました政府の統一見解と特に矛盾するものではないというふうな考えております。

○野田哲君 靖国神社問題、時間がございませんで、終わります。(略)

【六〇〇】第一百回国会衆議院内閣委員会議録第十四号(昭和59年6月19日)

(発言者)

市川雄一(委員)

中曽根康弘(国務大臣、内閣総理大臣)

【発言順。敬称略】

○市川委員 ちよつとよくわからないのですが、総理はよく大東亜戦争とおつしやるのですね。これは世代の違いが反映しているということである程度理解はできるのですが、いわゆる第二次大戦において日本がやった行為、これを侵略と見るか見ないか、この点について総理はどういう御認識でございますか。

○中曽根内閣総理大臣 御質問の趣旨がよくわからなかつたのですが、想像して申し上げますと、私は戦前の人間ですから、昭和十六年十二月八日には大東亜戦争という名前が正式に政府によってつけられて、そして大詔奉戴日というのものがあつたわけで、そういう意味で、人間のさかといひますか、大東亜戦争という言葉が出るのであります。しかし、その後太平洋戦争とアメリカが言ってきた、太平洋戦争史観という言葉も出てきたりして、それで時々太平洋戦争という言葉も言うようになり、今どつちかといへば、太平洋戦争と言うことも多くなつてきております。そういうえば、石橋さんも大東亜戦争という言葉を用いて使つたことがありまして、やはり同じ人間のさかを持つていふなと共鳴をしたところもあつたのであります。

そういうわけで、人間はみんな過去の歴史をしょつておるのであつて、その歴史まで隠す必要はないと思つております。しかし、それが現代の民主主義社会の原理原則に背馳していれば、これは慎まなければいかぬ、そう思つております。しかし、日本の歴史に対する評価というのはおのおのが持つておるのでありまして、それはおのおのまた尊重していくべきではないかと思つております。

○市川委員 戦争のネーミングを伺つていたのではなくて、大東亜戦争、太平洋戦争、どちらでも結構です。日本が中国や朝鮮半島あるいは東南アジアでの戦争を通して行った行為が侵略であるかどうか、この点についての総理の御認識を伺つておるわけです。

○中曽根内閣総理大臣 やはりこれは日本にいかなる名目があつたにせよ、平和に暮らしておつたインドネシアとかフィリピン

ンとか、そういうところへ資源を取りあるいは防衛の目的のために土足で上がっていったということは、これは侵略と言われるかもしれないし、あるいは侵入と言われるかもしれない。そう、そういうふうな目に遭った人の側から見たらそう思われるので、ですから国際的にそういうような批判を受けているということとは十分わきまをえなければいけないと思っております。

○市川委員 総理御自身は侵略だとは思っていないのですか。  
○中曽根内閣総理大臣 私は、今言ったように、該当している方々から見れば土足で上がってきたというふうには思っておる一人でありまして、そういう意味においては非常に迷惑をかけたやっではならぬことである、そう思っております。

○市川委員 土足で踏み込まれた側がこう見ている、私も同じ意見である。何かそこに総理御自身の主體的な判断、御認識というものを避けている感じがするのです。そういう御答弁と

ここで、具体的に伺いたいのですが、総理が拓殖大学の総長をおやりになったころ、当時の特攻隊の青年学徒を非常に礼賛した発言をされているわけですが。総理は孫引きはけしからぬとおっしゃるから、ここに全文を取り寄せてございませぬ。

例えば御就任のときのごあいさつでは、諸君たちは祖国を愛する人間になってほしいという前置きで、諸君たちと同じ青年学徒が二十数年前に同胞のために命を捨てていったんだということ最後に申し上げたいという形でおっしゃっているわけ

す。それから、その翌年の「二百年目の初心」という講演では、やはり同じことを引かれているわけですね。「第一あの大東亜戦争のときに、諸君と同じくらしいの青年学徒は、特攻隊で自分の身体を捧げて死んでいった。自分の身体を殺してまでもやるというものは、何か理想がなければやれるものではない。勲章がほしいとか名誉がほしいとかという程度の考え方で、自分の命を殺すところまでやれるものではない。自分の命を殺すところには、自分以上のものの価値をみつけたときにそれがはじめて可能なのである。いわんや大学あるいは高等学校をでた学生諸君がそういうことをやる場合においておやだ。そういうことを考えると、学徒出陣で特攻隊で戦死していった学生諸君の気持ちの中には、やはり大きな歴史的な理想というものがあるにあらうと私は考える。」こうおっしゃっている。

一般論としてはそれなりに意味はわかるのです。何か自分が掲げる理想のためにみずからの命を捨てる、その自分の命を捨ててもいい理想というものがある、そのこと自体はこれを間違いだとかと言う気はない。ただ、この特攻隊という歴史的なある段階で特定された行為について、この特攻隊の人たちが大きな理想のために命を捨てていった。総理がおっしゃる大きな理想というのは、当時の特攻隊の青年学徒にとっては何だったんでしょうか。大きな理想、何でしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 これは戦争というものに対する考え方にもよるんですけれども、あの大東亜戦争というものがどういう戦争であったか。本当に日本を防衛するための戦争であったのか。聖戦とかよく言われましたけれども、しかし、政治とか大きな国策という上層部の部面から見ると大きな間違いを犯している、私はそうあのころも考えておりました。それはいろいろな理由はあるでしょうけれども、やるべからざる戦争をやった、そう私は思うのです。

しかし、第一線へ出ていった兵隊さんや将校、純真な学徒の諸君は、これ自分の国を守らなければならぬ、ABC D線で包囲されて日本はもう生きられなくなっていると純真に信じて、そして祖国を守るために自分の一身をささげるといって純真な気持でやったか、あるいは植民地支配からアジアを脱却させようと、日本は自分の犠牲においてそういう聖戦をやっているんだ、そういうふうには教えられる純真にそれを信じてやっていた人が実は多いのです。私らも戦争に出て第一線でするということも聞いたし、そういう話し合いもしたことがある。

そういう意味において、特攻隊に出るといふような自分の命を投げ出すようなことは、一身の名誉とか何かでできるものではないのです、実際は。何かそういう崇高なものにあらうことがなければできないものではない。そういうことに殉じた人の魂を私はどうとも思っています。だから靖国神社に行くと頭を下げてきておるのであって、そのことが悪いとは思っておりません。また、特攻隊で死んだ英霊の皆さんについては本当に心からお悔やみ申し上げ、尊崇しておる、今でもそう考えております。そのことと、この大東亜戦争をやったか悪かったか、戦争の意義はどうであったかという問題とは別の問題がまたあるのであります。

○市川委員 戦争のよしあしを伺っているわけではなくて、問題は、そのやるべからざる戦争でしかも純真に死んでいった。だから、その背景には軍国主義時代の国家権力と、そういう純

真な魂を教育の力によってそう思わしめてしまった教育の体制というものがあつたと思うのです。そういうものに対する反省なくして、ただ特攻隊だけを美化していくというのは私は非常に危険な考え方だと思う。

もちろん、私も第二次大戦で亡くなられたそういう英霊の方々に對する気持ちというものは当然持っております。国民としてその英霊を鎮魂するということは当然のことだということに思っております。それが総理と違って、靖国神社というふうにはならないところが違うわけでございますけれども、国民的に霊を慰めるといふことは当然やるべきであるというふうには思っております。

そういうこととそういう国家権力。強制でしょう、学徒出陣は。しかも、そういう教育の横暴な体制というものがあつたのじゃありませんか。そういうものに対する反省なくして、ただ第一線の青年学徒は純粋だったという形で美化していく、そういうことが総理の教育観の根底にあるのかなという疑念を私は持っているわけでございます。大学で学生を相手にこういう話ざけられた。真理の探求とか真実の探求というものから当時遠ざけられていた。米英鬼畜とか英語を習っちゃいぬ。しかも戦争が終わるのか終わらないのかわからぬ。終わるとしたらどういう形が終わるのかということさえも想像もできない。言ってみれば平和ということから完全に遮断された状況の中であの人たちは行ったわけです。したがって、そういう背景と切り離して、ただ何か理想に生きて殉じていったというような美化の仕方は怖いなというふうには思っております。その辺、総理はどうお考えですか。

○中曽根内閣総理大臣 制度を論ずると、それからその個人が主観的に処していったその心境について我々が評価するのは、それは別の問題なのであって、ですから私のその演説、全文読んでいただければ、戦前の体制に対する批判というものを出していると思えますよ。拓大で総長講演というのをよくやっていましたけれども、それを全部読んで質問していただきたいと思うのです。特攻隊で戦死していったその人を尊崇する、その部分だけではなくして、戦前の体制あるいは戦争そのものに対する考え方というものは、私はある程度はつきり言っておるのです。大東亜戦争というものはやるべからざる戦争であつたとはつきり言っておりますよ。

そういうように、制度あるいは戦前の体制というものと、その中であつて純真に死んでいった人、それを我々が評価すると

いうことは別の次元に属することなのであって、私は戦前のような教育を戦後やろうとは毛頭思っていない。いわゆるウルトラナショナリズム、極端なる国家主義的な性格が非常に強かったし、閉鎖的な要素もあったと思うのです。だから私は戦後の体制は実に立派ないい体制だ、日本の歴史でも特筆すべき時代が来た、そういうことも総長講演ではたしか言っております。それは非軍事的性格においてということも育っており、これはけさも申し上げたいと思いますよ。そういう意味において、時代時代に対する認識というものはそのときによって明確にしている部分があるということをもう一回御検討願いたいと思うのです。

【六〇一】 第一百一回国会衆議院農林水産委員会議録  
第二十二号（昭和59年7月5日）  
（発言者） 上西和郎（委員）  
山村新治郎（国務大臣、農林水産大臣）  
〔発言順。敬称略〕

○上西委員（略）  
つかぬことをお尋ねしますが、大臣は靖国神社に中曾根内閣の一員として御参拝になる予定ですか。お考えはどうでしょう、参考にちよっとお尋ねします。  
○山村国務大臣 私は九段宿舍で毎日お参りしておりますので、別にそんなに深く考えておりません。

【六〇二】 第一百一回国会参議院社会労働委員会議録  
第二十一号（昭和59年8月7日）  
（発言者） 山中郁子（委員）  
渡部恒三（国務大臣、厚生大臣）  
〔発言順。敬称略〕

○山中郁子君（略）  
現在、硫黄島の墓参も東京都に任されているわけですが、ことしの東京都主催の墓参には希望者が三百五十人おられたけれども、定員の関係、つまり予算の関係で三分の一の人はカットされたというのが現実です。私は、政府としても予算をつけて墓参計画を行うべきであるし、また、遺骨収集予算も増額すべきであると、最初に申し上げた点を改めて申し上げて厚生大臣の御見解を伺うとともに、現状のような硫黄島の基地増強のもとで、遺骨収集の問題だけに限って言っても、遺族の方たちの、また亡くなった方たちの平和への願いを踏みにじるものであるという私の考え方に対して厚生大臣がどのように考えておられるか、御見解をお示しいただきたいと思えます。

（略）  
○国務大臣（渡部恒三君） この国が起こしてしまつた戦争でとうとい命を失つた皆さん方のみたま安かれと祈る気持ち、これはもう国民みんなが同じだと思います。私も朝できるだけ早く起きて毎日靖国神社の参拝を欠かさないように努めておりますが、これはもう国民の皆さん同じ気持ちであるし、また、そのみたま安かれと祈る気持ち、戦争が終わつて三十九年たつてなお海外のそれぞれの島や地域にまだ遺骨が野積みになされ、あるいは雨ざらしになり、あるいはごうの中に残つておる、これはやはり日本人として、日本国としてできるだけ故国に収集したい、しなければならぬ、この気持ちも国民すべて同じことだろうと思えます。

ですから私は、さきに申し上げましたように外交上の制約、これはこの国が国際社会に生きていく以上、やたらに自分だけ勝手にどうこうするとうわけには、これは世界が平和になつていくためにもいきませんから、やはり外交的なある程度の制約は受けます。また、これは戦後三十九年たつてしまつたから、今政府委員から答弁しましたように、極めて物理的に困

【六〇三】 第一百二回国会衆議院法務委員会議録第三  
号（昭和60年2月20日）

（発言者） 横山利秋（委員）

嶋崎均（国務大臣、法務大臣）

〔発言順。敬称略〕

難なもろもろの問題等がございます。しかし、それらの制約をできるだけ克服して遺骨収集を早くしたいという気持ち、そしてその務めが我が厚生省にあるのですから、これは一生懸命これからも努めてまいります。

ただ、先生のお言葉に逆らって申しわけありませんが、自衛隊の基地の問題は、これはまた別の問題でございます。我が国が二度とあのむごたらしい惨禍に遭わないように、この国の国民の平和を守るために自衛隊は存在し、その自衛隊の基地はそれなりに平和を守るためにあるのでございますから、これと遺骨収集の問題は別でございます。

○山中郁子君 一言だけ。

大臣があえておっしゃるから私も申し上げますが、今靖国神社問題がどうい問題として国民の間で論議をされているか、受けとめられているか、自衛隊の基地の問題がどのように受けとめられているかということ、時間がもうありませんからここで議論をいたしません。しかし、あえて遺骨収集の問題に関して厚生大臣がそうおっしゃることは、日本の軍国主義復活強化、そして今核戦争の危険のもとにさらされ、そしてファシズムの道への危険をみんなが感じている、そういうもとでそのようにおっしゃることは国民への重大な挑戦であり、本当に平和を願う人々の心を傷つけるものであり、そしてあの侵略戦争の犠牲で亡くなられた方たちを冒瀆するものであるということだけ私を一言申し上げておきます。

○横山委員 あなたは去年靖国神社公式参拝に参加されなかったようでございますね、いわゆる公式参拝。それは公式参拝が適当でないとおっしゃるつもりでございましたか、それとも御都合があつて公式参拝をなさらなかったのですか。

○嶋崎国務大臣 たしか東京におらなかった状態であるだろうと思うのでございます。したがつて参拝をしなかったということだと思います。

○横山委員 公式参拝云々については、またいろいろな地方自治体の行事においては判決が出ておりました、この問題についてはよく御存じかと思うのですが、もし御都合がつけば公式参拝に出席する意思があつたのですか。それと同じようなことでは、建国記念日に中曽根総理大臣は御出席をなさいましたようですが、法務大臣は御都合が悪かつたのでしょうか。御都合がついても出席なさらない、こういう立場だったのでですか。

○嶋崎国務大臣 御承知のように、国務大臣の地位にある者であつても私人として憲法上の宗教の自由が保障されているということは申すまでもないことであろうというふうに思つておるわけでございます。そういう意味で神社、仏閣に参拝をするというのは全く自由であるというふうに私たち考えておるような次第でございます。従来、総理や閣僚の方が靖国神社に参拝されるというのもそういうような考え方で行つてこられたのが経緯だろうというふうに私は思つておるわけでございます。したがつて、宗教心のあらわれとして神社に参拝をするというように考へられますので、特に政府の行事として参拝を実施することが決定されておるとか、あるいは玉ぐし料の費用を公費で負担するというような事情がない限り、私人として参拝することについては自由であるというふうに私は思つておるわけでございます。

私ら日本人というのは、多神教の民族というのですか、育つたときから、私は浄土真宗でありますけれども、仏壇と神棚と

というのは常に掲げてありまして、両方お参りをして気持ちを新たにしようというふうなことで育つてきた環境にありますし、現在でもそういう気持ちというのは私は全く変わっておりませんが、靖国神社にも戦争に行つたときの同僚もたくさんあそこに祭られておるわけでございますので、個人としてお参りするということは過去にもありましたし、そういうことはあつたわけでございます。去年の場合は、よく記憶はしておりませんが、そういう機会にちよつと東京におらなかったからということに参拝していなかつたのだらうというふうに思つておるわけでございます。

それから建国記念日の関係につきましては、国の建国を記念するという意味でそれが休日になつておるわけでございますけれども、従来、私一度もそういうところに呼ばれたこともありませんし行つたこともなかつたというのが実情であるわけでございます。ことしも前から人とお約束がありまして、その約束事を実行するために東京都内に、はいなかつたというふうな事情がありますので、行かなかつたという経緯であります。何か通知は前の日ぐらいに連絡があつたようでございますけれども、私も仕事でばたばたしておりました、それは後から聞いたというふうな状況になつておる次第でございます。

○横山委員 もちろん、私も、靖国神社の裏に九段宿舎がございますから行き帰りちよつと頭を下げる、あるいはお宮様にもお参りする。うちにも大臣と同じように仏壇と神棚と両方ある。ただ、法務大臣に要望したいのは、そうではあるが、同時に、日本国憲法の政教分離の基本的性格というものは、これは憲法理念の骨格をなしておるものでございますから、余人はいざ知らず、法務大臣としては、この憲法の骨格についてやはり毅然たる態度は堅持をしておいていただきたい、そう要望をいたしたいと思つておる。

（略）

【六〇四】第百二回国会参議院予算委員会会議録第  
四号（昭和60年3月11日）

（発言者）

梶木又三（委員）

藤波孝生（国務大臣（内閣官  
房長官））

中曽根康弘（国務大臣。内閣  
総理大臣）

〔発言順。敬称略〕

○梶木又三君（略）

そこで、次は靖国神社の公式参拝の問題に移るわけでござい  
ますが、その前に私はことしの二月十一日、建国記念の日に、  
総理、現職としては初めて出られまして、総理は国民一人一人  
が遠く我が国のいやさかを願うまことに意義深い日、私も出ま  
したが、このように総理、祝辞を述べられました。私はこのこ  
とに対して深く本心に敬意と評価も申し上げたい、かように思  
うわけでございまして、ぜひともこの輪が広がって定着しても  
らいたいものだ、かように考えておるわけでございまして。

そこで靖国神社の問題でございまして、この建国記念日と一  
緒に私はやはり国のために殉じられた方々、この方々をその遺  
徳をたたえお祭りする、これは当然のことだと思ふわけでござ  
います。私もビルマで戦いまして親しかつた戦友が亡くなりま  
したし、目の前で何人かの方が純粹に国のために戦って亡くな  
られたわけでございまして。こういう悲惨なことは二度とあつて  
はなりませんし、そういう方々の私たまものといいますが、お  
かげで今日のこの豊かな平和な日本があると思ふんです。そう  
いうことを考えますと、どうも我が国、割り切るといふのです  
か、ちよつと事が起きますと、それはだめだといふ意見がある  
んですけれども、そういう国のために戦つた方々、亡くなつた  
方々をお祭りするというのは、私はこれは洋の東西を問わない、  
体制のいかんを問わぬと思ふんです。どこの国でもやっておる  
ところが、残念ながら我が国は公式参拝できない。総理、韓国  
に初めてこの前行かれたときに、恐らく青瓦台ですか、お参り  
になられたと思ふんですが、日本の国では外国の元首が来られ  
ても靖国神社へお参りできない。私は、大変悲しい気持ちでい  
っぱいになるわけでございまして。総理初め閣僚の方々もお参り  
されておりますよ。ところが、これはあくまでも個人の資格な  
んですね。

そこで、今、官房長官、今も総理からもお話出しましたが、懇  
談会を持つておられますね。何だったか、閣僚の靖国神社参拝  
問題に関する懇談会、これ持たれていろいろ今やつていただい  
ておると思ふんですが、結論、これいつごろ出るか、これを官  
房長官からお伺いしまして、今私申し上げたように、どうして  
もこれは公式行事にやつていただきたいという気持ちがいっぱ  
いございまして、基本的な総理のお考え、これをあわせて  
ひとつお伺いしたいと思います。

○国務大臣（藤波孝生君） 最初にお尋ねの時期の問題でござい  
ますが、閣僚などの靖国神社参拝に関する懇談会を昨年の八月  
に第一回をお願いをいたしました。以来九回にわたつて既に会  
合を重ねていただいております。第一回の  
会合出発の際に私からごあいさつを申し上げます。おおむね  
一年ぐらゐをめどにして御意見を寄せいただきたい、こうい  
うお願いをしてきておるところでございまして、非常に精力的  
に回を重ねて御意見をいただいております。第一回のときにお願  
いをいたしましたような見当で、まだ  
確たる日時を決めてあるわけではございませんけれども、こと  
しの夏ごろまでに御意見を寄せていただけるものと、このよう  
に御期待を申し上げます。

○国務大臣（中曽根康弘君） 靖国神社に対する閣僚以下の公式  
参拝の問題については、国民の皆様方の中にもさまざま議論  
があると思ひます。大体自由民主党の皆様方は公式参拝に踏み  
切れと、そういう議論が多いように思ひます。しかし野党の中  
には、いやそれは憲法に違反するという御議論もございまして。  
内閣の法制局は今まで国会で御答弁申し上げてきたような見解  
を持つておるわけでございまして。そういう中であつて、この問  
題をどう早く処理すべきであるかという観点に立ちまして、先  
般来懇談会を設けておるのです。懇談会につきましては、法学  
者あるいは宗教学者、あるいは民族学者、女性の方、さまざま  
な方々にいろいろ自由な見地で御議論を願つておりまして、  
非常にまじめな白熱的な議論が行われておる由でございまして。  
それらの議論の跡をよく踏まえまして、その結果もよく参考に  
いたしまして政府としては慎重に考えてまいりたい、そう考え  
ております。政府が先走つてあつたことだと申し上げるのは必  
ずしも適当でないと思ひますので、そのように御了承をお願い  
いたしたいと思います。

○梶木又三君 官房長官、できるだけ早く結論を出していただ  
きたいと思ふんですよ。いい結論を早く出していただきたい、

こういう気持ちでいっぱいございまして。総理がよく戦後の総  
決算というお言葉を言われますね。こういう言葉をよく使われ  
る。私はこの問題が解決しなかつたら戦後総決算なんてない  
と思ふんですよ。ぜひひとつ、政府はつべこべ言う立場じゃない  
とおっしゃいます、ひとつそういうお気持ちでぜひとも公式  
参拝うまくいくように取り運んでいただきたい、このことを強  
くひとつお願いをいたしておきたいと思ひます。

（略）

【六〇五】 第一百二回国会参議院予算委員会会議録第  
十五号（昭和60年3月27日）

（発言者） 板垣正（委員）

藤波孝生（国務大臣（内閣官  
房長官））

〔発言順。敬称略〕

○板垣正君 まず靖国神社の問題について官房長官にお願いを  
いたします。

現在閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会がいよいよ本格的  
な論議に入ったと伝えられておりますが、その成り行き、こ  
れからの見通しについてまずお答えいただきたい。

○国務大臣（藤波孝生君） 閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇  
談会、靖国懇談会と申しておりますが、昨年の八月に第一回の  
会合を開きまして以来、現在までに十回会合を重ねていただい  
ておりまして、経緯といたしましてはまず事務局から靖国神社  
の概要等について説明を行いました後、自由討議、自由に御意  
見をお述べをいただいて回を重ねていただいておりますのでご  
ざいます。

従来懇談の中で触れられました問題点といたしましては、  
例えば靖国神社公式参拝の意義、靖国神社の性格、憲法二十条  
の解釈、さらに国民感情、諸外国の実情など多岐にわたって意  
見が述べられてきておりまして、今後の自由討議の中では、こ  
れらの問題点がさらに一つ一つのテーマというような形で浮か  
び上がって、それに対して委員の方々がいろんな角度から御意  
見を述べていただくというようなことで、さらに会合が重ねら  
れていくことになるかと思うのでございます。

時期的には、第一回の会合をお願いいたしましたごあいさ  
つの中で、一年間ぐらいの見当でということをお願い申し上げており  
まして、大体去年の八月に出発をいたしておりますので、こと  
しの夏前後にはという感じで回を重ねていただいておりますので  
ございます。

○板垣正君 従来の経緯についてはもう十分御承知であります  
から、ここでくだくだ申し上げません。これは白紙でできた懇  
談会ではなくして、重大な流れの中から生まれてきた、政府と  
しても相応の決意を持って生み出した懇談会であります。なる  
べく速やかに誤りのない結論を出し、また政府としても終戦後  
まさに四十年を迎える本年、懸案である公式参拝問題について

必ず決着をつけていただきたい。官房長官の御決意を承ります。  
○国務大臣（藤波孝生君） この問題につきましては国民の皆さ  
ん方の間にもそれぞれのお考えがございます。いろいろな意見  
があることは私もよく存じておるところでございます。それ  
らの中でこの懇談会を通じていろいろな角度から御意見を  
述べていただくということで、政府といたしましても勉強させ  
ていただいております。さらに、これらの回を  
重ねていただきます中で御議論、意見を深めていただく、同時  
に政府といたしましてもよく勉強をまいりたいと、このよ  
うに考えておる次第でございます。

【六〇六】 第一百二回国会参議院内閣委員会会議録第  
七号（昭和60年4月2日）

（発言者） 板垣正（委員）

藤波孝生（国務大臣（内閣官  
房長官））

〔発言順。敬称略〕

○板垣正君 まず官房長官にお伺い申し上げますが、最近、御  
存じのとおり、政教分離をめぐって訴訟あるいは住民監査請求  
その他のクレーム、こうしたことが枚挙にいとまがないほどい  
ろいろ起こってきているわけでありまして。これは一々具体例に  
ついては時間がありませんので申し上げますけれども、既に  
御承知だと思っております。こうした問題の中にはちよつ  
と常識的にどうかというふうな問題も間々あるわけでありま  
す。ごく一部の例でございますけれども、箕面の忠魂碑をめぐつ  
ての訴訟ですね、これでは忠魂碑は宗教施設である、遺族会は宗  
教団体であるという驚くべき判決であります。現にこれは係争  
中でありまして、遺族会は宗教団体であるのかないか、これが  
裁判の場でまともな形で論議されておる。あるいは遺族会に対  
する補助金をめぐって、宗教団体に補助金を出すのは憲法違反  
だということがまさにまじめに論議されているという驚くべき  
姿。あるいは慰霊祭等の行事をめぐって公民館がそうしたもの  
に貸せない、宗教的行事を伴う慰霊祭には貸せないというふう  
に断られたというふうな事例もありません。

極端な例としては、これは石川県ですか、小学校でプール開  
き、教頭さんがお清めということでお塩をまいた。これに対し  
て、神道儀式にかかわっていることだから憲法上問題があるとい  
うようなクレームがつく。あるいは、これは東京の保谷市の  
例であります。従来平穩に市の体育館を無償で使って民間主  
催の戦没者慰霊祭が行われてきた。それに市長や議長が生花を  
供えておった。この生花をめぐって住民監査請求が出て、これ  
がまた憲法上問題であるというふうなことで、一たん市はこれ  
をやめると言った。しかし、一般住民がこれに対して公開質問  
状を出して、またいろいろ問題になっているとか、いろいろ  
挙げれば切りがないわけでありまして。

こういうことをめぐってこうした問題が多発しておるとい  
う現状についてまず長官はどういうふうな御認識をお持ち  
でございますでしょうか。

○国務大臣（藤波孝生君） どういう認識を持っておるかということにお答えするのは非常に難しいわけですが、憲法上宗教法人の扱いであるとか、宗教活動に対する政治との関係などにつきましては、非常に厳しい規定になっておりますので、純法律上検討してまいりますと、なかなかいろいろところで難しい問題が起り得るというふうに考えております。ただ、今の先生の御意見によりまして、何か憲法上のいわゆる法律論よりもさらに歪曲されて、宗教法人とか宗教団体とかが活動しにくいことになっていないかというふうな今の御意見等につきまして、それらが日本の場合に、政治と宗教と申しましようか、憲法の法律論の中で宗教の位置と申しましようか、戦後四十年たつておるわけでございますから、国民の合意された考え方というものは整理されてきそうなのでございますけれども、従来日本人の心の中で考えてきたことと現在憲法が規定しておりますこととの間にいろいろ、何といいますが、現実上ギャップが生ずるようなところもありまして、一つ一つの事例として考えてみますると、いろいろな混乱が生じておるようなところもある、こんなふうな思うわけでございます。しかし、憲法では非常に厳しい規定になっておりますから、それらも十分頭に置いて政府としては一つ一つの事例に対処していかねればなりません、このように考えておる次第でございます。

○板垣正君 これらの問題についてさらに特微的な点を申し上げますと、裁判、訴訟にせよ、住民監査請求にせよ、ごく一握りのグループで行われているという現象であります。さらに言うならば、新教、プロテスタントのキリスト教のそうした立場の牧師さん、あるいはいわゆる革新と称する勢力のごく一部の人がこの問題を提起しておる。しかし、こうした問題が提起されますと地方自治体は被告の場に立たざるを得ない。地方自治体の中にはそれは毅然として筋を通しているところもございいます。しかし多くは、そうしたものを突きつけられると、なるべくさわらぬ神にはたたりなしと、事なかれで安易な妥協をする、安易な措置をする。それが一般住民とは非常に遊離した形でまたそれがいろいろ争いのもと、抗争のもとになっておる。しかも、こうした一連の動きというものをいわゆるミニ靖国闘争と称しておるんですね。ミニ靖国闘争で非常にこれは根っこが深いわけですね。これは一連の組織的な連携をとりつつ反靖国闘争の一環として非常な根を広げつつある。

こういう中で、こういう成り行きのままにいきますと、まるで占領中の神道指令がもう一回復活しなきゃとどまらないよう

な、あるいは昭和二十六年九月十日に出された文部次官等の通達が政府においても国会においても現に有効であるという確認をされておるにかかわらず、実質的にはこういうものほとんど人形散化しておる。こういう現象というのは、日本の長い伝統、歴史で培われてきた日本人の特有の宗教感情なりあるいは文化的な営み、そうしたものを知らず知らずのうちにむしばんでいく、言うなれば、精神的、文化的な公害というべきものではないか。極めて深刻な憂慮すべき事態であろうと思うのであります。

戦没者の慰霊ということとはまさに人間特有の営みであります。動物が仲間が死んだから自分たちでそれを追悼する、慰霊するということはあり得ない。まさに人間特有の営みであるならば、その追悼なり慰霊の行事に宗教的なものが当然伴う。現にそうした形で平穩に行われている。例えば東京都において毎年春秋、戦災で亡くなった方、震災で亡くなった方の慰霊法要が東京都の所有する戦災慰霊堂で行われております。そして必ず仏教式でこれはやられるわけですね。必ず都知事、都道府県議会の議長が出て追悼の辞をささげます。何人もこれに対して憲法違反だとかいようなことを文句つけた例は聞かれません。そのほかにもいろいろな形で行われている例も多いわけがあります。したがって、もう戦後まさに四十年、日本の民主主義も成熟の段階に入ってきていて、国民的な意識においても政教分離、信教の自由ということ踏まえながら、また日本国民の長い歴史の伝統の上のつとめた個性あるこうした慰霊のあり方、戦没者追悼のあり方、そうしたものが大切にされるべきであろうと思うわけでありまして。

そうした意味におきまして、今靖国神社の参拝問題に関する懇談会が官房長官の諮問のもとで行われておるわけでありまして、この問題はそうした混乱にある程度区切りをつける、そういう面からも非常に大きな期待を持たれ注目され、この運びをもってぜひ明確な解決をしてみたい、これは本当に切なる多くの国民の願いであります。

そこでお伺いしたいわけですが、最近本格的な論議に入っているということも聞いておりますけれども、長官のお立場でどういう方向で諮問され、現在どういふふうに進んでおるか、そして近い将来にこの報告書がまとめられる、どういふ状況にあるのか、簡単に結構でございますが、要点を教えてください。

○国務大臣（藤波孝生君） 憲法を中心として宗教と政治の問題は非常に難しい問題がございまして、いろいろな事例で、先生御指摘のように、こういう場合にはいいけれども、こういうときには非常に問題になるというような、確かにそういう感じも私どももございまして。今お話がございました東京都の戦災、震災の追悼法要など、私も党を代表して参列したことがございましたが、そのときは仏教の形式で随分盛大に催されて、ああ、こういうふうにしてやるんだな、やれるんだな、そんな思いをしたこともございました。ただ、これらの問題につきましても、お考えになる立場の方によりまして、お考えによりまして、物事は憲法を中心として考えていかなきゃならぬというふうな思うわけで、非常に微妙な難しい問題であるというふうな考えざるを得ないわけでございます。

靖国神社に対する閣僚等の参拝の問題につきましても、今先生御指摘のように、自由民主党を初めといたしまして各方面からいろいろな御意見がございまして、それを受けて政府といたしましてこれをよく勉強したい、このように思いまして懇談会を設置して、内閣官房長官の私的諮問機関として意見を述べていただいたおるところでございます。昨年の夏に第一回をお願いをいたしまして、その第一回目の会合の際に、ほぼ一年ぐらいいをめどとしてひとつ御意見をぜひ深めていただきたいとお願いをしておる、非常に精力的に会合を開いていただいております。

まず、靖国神社の経緯等につきまして事務的な御説明を申し上げた後、いろいろな資料を取り寄せようということ、外国各国の国のために亡くなった方々等に対する慰霊のいろいろの例なども、随分たくさん国々から日本の在外公館にお願いをして取り寄せまして、それらも十分参考にさせていただいたり、あるいは法律論としていろいろなお立場から、宗教法人靖国神社というお立場の憲法上の問題、そこで公式にかかわっていく場合のいろいろ問題点といったようなことについても意見が述べられておるところでございます。また宗教学者、哲学者の方々もおられますので、いわゆる宗教論として、日本の神道といったようなものがどういふふうな経緯で今日まで発展をしてきておるか、それが日本人の暮らしの中でどのような位置づけになっておるかといったようなことについてもいろいろ御意見をお寄せいただいております。

いろいろな角度から御意見を寄せていただいておりますが大変いい勉強をさせていただいております、このように思っておりますのでございますが、なお会合を重ねていただきまして、林座長

を中心にいたしました報告がまとめられるのを待つ、こういう形で政府としては今勉強させていただいておるところでございます。

○板垣正君 いろんな問題で国民の合意を求めていく、コンセンサスを求めていくということは非常に大事なことだと思っておりますが、ただ、それが名目になります。先般の建国記念の日の問題についても私はそういう感じを持っております。総理が初めて参列をされて行われた、それはそれで大いに意義があったと思いますけれども、反面、今まで四十一年以来、本日に建国の日の意義を踏まえ熱心にこの会を守り育て、また国民的な場でもやってきた熱心な方たちが何か疎外されて薄められてしまったというふうな感じ、政治色をとるんだ、宗教色をとるんだということから、今度は逆の意味の何か政治色が入ったとかというふうな感じ、あるいは今の問題につきましても、今専ら行われております追悼式の例が、非宗教的、無宗教の儀式が行われるという格好で、それならいいんだと行われているけれども、あの無宗教の儀式といえども宗教性がないとは言えない。宗教性のない慰霊祭などあり得ない。まして私も日本人は極めてユニークな宗教的な伝統を持ち、情操を持っておる。そういうことで懇談会の方もぜひ期待されるような結論を早期にまとめ、特にこれは官房長官が責任者として諮問されて参考意見を聞くというわけでありまして、そういう方向でさらに委員の方を鞭撻していただいで期待される結論をまとめられる。従来の内閣法制局見解といえども絶対のものではあり得ない。内閣法制局が一回見解を出したら絶対変えられないなどというふうな、そんな硬直したものでは政治はあり得ないと思う。そういう点も含めて、ぜひ善処方をお願いいたします次第であります。(略)

【六〇七】第百二回国会衆議院大蔵委員会、内閣委員会、地方行政委員会、文教委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、運輸委員会、建設委員会連合審査会議録第四号(昭和60年4月11日)

(発言者) 小川仁一(委員)

友藤一隆(政府委員、防衛庁人事局長)

〔発言順。敬称略〕

○小川(仁)委員 (略)  
続いて、同じ建物の中に公益法人を存在させている防衛庁の方にお伺いいたしますが、隊友会というのがございますね。これはことし約一億円ぐらゐの増額になっていますが、この団体予備自衛官の管理事務を委託している。予備自衛官といえども準公務員に該当するものであります。民間団体にそういう人の管理事務を委任するというのがそれ自体、組織としては非常に不認識だと思いますが、いかがでございますか。

○友藤政府委員 お答えをいたします。  
予備自衛官は御案内のとおり非常勤の防衛庁職員でございます。日常は一般社会人としてそれぞれの職業に従事をしておりまして、原則として年一回の訓練招集で出頭する以外は自衛隊と余り接する機会がないわけでございます。自衛隊との連携と申しますか接触は非常に少ないという状況でございます。

自衛隊といたしましては、予備自衛官の制度の趣旨にかんがみまして、常に緊密な連携を保つておくことが必要ではございますけれども、管理を担当いたしておりますのが地方連絡部でございます。現在の体制では、管理の人数が非常に少ないので、この現在の体制では、管理の人数が非常に少ないので、地方連絡部だけでは十分把握することが困難である。こういうような現状でございますので、自衛隊の実情を十分認識をし、かつ社会の実情にも明るい、主として元自衛官で構成をされております社団法人でございまして隊友会に、予備自衛官の管理事務の一部をお願いしております。こういうこととございまして、委託の内容は、所在の確認でございますとか勤務意思の確認あるいは訓練出頭時期の調整等の業務をお願いしております。こういうこととでございます。

○小川(仁)委員 別に自衛隊の管理体制を強化しろと言うつもりはないのですけれども、ただ、予備自衛官といっても非常勤

の職員でしよう。職員を社団法人に管理させるなんていう軍隊はめったにないと思えますがね。その程度の自衛隊だという認識をしておきましょう。

それで、この隊友会の山口県支部連合会が問題を起こしておりますね。中谷さんという人の御主人が亡くなったのを護国神社に祭るといふことで、現在裁判になっておりますが、隊友会の事業の中に、死んだ人の合祀申請まで入るのですか。

○友藤政府委員 お答えいたします。

隊友会も独立の人格でございますので、私どもからお答えするのは適切かどうかわかりませんが、定款を見ますと、第四条の五項に「正会員で重度障害となった者、死亡した正会員、又は殉職した賛助会員の遺家族に対する援助」というような項目がございまして、御遺族の援護というふうなことで隊友会が事業を行ったものと承知をいたしております。

○小川(仁)委員 死んだ主人の祭祀なんというのは宗教上の問題であり、個人的な問題であります。隊友会などというものが援助という名前前で、自分の死んだ主人の身を祭る場所まで勝手に決められては迷惑至極なんです。こういう憲法違反のような仕事をするような隊友会については、即刻解散をさせるか、あるいは業務の見直しをするかしなければいけないと思えます。憲法違反の仕事をしているような隊友会に、補助金を出すこと自体も非常に大きな問題でございますだけに、責任ある御答弁をお願いしたいと思います。

○友藤政府委員 以前の事件でございますが、当時の調査によりまして、隊友会の方で御遺族の御意思というところで合祀の手続を行ったというお話でございましたけれども、それが御遺族の十分な同意が得られてないというふうな結果でございまして、そういった行き違い等によりまして、信教の自由を侵すような結果になったというふうな事案に今発展をして、訴訟になっておるといふようなこととございます。

私どももいたしましては、こういうふうな御遺族に対する御援助につきましては、よく遺族の御意思に従ってやっていただくということが必要ではないかと考えておりました。いやしくもそういう誤解を招かないように隊友会を指導してまいりたいというふうな考えております。

○小川(仁)委員 誤解じゃないですよ。これは岩手県の釜石で亡くなられたから、事情その他は私は承知しておりますが、奥さんが御主人を護国神社に祭らないでくれと頼んでおられるのに、強引に祭っているのです。それで憲法違反だといって訴えられ

ているのです。祭祀問題まで扱うような隊友会というのは、憲法違反をやっておるわけです。既に敗訴もしているはずであります。こういう事業は一切やめてもらいたいし、これは後でもまた御質問申し上げますが、憲法違反になるような仕事をする公益法人には今後補助金は出さないでもらいたいということをはっきり言っておきます。

（略）

【六〇八】第百二回国会衆議院内閣委員会会議録第十号（昭和60年4月16日）

（発言者）

鈴切康雄（委員）

田中宏樹（政府委員、内閣総理大臣官房審議官）

後藤田正晴（国務大臣（総務庁長官））

〔発言順。敬称略〕

○鈴切委員 原爆の恐ろしさとか悲惨な体験等の風化を防ぎ、後世に語り継ぐものとして、広島には原爆ドームや原爆資料館あるいは慰霊碑等もあり、長崎にも平和祈念像や原爆投下地点に石碑が建てられておりますが、報告書で言うように、「今次大戦における国民の尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念する」という趣旨に沿って、全国民を対象とした記念となるようなもので国が直接管理し、運営しているものが何かありますでしょうか。

○田中（宏樹）政府委員 おっしゃる中身は、報告書で言います特別基金の事業につきましては、とうとう戦争犠牲が風化することを防ぎ、さらに後世の国民に語り継がれ、国民が戦争による損害を受けた関係者に衷心より感謝の念を示すための何らかの事業ということで、方向が示されたわけでございます。今後の趣旨に沿いまして検討してまいりたいと思っております。今後から今御指摘のありましたことでございますが、戦没者等の慰霊その他、それぞれの所管の省庁で行っている事業等は、従来からもやってきたものはあるというふうに思っております。

○鈴切委員 報告書で言うところの事業については、不幸にして亡くなられた方、また幸いにも生き長らえられた人も、ともに戦争被害者であり、両者をあわせた形で基金をつくり何か一つの事業を行うというように受け取られるわけですが、戦没者及び生存者に対しそれぞれ多彩な事業を行うことが望ましいと考えております。本来ならば生存者に対して個人補償が望ましいわけでありませぬ、一歩譲ったとしても、二度と戦争を起させないためにも、戦争体験の風化を防ぐとともに、後世に伝え残すものとして、例えば戦争記念館とか平和資料館というようなものをつくり、また戦没者に対しては遺家族やすべての国民の人たちが弔意を求める気持ちは十分理解できるので、国としてその気持ちを十分に反映した記念となるもの

をつくるべきであるというふうに思いますけれども、その点どうお考えでしょうか。

○田中（宏樹）政府委員 繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたような、報告書の趣旨に沿いますような事業の中身をこれから関係者と相談をしながら詰めてまいりたいと思っておりますので、先生の貴重な御提言も十分拝聴させていただいて検討させていただきたいと思っております。

○鈴切委員 そういうことを理由にして言うならば、靖国神社の国家護持とかあるいは公式参拝という考えに結びつけるということは、憲法二十条とかあるいはまた八十九条等から考えて問題があると私は思います。その点については、実は、我が国の無名戦士の墓とも言える千鳥ヶ淵戦没者墓苑では諸外国に比べて余りにもスケールが小さい、そういうことが国民の中には言われております。そういうことから考えますと、外国の国賓等の参拝や全国民がひとしく弔意をあらわすことのできる大規模の国立の墓苑というものがあってもよいのではないだろうかというふうには、私は検討する段階においていろいろと御提言を申し上げましたが、国民の多くの方々がそういう場所において国賓の方々を迎えられるというふうなことは、国としてやらなければならぬ一つの大きな問題じゃないだろうかというふうには思うのですが、その点についていかがでございますでしょうか。

○田中（宏樹）政府委員 また繰り返しになるかもしれませんが、大規模な国立墓苑という御提言でございます。大変貴重な御意見と存じますけれども、何分にも特別基金で行います事業の内容につきましてもこれから検討していくことになりまますので、現段階で何とも申し上げようがございません。今後の検討に当たりますと、御提言の趣旨がこの事業の中身にふさわしいものかどうかという点につきましては十分吟味をさせていただきますかと思っております。ただ、先生も御指摘になりましたように、類似なものとしたしまして千鳥ヶ淵の戦没者墓苑等もございます。厚生省が礼拝行事も当たっているところがございます。この辺も十分連携をとりながら考えてまいりたいと思っております。

○鈴切委員 海外の無名戦士の墓とかそういうものについて若干調べてみたのですけれども、例えばアメリカにはアーリントン国立墓地に無名戦士の墓がある、あるいはカナダには戦没者記念碑、あるいは韓国には国立墓苑、あるいはフランスには無名戦士の墓、イタリアも同じ、ソ連も同じ無名戦士の墓、あるいはトルコにおいても立派なものがあります。そう考えてみますと、世界各国にはほとんどそれなりの無名戦士の墓というこ

とで、国民がひとしく、あるいはまた私どもが行っても花束がさざげられるような規模の立派なものができているわけであり、ところが日本の国は、第二次世界大戦でこれだけの犠牲を払っていながら、実際に今厚生省が所管をしていると言われた千鳥ヶ淵の墓苑は、スケールが余りにも小さいといえます。狭いというか、果たしてそれがふさわしいかということになります。実は私は問題があるだろうというふうには思いません。もちろん靖国神社でそんなことができるわけがないわけですが、それでも、そういうことで、少なくともこういうふうな戦後処理問題の検討がなされた以上、そういう点についてももう少し前向きに御検討を願った方がよいのじゃないかというふうに思うわけであり、最後に総務庁長官、私が申し上げたことを踏まえて御答弁をお願いしたいと思います。

○後藤田国務大臣 政府委員が先ほど来お答えしておりますように、この問題は戦後処理懇で一応の御提言を得ておりますから、その線に沿ってこれから検討すべき課題である、こう考えております。

靖国神社の問題も御意見に出ておりますが、これは国民の中で靖国神社にお参りするべきじゃないかという意見も大変多いわけです。しかし同時に、それはおかしいじゃないかという、コンセンサスを得ておりませんが、そういうことを考えますと、ここで千鳥ヶ淵墓苑をもう少し大きくしたらどうだということについてはよほど慎重に我々は構えなければならぬ、かように考えます。

○鈴木委員 靖国神社の問題については、政府の法制局においても、これは問題だ、違憲の疑いが払拭できないということを与えているわけでありまして、宗教法人に国の財政的な援助を与えるということについては問題が残るわけでありまして、その点だけは申し上げて、終わります。

【六〇九】 第百二回国会衆議院法務委員会議録第二十二号（昭和60年6月19日）

稲葉誠一（委員）  
森正直（説明員、内閣審議官）  
前田正道（政府委員、内閣法制局第一部長）  
【発言順、敬称略】

○稲葉（誠）委員 では、あと残った時間は大変恐縮でございますけれども、これは内閣官房長官ですか、顧問ですか、そういう形で今靖国の懇談会ができておるわけですね。審議室ですか、これは。それは具体的にどういうふうになっておって、いつごろどういふ一どういふ結論が出るというのはまだわからないでしょうけれども、それはどういふ見通しになっておるわけですか。

○森説明員 御説明申し上げます。  
ただいまお申し出のことは藤波長官の私的懇談会でございます。閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会、座長は林敬三・日赤社長でございます。昨年八月三日に第一回会合を行いました。以来、十四日に行いまして、事務局から靖国神社の概要を説明した後、ずっと自由討議を行っております。

それから、いつごろというお話でございますが、昨年八月三日のごあいさつのときに、官房長官からおおむね一年程度ということをお願いしております。したがって、夏ごろには以上であります。

○稲葉（誠）委員 今の夏ごろというのは、八月十五日前という意味ですか、大体。

○森説明員 そこまで具体的には詰めたお話は、今のところございません。

○稲葉（誠）委員 何かいろいろな論があつて、両論があつて結論が出ないのだというふうにも伝えられているのですが、これは本来は結論が出ない懇談会なわけですか。あるいは両論併記のままでもいいという意味の懇談会なわけですか。

○森説明員 十五名の先生方がごも自由なお立場から御発言になつておまして、会を十四回重ねておりますと、大分おのずから御理解が共通される面ですとか、必ずしもそうとも言

えないような感じのところですか、いろいろ今の段階ではございまして、したがって、どういふ形で最後おまとめいただくかということは、それも私どもちょっと予想しかねるところでございます。

○稲葉（誠）委員 じゃ、内閣法制局、おいで願つて大変遅くまで済みませんが、靖国神社の公式参拝なり国家行事に対する内閣法制局の見解についても一週御説明を願つて、今もその見解を維持されるのかどうかという点について御説明ください。

○前田政府委員 閣僚の靖国神社の公式参拝に關します政府の統一見解につきましては、御承知のように従来昭和五十三年十月十七日のもの、それから昭和五十五年十一月十七日のもの、この二つがございまして、現在、私どもがとっております考え方は、この政府統一見解のとおりでございます。

○稲葉（誠）委員 いや、だからその要点というか、結論を御説明ください。

○前田政府委員 従来の政府の統一見解としては二つございまして、結論的な部分を申し上げますと、閣僚の靖国神社への公式参拝につきましては、政府といたしましては憲法第二十條第三項との関係で問題があり、違憲とも合憲とも断定しておりませんが、これが違憲でないかとの疑いをお否定できないというものでございます。

この統一見解におきまして、違憲ではないかとの疑いを否定できないとしておりますゆえんものは、端的に申し上げますならば、閣僚のいわゆる靖国神社の公式参拝が憲法二十條第三項で規定をしております宗教的活動に当たらないかどうかということが問題になるからでございます。

○稲葉（誠）委員 それは宗教法人靖国神社の規則というのがありますね。この三条に「目的」というのがありますが、これとの関連でどうなのですか。これがもし変わった場合とか、あるいはそのままだからそうなので、それが変わればこうだとか、かなんとか、そこら辺はどういふふうになるのですか。

○前田政府委員 御指摘の靖国神社の規則におきましては、その第一条におきまして、靖国神社が宗教法人法による宗教法人であるということをお明記しております。さらに御指摘の第三条におきましては、神式による祭祀を行うということが明記されておるわけでございます。そのような靖国神社に對しまして、閣僚が公式に参拝するということになりまして、それはいわば宗教にかかわり合ひのある行為ということになりますので、先ほど申し上げたような結論に相なるわけでございます。